平成 30 事業年度

業　務　実　績　等　報　告　書

独立行政法人労働者健康安全機構

（別紙）

評価書様式

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第３期）
	中期目標期間	平成 26～30 年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

３．評価の実施に関する事項

４．その他評価に関する重要事項

様式１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）		（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況 ※過年度の総合評定は別添「総合評定」の算出方法により算出願います。				
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
		Ｂ	Ｂ	Ｂ	Ｂ	
評定に至った理由						

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
統合による効果を最大限に発揮するための研究の推進			A○	A○		1-1-1	指標設定困難
労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施			B○	B○		1-1-2	
労災疾病等に係る研究開発の推進			B○	B○		1-1-3	
化学物質等の有害性調査の実施			B○	B○		1-1-4	指標設定困難
労働災害調査事業			A	A		１－２	指標設定困難
労災病院事業			B	B		１－３	
産業保健総合支援センター事業			B○	B○		１－４	
治療就労両立支援センター事業			S○	S○		１－５	
専門センター事業			B	B		１－６	
未払賃金立替払事業			B○	B○		１－７	
納骨堂運営事業			B○	B○		１－８	
（参考：27年度までの評価項目）							
研究所の業務との一体的実施	B○	B○				１－１	指標設定困難
すべての業務に共通して取り組むべき事項	B	B				１－２	指標設定困難
労災疾病等に係る研究開発の推進等	B○	B○				１－３	
勤労者医療の中核的役割の推進	B○	B○				１－４	
円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等	B○	B○				１－５	
地域の中核的医療機関としての役割の推進	A	B				１－６	
産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進	B○	B○				１－７	
優秀な人材の確保、育成	B	B				１－８	
未払賃金の立替払業務の着実な実施	A○	B○				１－９	
納骨堂の運営業務	B	B○				１－１０	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No.	備考
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B		２－１	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	C	C	B	B		３－１	指標設定困難
Ⅳ．その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	C	B	B	B		４－１	

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－１	統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（平成 27 年２月 24 日閣議決定、平成 27 年４月 24 日成立、平成 27 年５月７日公布） 独立行政法人にかかる改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年４月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」・難易度：「高」 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	4,500,549
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	4,322,401
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	3,917,653
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	53,300
行政コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	4,038,228
従事人員数（人）	－	－	129	123	119

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 　機構は、臨床研究及び医療提供の機能並びに高度な基礎研究及び応用研究の機能を有機的に統合し、予防、治療及び職場復帰支援を総合的に実施するとともに、労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点からの調査研究を行うことをミッションとしていることを踏まえ、以下のとおり、事業を実施するものとする。 １　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （１）統合による	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項 １　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （１）統合効果を	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項 １　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （１）統合効果を	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	**第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **Ⅰ　労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項** **１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等** **（１）統合効果を最大限に発揮するための研究の推進**	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 以下のとおり、年度計画に定める、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究を実施した。 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、専属の研究員が理学、工学等の観点から労働災害を防止することを目的とした調査研究を実施している安衛研（２か所）と、臨床業務に従事する医師等が疾病の早期発見、治療等を目的とした研究を実施している労災病院等（33病院）という異なる目的・体制で研究を実施している両組織が、労働災	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進 　労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供等、機構が担うべき業務を着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の５分野に取り組むこと。 　この取組により、労働災害の減少及び社会復帰の促進（アウトカ	最大限に発揮するための研究の推進 　労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、以下の５分野に取り組む。 　社会変動や産業保健活動の動向に留意した上で、この取組によ	最大限に発揮するための研究の推進 　労働安全衛生関係法令の制定等の基礎となる科学的知見等の収集・分析、現場における対策の具体的実施に活用可能な技術等の開発、勤労者医療を中心とした高度・専門的医療の提供などを着実に実施するとともに、総合的かつ効果的な調査研究の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究（以下「重点研究」という。）として、引き続き、以下の５分野について、工程表に基づき取り組む。		・工程表に定める目的及び計画に従い、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中毒等分野の各研究を実施した。	害防止、職業性疾病の早期発見、治療、職場復帰支援等に資する研究を一体となって実施する体制の構築という国内では初めてのチャレンジングな取組に引き続き尽力し、工程表に沿って研究を行っている。 　平成29年度からは、原因の究明等に係る研究を進めるよう厚生労働省から要請があった有機粉じんによる肺疾患事案について、研究計画を迅速に立案し、「有機粉じんによる肺疾患事案の原因の究明等に係る研究」を新たに開始した。 本研究は、従来の労災病院と安衛研の研究体制に、毒性試験に係る能力を高水準で有する日本バイオアッセイ研究センターを新たに加えた３者を有機的に連携させた体制で研究を実施している。 　さらに、平成30年度は研究班会議を定期的に行うことで互いの研究成	

	ム）に結びつけること。 ①　過労死等関連疾患（過重労働）	り、得られた研究成果を速やかに行政機関に提供し、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上や社会復帰の気運の醸成を図り、その結果、労働災害の減少につながるようにするとともに、労働災害により重篤な障害を負った労働者等の社会復帰の促進に結びつける。 ①　過労死等関連疾患（過重労働） 　過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）やそれと過労死等をもたらす疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に資する研究を行う。	①　過労死等関連疾患（過重労働）		**【各分野における研究の進捗状況及び成果】** ①　過労死等関連疾患（過重労働） 「脳・心血管病の早期発見のための新たな指針の検討」 　職場ストレス・精神的ストレスを包括的に検討した上で、過労死事案とサバイバーとを比較検証する観点から項目内容を精査したアンケート調査により、過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）を把握し、過労死等をもたらす脳・心血管病との関連の解明を進めた。また、新たな酸化ストレスマーカー（Lox-Index）の関連及び抑うつとともに変動する脳由来神経栄養因子と労働者の心血管障害との関連を検証することで脳・心血管病の早期発見のための新たな指針を確立するという過労死等の効果的な予防対策に資する研究を進めた。 　平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・複数の労災病院及び外部医療機関で、人間ドック受診者、脳・心血管病患者の協力により、研究協力者に対して血液検査、アンケート調査等の実施によりデータを収集した。 ・また、酸化ストレスマーカー（Lox-Index）で評価される酸化ストレスと精神的ストレスとの関連及び抑うつとともに変動する脳由来神経栄養因子、アンケート調査により把握した労働時間等と労働者の脳・心疾患病との関連の比較・検討を行った。 ・その結果、①負荷されるストレスの質や強度は、地域における社会的基盤、生活様式に大きく影響されること、②冠動脈疾患に比べ、脳血管疾患の入院症例で、有意に抑うつ度が高値になること等の結果が得られた。 「労災二次健診の現状分析と今後のあり方を検討」 　労災病院において実施されている労災保険の二次健康診断等のデータを利用し、受診者の	果を共有し、それぞれの研究に活かすことで、さらなる相乗効果を発揮した。また、せき損等（職業性外傷）では、東京、埼玉、愛知の産業保健総合支援センターと連携を図り、日本医師会認定産業医制度研修会で本研究成果等に基づく研修を行い、労働災害防止に関する知見を提供することで産業医の育成にも貢献したことが認められることから、自己評定を「Ａ」としている。 ・安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究として、過労死等関連疾患分野、石綿関連疾患分野、精神障害分野、せき損等分野及び産業中毒等分野の全てを実施した。 ・重点研究協議会を開催し、重点研究５分野に関する	

					特徴、検査結果の実態等を明らかにするとともに、分析結果を基として、過労死等調査研究センターが分析している過労死等事案に関するデータ等を活用することにより、最終的には、予防につながる精度の高い二次健康診断等の項目について検討する研究を実施した。 平成30年度の進捗は以下のとおり。 ・東北、東京、横浜、九州労災病院と連携し、同院における二次健診の実態を把握するとともに、労災保険の二次健康診断等のデータを・分析し、二次健康診断等の項目及び効果的な事後措置等の在り方を検討した。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	方針決定、進捗管理、意見交換及び各分野の工程表の検討を行い、それにしたがって研究を行った。 ・特にせき損等（職業性外傷）では、東京、埼玉、愛知の産業保健総合支援センターと連携を図り、これらセンターが開催する研修で研究成果の普及を図るなど統合の効果をさらに発揮したことが認められる。 ・重点研究を円滑に進めるため、各分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。また、安衛研の研究員が臨床現場を訪問し、実態調査を行う等、積極的な交流を図った。 ・機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研	
	②　石綿関連疾患（アスベスト）	②　石綿関連疾患（アスベスト） 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研究を行う。	②　石綿関連疾患（アスベスト）		②　石綿関連疾患（アスベスト） 「石綿疾患診断の妥当性の検証」 労災保険給付に係る決定等の迅速化に資するため、石綿繊維の迅速な計測法の妥当性の検証を進めた。 また、肺内石綿小体数1,000～4,999本/gの範囲の肺がん症例において、肺内石綿繊維を測定することにより、どのような職種で従事期間がどの程度であれば、判断基準（石綿繊維５μm超200万本以上又は１μm超500万本以上）に該当するかについての研究を進めた。 平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・TEMによる繊維計測に先立ち、位相差光学顕微鏡（PCM）による石綿小体計測が実施されていることから、PCM試料の状態観察の情報から、TEM計測に適切な試料状態を判断できれば、効率的なTEM試料作製が行えると考えられるため、PCM試料とTEM試料の対比検討を行った ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。		
	③　精神障害（メンタルヘルス）	③　精神障害（メンタルヘルス） 職場復帰のプロセス等に関する調査研究を実施し、メンタルヘルス不調の予防のための方策及び精神障害に罹患した労働者の職場復帰を促進する要因を検討する。	③　精神障害（メンタルヘルス）		③　精神障害（メンタルヘルス） 「メンタルヘルス対策として広く現場で活用できるツールの開発」 不眠とうつ病との関係を評価する指標と、健常者レベル及び疾病性レベルの抑うつの重症度の関連を分析し、メンタルヘルス不調を予防する目的で広く現場で活用できるツール開発の研究を進めた。 平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・労災病院の一般健診・人間ドック受診者のデータ約1,800件のうち、日勤者約1,200件（コントロール群）を分析し、(1) 不眠等を評価する指標（不眠スコア：ISs）は疲労、抑うつ、不安のそれぞれとの有意な相関が認められ、 問題不眠がある者（ISs≧３点）と抑うつとも有意な関連が認められる、(2) ISsの質問を幾つかの因子に分けた不眠スケール（入眠困難、熟眠障害、早朝覚醒）で検討しても抑うつとの関連は認められ、特に入眠困難が抑うつとの関連が強いことが確認された。 ・患者群（ケース群）のデータを得るため、労災病院に加え、外部の医療機関の協力により、収集した163症例を分析し、ケース群とコントロール群を性、年齢等でマッチングして、不眠スコア等がどのくらいになればうつ病等の重症化に至るのかについて検討を行った。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。		
	④　せき損等（職業性外傷）	④　せき損等（職業性外傷）	④　せき損等（職業性外傷）		④　せき損等（職業性外傷） 「予防策及び社会復帰を含めた生活支援策の提示」		

		せき損等の職業性外傷の疾病研究等を踏まえ、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策の検討を行う。			脊髄損傷等の職業性外傷に至った根本原因の分析と、予防のための工学的対策と同時に、臨床現場で新たな支援機器の効果を検証することで、予防策及び社会復帰を含めた生活支援策に関する研究を進めた。 平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・「せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析」を労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）で公表した。なお、労働災害データ分析の結果、せき損災害は建設業に多いことから、建設業対象の実態調査を行った。 ・現在流通しているハーネス型安全帯の基本性能・問題点について人体ダミーを用いた落下試験･ぶら下がりを実施した。その結果、ハーネス型安全帯の着用状態が緩い場合では、胸ベルトが頸部を圧迫する危険性などについて明らかになり、それらの結果は日本建築学会で発表した。 ・また、人体ダミーを用いた転倒試験を実施し、落下高さと頭部に作用する衝撃加速度の関係について更に検討を行った。 ・リハビリ支援として歩行アシスト機（ReWalk）、家庭生活支援として車椅子と簡易移動式リフト、職場生活支援として褥瘡予防装置の安全性の検証を実施した。 ・さらに、東京、埼玉、愛知の産業保健総合支援センターと連携を図り、これらセンターが開催する日医認定産業医制度研修会（産業保健研修）で本研究成果等に基づく研修を行い、終了後に実施したアンケートにおいて、88%が有益と回答し、高い評価を得た。産業医が当該研修会に参加することで、職場巡視や安全衛生委員会等で当該研究内容を加味した産業保健活動ができ、事業場の労働衛生の向上に寄与できるという点で意義深いと考えられる。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。	究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない配置を行った。 ＜課題と対応＞ －	
	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露） 産業中毒等化学物質ばく露の原因究明や対応策の検討を行う。	⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）		⑤　産業中毒等（化学物質ばく露） ア「ベリリウム取扱者の適切な健康管理の確立」 ベリリウムの現在及び過去の取扱作業者を対象に、ベリリウムばく露の状況及び感作など生物学的モニタリング指標と健康状態との関連を検証し、ベリリウムによる健康障害への効果的な対応策に関する研究を進めた。 平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・ベリリウムに対する感作を確実に診断するための検査手法の検討し、有効性の高い検査方法を確立した。 ・また、研究協力者に対し、ベリリウム感作の有無を把握する検査、ベリリウム感作に因果関係があると予想されている遺伝子の解析、労災病院の協力による胸部ＣＴ検査及び血液中のサイトカイン等の発現量等の検査を実施。 イ「有機粉じん取扱者の適切な健康管理」 平成29年４月に厚生労働省が発表した有機粉じんによる肺疾患事案を受け、労災病院、安衛研、日本バイオアッセイ研究センターが協力し、本事案の発生原因の究明等に係る研究を進めた。また、事業者の協力を得た上で、当該物質にばく露する労働者に対する健康管理手法等の研究を進めた。 平成30年度の研究の進捗は以下のとおり。		

					・有機粉じんの取り扱う又は取り扱った経験のある労働者70人に対して、ばく露歴・業務歴等のアンケート調査、胸部CT及び血液検査を行った（１回目検査）。また、１回目の検査で経過観察となった者に加え、新規入職者や衛生管理者等の管理職（合計15人）に対しても同様の検査を行うことで、有機粉じんのばく露による肺への病変内容の研究を進めた。 ・また、有機粉じんによる生体毒性への発生機序を解明するため、日本バイオアッセイ研究センターにおいて、実験動物に対する気管内投与による肺の病変のほか、吸入ばく露実験のための条件検討などを実施した。 ※工程表については「４．その他参考情報」を参照。		
	なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮すること。	なお、これらの統合効果を発揮するための研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用も考慮する。	重点研究の５分野を推進するため、これらに関連する研究については、運営費交付金以外の外部資金の活用及び獲得に努める。		「過労死等関連疾患（過重労働）」分野及び「産業中毒等（化学物質ばく露）」分野の「ア」については、厚生労働省労災疾病臨床研究補助金事業による研究費により実施した。		
	また、附帯決議を踏まえ、理事のうち１人に研究・試験を掌理させ、研究・試験等について企画調整を行う部門（研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を機構本部に設置し、必要な体制を整えた上で、統合による相乗効果を発揮する研究・試験等を始めとして、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施	また、理事のうち１人に研究･試験を掌理させ、研究･試験等について企画調整を行う部門(研究試験企画調整部並びに内部組織として研究試験企画調整課及び研究試験支援普及課（全て仮称））を独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）本部に設置の上、統合効果を発揮する研究･試験等を始めとして、機構における研究･試験等が機動的かつ機能的に実施でき	また、平成28年度に設置した関係者による協議会において、重点研究５分野に関する進捗管理、意見交換等を行う。さらに、協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催、基礎研究者と臨床研究者との間でグループディスカッションを実施する等により、基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通による交流を図る。その際には、		・過労死分野、産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換等を行った。 ・安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、８月31日に調査・研究発表会を開催し、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図った。また、平成30年度は、安衛研、労災病院と日本バイオアッセイ研究センターがこれまで取り組んできた研究内容等について、産業保健総合支援センターを通じた研究成果の普及啓発や産業保健に関する知見を広げること目的として、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センターの職員に加え、産業保健総合支援センター職員が新たに出席し意見交換を行うなど、さらなる相乗効果の発揮に向けた取組を行った。 出席者：安衛研研究員、労災病院医師、日本バイオアッセイ研究センター職員、産業保健総合支援センター職員等　87人 研究発表テーマ：重点研究、労災疾病等医学研究、プロジェクト研究　等 ※プログラムについては「４．その他参考情報」を参照		

	できるよう、当該部門において総合的な企画調整等を行うこと。併せて、重点研究の５分野に関係する施設等で構成する協議会等の設置・運営、外部機関との連絡調整、研究・試験結果の普及・広報等を行うこと。さらに、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通を図りつつ、より高次元の研究成果につなげることを目指すこと。 重点研究の５分野については、過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること、精神障害（メンタルヘル	るよう、当該部門において総合的な企画調整等を行う。併せて、重点研究５分野に関する方針決定、進捗管理、各関係者との意見交換等を行う協議会を設置する等により、重点研究の５分野を推進するための体制・手法を構築する。また、協議会やテレビ会議の場なども最大限活用して、研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分で活発な意見交換や意思疎通による交流を図ることにより、一層高次元の研究成果につながることを目指す。 重点研究の５分野においては、過労死等の要因等に係る研究と臨床データ、臨床研究等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させること等に配慮し、下記に示す研究内容並びに目指す成果に係る指標及	テレビ会議システム等も最大限活用する。 なお、重点研究の５分野については、作成・公表した各分野の工程表に基づき、成果を得るべく、着実に実施する。おって、必要に応じて工程表の見直し、新規研究の立ち上げ等の検討を行う。				

	ス）分野では、メンタルヘルス不調の要因に係る研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援を促進させること等に配慮し、研究内容並びに目指す成果に係る具体的な指標及び目標を中期計画において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	び目標の下、研究を実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終了したものから順次公表する。 ①　過労死等関連疾患（過重労働）分野では、過労死等の要因等として考えられる長時間労働、過度な出張業務、精神的緊張を伴う業務などの「労働要因」、睡眠や休養の状況、飲酒・喫煙状況、食習慣などの「生活要因」、健康に関する自覚症状などの「健康状態」に係る研究と臨床データ、臨床研究					

		等が結びつくことを生かし、過重労働対策を促進させる。 ②　石綿関連疾病（アスベスト）分野では、臨床事例の職歴や石綿へのばく露歴等を踏まえて石綿小体と石綿繊維の計測結果の対応関係を科学的に検証し、迅速な石綿繊維計測法の開発を目指し、労災認定における診断の迅速化・適正化を図る。 ③　精神障害（メンタルヘルス）分野では、メンタルヘルス不調の要因として考えられるうつ病等の精神障害に罹患した労働者の就労状況、生活要因、受入側の企業の問題点等に係る調査・研究と臨床データ等が結びつくことを生かし、職場復帰支援に寄与する要因について検討する。 ④　せき損等（職業性外傷）分野では、せき損をはじ					

		めとする重篤な障害を伴う災害の予防に関する工学的研究と社会復帰に係る医用工学研究が結びつくことを生かし、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策を促進させる。 ⑤　産業中毒等（化学物質ばく露）分野では、健康障害等の発生が確定していない化学物質に関する毒性情報や健康障害の臨床情報の収集等を通じて、職場における化学物質の適正な管理や労働者の適切な健康管理手法の確立を目指す。当初は、ベリリウムを対象として、産業中毒等の原因究明や対応策についての検討、研究を行う。					
	なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれること	なお、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、基礎・応用研究と臨床研究、研究グループ（部門）の垣根にとらわれること	また、機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループの垣根にとらわれることなく、臨機応変に研究員を配置する		・機構における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない配置を行っている。		

	なく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮すること。 ４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行うこと。	なく、臨機応変に研究員を配置するなど、研究ユニットや研究員の柔軟な配置等に配慮する。 ４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	など、研究員の柔軟な配置等に配慮する。 ４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		**４　成果の積極的な普及・活用** 重点研究の５分野の研究成果については、以下のとおり論文・学会での発表等を行った。 【過労死等関連疾患（過重労働）】 1. 井上信孝　ストレス応答の視点からみた脳心血管病予防　-LOX-Index の有用性- Animus 2017 92 p51-55 2. 福山和恵，井上信孝．総労働時間と抑うつとの関連に関する研究 ―特に男女差の違いを中心に ― 日本職業・災害医学会会誌 65:147―152 2017. 3. Otsui K, Yamamoto J, Inoue N.　Overwork accelerates thrombotic reaction: implications for the pathogenesis of Karoshi.　J Thromb Thrombolysis. 2018;45(2):222-224 【石綿】 　篠原也寸志（2017）アスベスト計測に使用される透過電子顕微鏡試料の状態評価法について．第 24 回石綿・中皮腫研究会，第 24 回石綿・中皮腫研究会プログラム・抄録集，21-22 【精神障害分野】 　Hiroki Ikeda, Kotaro Kayashima, Takeshi Sasaki, Sachiko Kashima, Fumihiko Koyama (2017) The Relationship between Sleep Disturbances and Depression in Daytime Workers: A Cross-sectional Structured Interview Survey. Industrial Health, Vol.55, No. 5, pp.455-459. 【せき損等分野】 1. Akiko Takahashi, Shigeo Umeaki (2017) Analysis of work-related accidents for spinal cord injury. Asia Pacific Symposium on Safety, 2017, Kitakyushu, Japan, USB. 2. 日野泰道(2017) 保護帽の転倒時保護性能に関する基礎的研究 2017 年度日本建築学会大会，材料施工，pp. 1255-1256. 3. 菅間敦(2017) 脚立からの転落災害の状況分析と人体挙動に関する基礎的検討．安全工学シンポジウム 2017，講演予稿集，pp.416-417. 【産業中毒】 　王　瑞生，豊岡達士，佐々木毅，柏木裕呂樹，甲田茂樹（2017）ベリリウムリンパ球幼若化試験の見直しと改良．第 45 回産業中毒・生物学的モニタリング研究会，抄録集，p13. 　豊岡達士（2018）ベリリウム感作・慢性ベリリウム症における疫学的検査の重要性と課題　メールマガジン、安衛研ニュース No.113(2018-04-06)		

	（５）講演会等の開催 【難易度：高】【重要度：高】 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジングな取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	（５）講演会等の開催 イ　重点研究の５分野で得られた研究成果等を普及･活用するために､分野ごとに関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。	（５）講演会等の開催 イ　重点研究の５分野で得られた研究成果等を普及･活用するために､分野ごとに関連する研究者や労働安全衛生関係者等を対象にしてシンポジウム等を開催し、専門的かつ実践的なアドバイスを求める。		柏木裕呂樹、豊岡達士、王瑞生、佐々木毅、松尾正樹、甲田茂樹（2018）ベリリウムリンパ球幼弱化試験における蛍光色素法の応用　第９１回　日本産業衛生学会 韓書平，小野真理子，山田丸，鷹屋光俊，甲田茂樹（2019）アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルの測定法　第 92 回　日本産業衛生学会 **（５）講演会等の開催** イ　シンポジウム等の開催 ・11月21日に開催した労働安全衛生研究評価部会において、重点研究に係る事前評価においては外部有識者により研究計画の内容、妥当性のほか、成果を普及・活用する手法等についても併せて評価を受けた。 ・研究成果について、８月31日に関連する研究者等を対象とした調査研究発表会を行った。 ※プログラムについては「４．その他参考情報」を参照。		

１　過労死等関連疾患（過重労働）分野工程表

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
過労死の要因となる脳心血管病の発症・再発に関する研究	人間ドック受診者群 ・職業、勤務状況（業務の難易度、時間外労働等）、喫煙の有無等の生活歴、発症当時の心身に影響を与えるようなライフイベント等の有無等についてアンケート調査を行う。 ・酸化ストレスマーカー（Lox-Index）、抑うつで変動する脳由来神経栄養因子等などを測定する。 職場ストレス・精神的ストレスを包括的に検討した上、過労死事案と急性心筋梗塞又は、脳血管障害の既往のある勤労者と比較検証する観点で、項目内容を精査し対象者向けアンケートを作成。 急性心筋梗塞等の患者群 ・発症時の職業、勤務状況（業務の難易度、時間外労働等）、喫煙の有無等の生活歴、発症当時の心身に影響を与えるようなライフイベント等の有無等についてアンケート調査を行う。 ・発症時から現在までの病状の推移、再発の有無等を検討する。 ・酸化ストレスマーカー（Lox-Index）、抑うつで変動する脳由来神経栄養因子等などを測定する。	両者の比較・検討により、急性心筋梗塞・大動脈解離の発症・進展・再発に関連する要因を明らかにする。 脳・心血管病予防のための指針の確立	平成29年度までに主に心疾患の症例を中心に検証し、その結果に応じ、脳血管疾患の症例への拡大を検討。

2　石綿関連疾患（アスベスト）分野工程表

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
○石綿肺がん診断における石綿繊維と種類に関する研究	職種・従事歴等のばく露状況と肺内石綿繊維数及び石綿小体数の関係性を検討 クリソタイルばく露作業者の石綿繊維認定基準について検討 安衛研から測定した石綿繊維の総数及び繊維数の詳細な内訳（アモサイト、クロシドライト数の割合等）を提供 病理組織標本から石綿小体計測が実施され、石綿ばく露状況が確認できる事例を、労災病院から提供	平成 28 年度までに得られた成果について、学会発表や論文等により普及を行う。 平成 28 年度以降に得られた新たなデータについて、引き続き、職種・従事歴等のばく露状況と肺内石綿繊維数の関係性を、検討する。	
○透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発	迅速 TEM 計測法に関する検討及び検証 肺内石綿繊維の特徴とばく露歴の検討 ばく露歴を反映する石綿繊維の抽出（繊維数・種類・サイズに基づく基準の設定）		迅速 TEM 計測法を従来法に対するスクリーニング法として確立

3　精神障害（メンタルヘルス）分野工程表

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
睡眠・疲労の問診からうつ病等の重症化の防止・早期発見を図る手法の研究・開発、普及	一般健診・人間ドック受診群（コントロール群） 労災病院で一般健診・人間ドックを受診した（不眠（睡眠不足）等を評価する指標と不安・疲労・抑うつ等について医師・保健師・心理職による構造面接を実施済）のデータを安衛研に提供 不眠（睡眠不足）等を評価する指標と不安・疲労・抑うつ等との関連についてデータ解析を行う。 通院治療患者群（ケース群） 労災病院及び協力医療機関精神科等の外来初診患者に対し、不眠（睡眠不足）等を評価する指標と不安・疲労・抑うつ等のほか、SDS（自己評価式抑うつ性尺度）により抑うつの重症度を判定する。 不眠（睡眠不足）等を評価する指標と不安・疲労・抑うつ等との関連についてデータ解析を行う。	一般健診・人間ドック受診レベルでの抑うつを判定する際のカットオフ値等算出 疾病性レベルでの抑うつを判定する際のカットオフ値等算出	ケース群とコントロール群を性・年齢等でマッチングして、不眠等を評価する指標や不安・疲労・抑うつ等の項目でリスク比等を算出し、不眠等を評価する指標等がどのくらいのスコアになればうつ病等の重症化に至るかを検証する。 メンタルヘルス対策として広く現場で活用できるツールを開発

4　せき損等（職業性外傷）分野工程表

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
せき損等の職業性外傷に至った根本原因の分析	・せき損等に関わる労働災害の傾向把握等 ・設備的対策、教育的対策等の提案		
墜落・転倒災害の予防・被害拡大防止を目的とした工学的対策の検討	（墜落） 既存の保護具を用いた墜落実験の実施 （転倒） 事例抽出、作業モデル作成、計算条件の設定	（墜落） 適切な保護具の検討 （転倒） 状況再現のための検討、安全性の比較検証	（墜落） 適切な保護具についての技術指針の整理 （転倒） 推奨作業方策の整理
生活支援策の安全性・効果の検証	リハビリテーション施設を訪問し、生活支援ロボット等の工学的支援技術への需要及び課題について現場調査を実施	有望な支援技術を選定し、リハビリ施設における実証試験のための仕様を決定する。 支援機器の安全性評価の検討 支援機器の機能効果評価方法の検討	安全性と機能効果の評価方法を吉備リハセンターでの実証試験において適用する ・支援機器を安全化及び可用性の観点から改良 ・評価検証プロトコル提案

・災害防止のためのガイドライン等の策定
・せき損等の予防策及び生活支援策に関する論文等の発表
・重篤災害防止のためのリスク低減策の提言

成果の普及・促進（※）

※成果のうち、特に労働災害防止に関する普及促進効果が見込まれるものを対象に、都道府県産業保健総合支援センター等との連携を図る。

5　産業中毒等（化学物質ばく露（ベリリウム））分野工程表

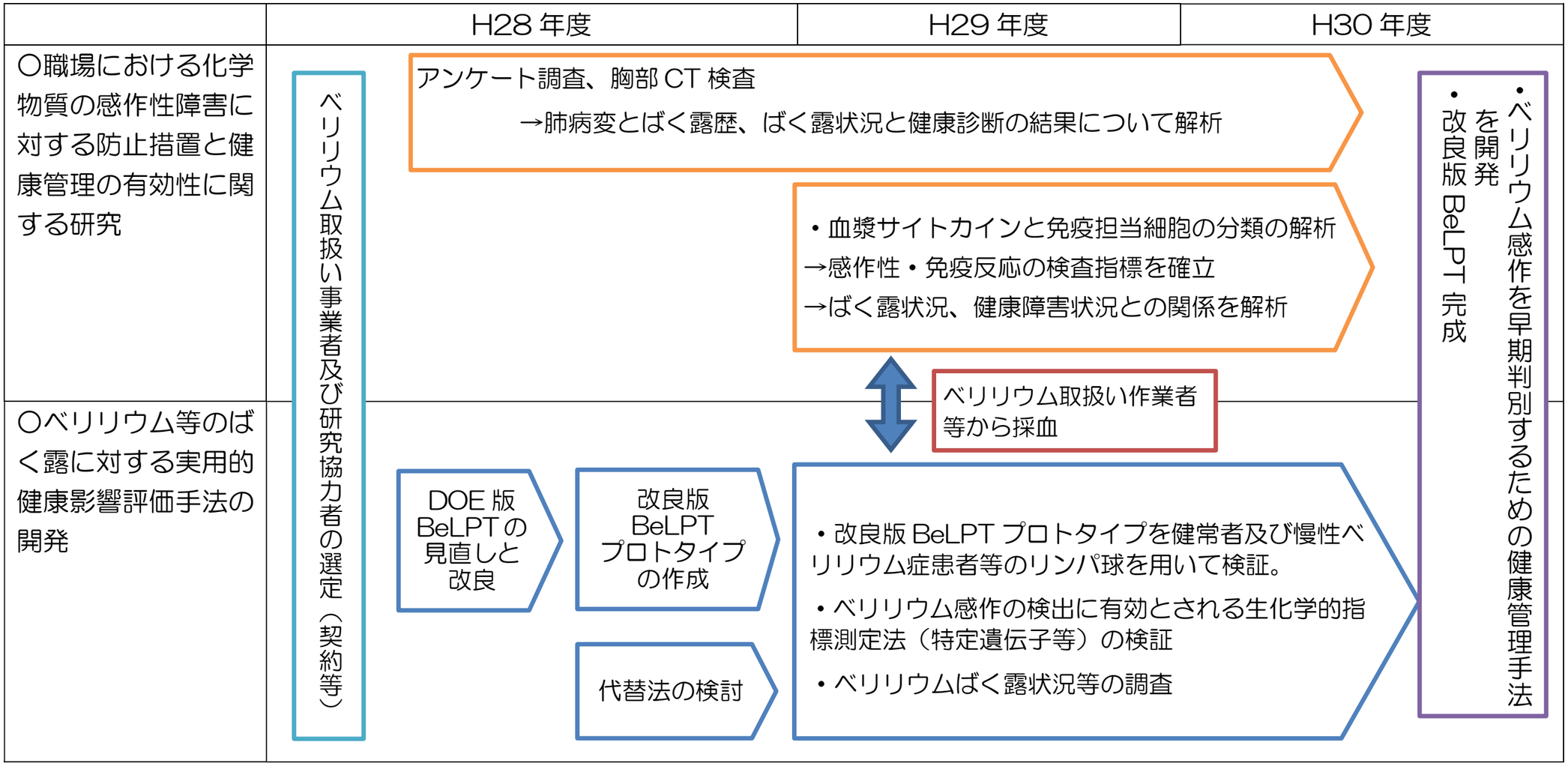

6　産業中毒等（化学物質ばく露（高分子ポリマー））分野工程表

	H２９年度	H３０年度	H31 年度	H32 年度
○高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究	アンケート調査、胸部 CT 検査及び血液検査（血漿サイトカイン及び免疫担当細胞の検査） →肺病変とばく露歴、ばく露状況と健康診断の結果について解析			・高分子ポリマーを原因とする肺疾患を早期に発見するための健康管理手法を開発 ・現場における測定法の実用性評価とばく露評価法の提案 ・急性期から慢性期に至る肺病変の発生機序及び病態の把握及びその際の用量作用関係
○アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルのばく露評価法の開発	・炭素分析の妥当性を評価し、定量性を確認する。 ・発じん実験の系を構築し、リアルタイム測定による粒径分布測定を実施する。 ・発生させたエアロゾルについて炭素分析法の妥当性を評価する。	・初年度に開発した手法の評価のため、現場測定を実施する。 ・発じん実験では、製品ごとの発じんの違い等について整理し、吸入性粉じんの割合を評価する。		
○アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明	培養細胞試験	全身ばく露吸入試験 病理検査・特殊染色・in situ hybridization（特定の遺伝子の発現を検査する方法）等 遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験 遺伝子発現解析（マイクロアレイ）	遺伝子発現解析（マイクロアレイ） 培養細胞試験	

高分子ポリマー取扱い事業者及び研究協力者の選定（契約等）

平成30年度　調査・研究発表会　プログラム

※1課題につき20分（発表10分、質問10分）

No.	課　　題　　名	発表者
1	日本人の勤労者ならびに一般住民における新たな心血管リスクの解明と予防に関する亘理町コホート研究	労災病院
2	過労死等に関する労災疾病臨床研究第一期からみえてきたこと：過労死等防止調査研究センターの成果	労働安全衛生総合研究所
3	過重労働・ストレス下における心血管イベントを予測する因子：メタボローム解析を主体とした挑戦的研究	労災病院
4	サルコペニアにおける筋肉増強を目的とした運動指導が動脈壁硬化に及ぼす影響―無作為化比較試験による検討	労災病院
5	せき髄損傷を対象とした労働災害分析	労働安全衛生総合研究所
6	運動器外傷診療の集約化による治療成績向上と早期社会復帰を目指した探索的研究	労災病院
7	介護支援機器の安全性評価に関する研究	労働安全衛生総合研究所
8	職業性膀胱がん発生現場で使用されていた芳香族アミンの皮膚透過性評価とDNA 損傷性に関する研究　−産業化学物質リスク評価の高度化に向けて−	労働安全衛生総合研究所
9	重点研究等の進捗及び WHO/IARC 発がん性モノグラフの進行状況について	日本バイオアッセイ研究センター
10	尿路結石症の成因となる不完全型遠位尿細管性アシドーシスの機序	労働安全衛生総合研究所
11	熱中症による救急搬送データと気象データをリンクした熱中症発症状況の分析	労災病院

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１－２	労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標２　安全・安心な職場づくりを推進すること ２－１　労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第１項第３号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
基準の制改定等への貢献（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 30 件	―	―	―	10 件	15 件	12 件
基準の制改定等への貢献（実績値）	―	10 件（平成 24 年度実績）	―	―	20 件	15 件	17 件
達成度	―	―	―	―	200.0%	100%	141.7%
作業現場への導入実績（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に９件	―	―	―	３件	３件	３件
作業現場への導入実績（実績値）	―	３件（平成 26 年度実績）	―	―	４件	３件	５件
達成度	―	―	―	―	133.3%	100%	166.7%
講演・口頭発表数（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 1,000 回	―	―	―	340 回	340 回	340 回
講演・口頭発表等（実績値）	―	355 回（平成 26 年度実績）	―	―	368 回	348 回	343 回
達成度	―	―	―	―	108.2%	102.4%	100.9%
論文発表数（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に 1,000 報	―	―	―	340 報	340 報	340 報
論文発表数（実績値）	―	359 報（平成 26 年度実績）	―	―	355 報	373 報	364 報
達成度	―	―	―	―	104.4%	109.7%	107.1%

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	―	―	3,541,502	4,534,978	4,500,549
決算額（千円）	―	―	3,614,085	4,187,164	4,322,401
経常費用（千円）	―	―	3,670,093	3,997,527	3,917,653
経常利益（千円）	―	―	67,134	23,934	53,300
行政コスト（千円）	―	―	3,828,159	4,159,064	4,038,228
従事人員数（人）	―	―	129	123	119

ホームページアクセス（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に研究業績・成果等へのアクセス件数675万回	—	—	—	225万回	225万回	225万回								
ホームページアクセス（実績値）	—	225万回（平成26年度実績）	—	—	237万回	240万回	330万回								
達成度	—	—	—	—	105.5%	106.7%	146.7%								
講演会等（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に６回	—	—	—	２回	２回	２回								
講演会等（実績値）	—	２回（平成26年度実績）	—	—	２回	２回	２回								
達成度	—	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%								
安衛研の一般公開（計画値）	中期目標期間中（H28-30）に６回	—	—	—	２回	２回	２回								
安衛研の一般公開（実績値）	—	２回（平成26年度実績）	—	—	２回	２回	２回								
達成度	—	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%								
研究員の派遣・受入人数（計画値）	毎年度60人以上	—	—	—	60人	60人	60人								
研究員の派遣・受入人数（実績値）	—	84人（H23-27平均）	—	—	75人	79人	62人								
達成度	—	—	—	—	125.0%	131.7%	103.3%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、機構の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、機構の職員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱え	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 （ア）労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、安衛研の研究員自らがより積極的に労働現場に赴	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施 ア　現場ニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施 （ア）安衛研が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、安衛研の研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。 労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究	＜主な定量的指標＞ ○行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を 12 件程度とすることを目標とする。 ○調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に該当する場合を除き、３件以上が作業現場に導入されるよう努める。 ○国内外の学	**１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等** **（２）労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施** **ア　現場のニーズ、臨床データ等に基づく研究の実施** （ア）労働現場のニーズの把握 ・「化学工場で発生した膀胱がん」等を受け、厚生労働科学研究費で「オルトートルイジン等の芳香族アミンによる膀胱がん発症の原因究明に関する研究」について、安衛研もこの研究に関与し、化学物質の経皮吸収の定量的評価や代謝・生物学的モニタリングの指標の開発に取り組んだ。 ・安衛研主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、延べ 299 人の研究員が個別事業場を訪問するなどあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握した。 ・災害調査事案（化学工場で発生した膀胱がん）を反映して、「芳香族アミン類の生体影響と活性化経路の解明」の研究を進めた。 ・９月に開催した内部評価委員会において、研究課題が労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 ・関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 ・延べ 299 人の研究員が自ら情報収集等のために現場に赴き、積極的な情報収集に努めた。 ・内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施した。 ・多数の職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	る喫緊の課題や問題点、職場環境の実態を把握すること。 さらに、労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用するなど、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。	き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。 （イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。 （ウ）行政施策の実施に必要な調査研究の内容について、行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。 （イ）労災病院等において収集した臨床データや化学物質等の有害因子へのばく露の研究データを活用し、労働現場のニーズや実態を的確に把握する。 （ウ）厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。	会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進し、その総数を340回以上及び340報以上とする。 ○ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 30 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225 万回以上得る。	（イ）臨床データ等に基づく研究の実施 ・神戸労災病院ほか、複数の労災病院で実施した労災二次健診データを活用した研究を実施した。 （ウ）厚生労働省安全衛生部との連絡会議 ・機構と厚生労働省安全衛生部との間で安衛研の研究について連絡会議を行い、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行った。 （エ）産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等への積極的参加 ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。	働現場のニーズの把握に努めた。 以上のように、安衛研主催の講演会、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働者のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。 ・プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を検討・設定するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づき必要な見直しを加え、的確な目標等を設定した上で研究を実施した。また、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	
	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施	イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施		**イ　社会的・行政的ニーズ等に基づく研究の実施**		

	上記アにより把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、機構の社会的使命を果たすため、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。 なお、過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進すること。	上記アにより把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成22年10月)等を踏まえ、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、以下の調査研究を実施する。 過労死等調査研究センターにおいては、過労死等に関する実態を把握するために、過労死等の事例分析、過労死等の要因分析、疲労の蓄積と心身への影響や健康障害に関する調査研究を行い、過労死等の過重な業務負担による健康障害の防止対策に貢献できるよう、医学的見地から調査研究を着実に推進する。	社会的・行政的ニーズを踏まえ、重点研究の５分野と連携を図りつつ、以下の調査研究業務を実施する。 また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を生かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。 過労死等調査研究センターにおいては、平成29年度まで実施してきた過労死等の事案解析、職域コホート調査、職場介入研究並びに循環器系及び体力に関する実験研究を引き続き実施することで、過労死等の予防策の科学的検討や労働現場への具体的な予防策の提案を行う等、医学的見地から調査研究を着実に推進する。	○機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。中期目標期間中における講演会等は６回以上、一般公開は６回以上実施すること。 ○国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めることにより、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60 人以上とする。 <その他の指標> なし	・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて以下（ア）～（ウ）の各調査研究及び過労死調査研究センターにおける調査研究を実施した。 【過労死等防止調査研究センターにおける調査研究】 ・過労死等防止対策推進法(平成 26 年６月 27 日公布、同年 11 月１日施行)の制定を踏まえ、平成 26 年 11 月１日に設置した過労死等調査研究センターにおいて、平成 27 年度から政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」及び総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」を実施している。 ○　過労死等事案の解析 ・平成 29 年度までに構築した平成 22 年１月から平成 27 年３月までの業務上事案（脳・心臓疾患事案 1,564 件、精神障害事案 2,000 件）及び業務外事案（脳・心臓疾患事案 1,961 件、精神障害事案 2,174 件）のデータベースを利用し、詳細分析を進めている。 ・医療業、運輸業、教育業、情報通信業及び宿泊業・飲食サービス業の５業種に、新たに建設業とメディア産業を加えた７業種を対象に、主要な職種ごとのデータベースを作成し、解析を進めた。また、業務上事案と業務外事案の比較も併せて検討した。 ○　疫学研究 ・平成 28 年度までに構築した２万人規模のコホート集団に対して実施する調査方法等について従業員支援プログラム機関と連携しながらデータ収集を進めた。また、大手企業等を対象に約 30,000 人弱の集団が確定した。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成 27 年７月 24 日閣議決定）で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、自動車運転従事者と看護師に対する現場介入調査を行うため、昨年度に引き続き全日本トラック協会と日本看護協会の協力を得て現場調査研究を進めた。	・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 ・平成 30 年度は、９件の行政要請研究を実施し、４件について報告書を提出した。 ・平成 26 年 11 月１日施行された過労死等防止対策推進法における重要な柱である調査研究業務を担うこととなり、政府からの受託研究として平成 30 年度も引き続き「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を実施	

		なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。 下記（５）に示す研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実		＜評価の視点＞ ○労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。 ○当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。 ○労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズを把握しているか。 ○行政ニーズ及び社会的ニ	○　実験研究 ・循環器負担に関する研究では、短時間睡眠後の長時間労働における血行動態に関する研究倫理審査や予備実験等を経て、本実験を開始した。 ・労働者の体力指標に関する研究では、心肺持久力について簡便かつ安全に測定する手法の高度化を図るための新たな実験を開始するとともに、労働現場への応用可能性についても研究を開始した。 ・総務省「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、第一期で解析を行った平成 22～26 年度（５年間）の公務上事案に平成 27、28 年度まで（２年間）の公務上と判断された 131 件の事案（脳・心臓疾患事案 49 件、精神疾患・自殺事案 82 件）を加え、７年間のデータベースを作成し、解析を行い、報告書を提出した。	した。 ・プロジェクト研究について、第三者（外部専門家）による終了評価及び事前評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。 ・平成 30 年度から新規で立ち上げる６件のプロジェクト研究に係る外部評価委員会を 11 月に開催し、委員からの意見の取りまとめ終了後３か月以内に評価結果報告書を機構本部及び安衛研ホームページにおいて公表することとしている。 ・職員が、ISO、IEC、JIS 等国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、知見、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。	

	①　プロジェクト研究 　次に示す研究の方向に沿って、研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究 ⅰ　産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究	施するよう努める。 （ア）プロジェクト研究 　中期目標において示された下記研究項目に基づき、プロジェクト研究を実施する。また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、下記（５）に示す評価を受けて機動的に研究を実施する。 ⅰ　産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 　労働者の働き方等が変化することに伴い、職場のストレス、長時間労働及び交替制勤務等がメンタルヘルスなどの健康に及ぼす影響について分析し、その予防に関する研究を実施する。 　また、技術革新等により新た	（ア）プロジェクト研究 　下記に示す研究課題を実施する。 　また、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、適宜研究内容の見直し等を行い、内部評価委員会及び外部評価委員会における評価を受けて機動的に研究を実施する。 （新規課題） ・陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 ・建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する災害防止に関する研究 ・トラブル対処作業における爆発・火災の予測と防止に関する	ーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。 ○プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。 ○プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。 ○各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。 　また、必要に応じ、研究計画の見直しが適切に行われているか。 ○プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定めているか。 ○効率的な研	（ア）プロジェクト研究 ・平成 30 年度計画に基づいて、下記のプロジェクト研究 14 課題を実施した。 		
---	---
建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究	30 年度新規
トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究	
陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク評価に関する研究	
介護者における労働生活の質の評価とその工場に関する研究	
化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究	
個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究	
大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究	継続
医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究	
数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究	
山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究	
テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証	
諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討	
防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究	
化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究		 ・17 件の研究成果が基準等への制改定等に反映され、年度計画の 12 件の目標を達成した。 ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等として、５件導入された。 ・30 年度においては、講演・口頭発表等回数は 343 回、また論文発表等 364 報となった。 ・特別研究報告を刊行し、平成 29 年度に終了した１件のプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。 ・研究成果のより分かりやすい普及等のため、一般誌等に積極的に寄稿し、その件数は 136 件であった。また、新聞、テレビ取材等にも適切に対応し、	

		に産業現場で取り扱われる新材料や新技術に起因する労働災害に対する予防的対応に関する研究を実施する。	研究 ・化学物質リスクアセスメント等実施支援策に関する研究 ・介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 ・個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究	究への取り組みがなされているか。 ○基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。		その件数は 15 件であった。 ・労働安全衛生総合研究所年報(平成 29 年度)2017 を発行するとともに、ホームページで公開した。 ・安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るとともに、月1回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行った。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等の見直しを平成 30 年度も引き続き継続した。 ・安全衛生技術講演会を２回開催した。 ・安全衛生技術講演会を平成 30 年９月に東京都（230 人）及び同年 10 月に大阪市（200 人）の２都市において開催した。 同講演会は、「化	
	ⅱ　産業現場における危険・有害性に関する研究	ⅱ　産業現場における危険・有害性に関する研究 　労働災害の多発している作業、起因物質等に着目し、墜落、爆発、化学物質、物理的因子等現場における危険・有害性について分析し、講ずべき対策に関する研究を実施する。	（継続課題） ・大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 ・医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究 ・数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究 ・山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 ・テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証	○行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出しているか。 ○プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 ○共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。			

	iii　職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 ② 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産	iii　職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 職場における危険・有害因子へのばく露評価手法、リスク評価法等の確立や、リスク管理を効果的に実施していくための支援ツールの開発に関する研究を実施する。 （イ）基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中	・諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 ・防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 ・化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究 （イ）基盤的研究 安衛研の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等33課題（別紙１）を実施する。 また、重点研	○研究業務を適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。 ○プロジェクト研究課題について、第三者（外部専門家）による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。 ○外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから３か月以内にホームページ等に公表したか。 ○行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。	（イ）基盤的研究 ・年度途中から開始した課題を含め、年度計画にある 34 課題の基盤的研究を実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。	学物質等による労働災害を防止するには」をテーマとして、４人の研究員及び１人の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で430人であった。参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「良かった」又は「とても良かった」とする割合は、99%であった。 ・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。また、民間企業等延べ 16 機関・団体からの239人の随時見学希望にも対応した。 ・特許出願の要否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応	

	業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究	長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。 　また、重点研究５分野と必要に応じ連携を図りつつ実施する。	究５分野と必要に応じ連携を図りつつ実施する。	○国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 ○労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。		じる等の支援体制を整備している。 ・登録特許について、安衛研ホームページ及び開放特許情報データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。	
	③　行政要請研究 　厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究	（ウ）行政要請研究 　厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。	（ウ）行政要請研究 　厚生労働省からの要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第13次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。	○学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係わる報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。	（ウ）行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、「第三次産業における行政施策推進方策等に関する研究」を始め９課題についての調査研究を実施した。	・安衛研が保有する特許は、登録総数は 38 件、新規に４件申請し、特許出願総数は 7 件、特許実施料数は３件であった。 ＜課題と対応＞ 　－	
	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。個々の研究の研究課題・テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を中期計画	プロジェクト研究については、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選する。また、平成28年度に開始するプロジェクト研究については、個々の研究の研究課題・テーマに関し、下記に示す、	平成30年度に開始するプロジェクト研究については、中期計画に示した目指すべき成果についての目標の下、研究目的、実施事項、到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。	○学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。 ○調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国	○プロジェクト研究の計画的な実施に係る工程表の作成と公表 ・平成30年度に開始するプロジェクト研究については、研究計画書にしたがって実施した。 ・令和元年度に開始するプロジェクト研究の工程表についても、11月の労働安全衛生研究評価部会において審議した。令和元年６月を目途にホームページへの公表を予定している。		

	において設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、公表すること。	目指すべき成果についての目標の下、実施する。また、これらに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を機構発足後できる限り早期に作成し、下記（５）の事前評価が終了したものから順次公表する。	さらに、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を公表する。 また、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は実施中の研究課題を見直し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受けて当該研究を機動的に実施する。 平成31年度に開始するプロジェクト研究の立案に当たっても、潜在的な労働災害の減少や事業場の安全衛生水準の向上や行政施策に対し、どのように貢献するか目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設	民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。 〇年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 〇メールマガジンを毎月１回発行し、定期的に広報しているか。 〇調査研究の成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。 〇ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。 〇研究所主催			

			定し、内部評価委員会及び外部評価委員会の事前評価を受け、いつまでに、どのような成果を得るかについて具体的な工程表を作成し、公表する。	の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年２回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 ○一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか。 ○講演会の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。 ○特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。			
		①　数値解析を活用した破損事故解析の高度化に関する研究 　近年、材料の破壊に起因する労働災害調査では、当該機械・構造物に作用していた外力などを定量的に推定することによって、再発防止対策等を検討することが求められるようになってきている。このため、従来は観察者の主観に頼っていた材料破断面の評価等に数値解析を援用することによって破損事故解析を高度化し、科学的根拠に基づいた行政施策への反映を目指す。 ②　山岳及びシールドトンネル					

		建設工事中の労働災害防止に関する研究 　トンネル工事においては、依然として、落盤・崩壊災害、可燃性ガス及び粉じんによる爆発災害、トンネル用建設機械等による挟まれ・巻き込まれ災害等が発生している状況にある。このため、これらトンネルにおいて多発する労働災害の防止策を検討し、行政や業界団体にこれらの情報を提供し、山岳及びシールドトンネル建設工事の安全基準等への反映を目指す。 ③　テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 　テールゲートリフター（TGL）はトラック荷台から地面までの荷の移動に不可欠な特殊装備であるが、TGLからの作業者や荷の転落等により、死亡等重篤な災		○実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために、開放特許情報データベースへの登録等の措置を行っているか。 ○知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。 ○労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供しているか。 ○労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の推進に貢献しているか。 ○内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高			

		害も頻発している。このため、TGLに関連する災害分析、国内外の現状調査、転落防止柵の開発・改良等を行い、転落防止柵の使用に対応したガイドライン等の提示を目指す。 ④　諸外国における労働安全衛生に関する施策や規制の動向調査と展開の検討 　近年の労働災害の発生件数は減少傾向が鈍化しており、さらなる減少を目指すには新たな対策の検討が必要となっている。このため、諸外国に目を向け、欧米等の法制度、安全衛生施策、実態を調査し、優れた部分については我が国の優位な点も考慮して、新たな安全衛生管理手法として提言する。その成果は、労働災害の減少に資するとともに、日本企業が進出する		い研究を実施する環境を整備したか。 〇国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画とおりに発行しているか。 〇諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。 〇共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも60人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。			

		ASEAN諸国をはじめとした国々に情報提供し、これら国々の安全衛生水準の向上に貢献する。 ⑤　防護服着用作業における暑熱負担等の軽減策に関する研究 　有害物質に対応した防護服は、近年では原発復旧作業や感染症対応等様々な作業に用いられており、その作業には、暑熱負担増加に伴う夏季の熱中症発症の危険性、さらに作業効率及び動作性の低下等の身体的負担を生じるが、その実態は十分に把握されておらず、具体的な対策はとられていない。このため、暑さ対策のみならず、事故につながる可能性のある身体的な負担や疲労の実態を調査し、熱中症予防につながる防護服着用作業時の暑熱負担軽減策を提案し、通達等に反					

		映させる。 ⑥　化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究 　化学物質のリスクアセスメントが義務化され、関連して場の管理に加え、個人ばく露測定を用いるリスク評価について第12次労働災害防止計画において言及されている。このため、①分析法開発時に必要な標準試料の簡便な作成方法の検討、②高感度分析方法を利用した、サンプリング捕集量の削減とサンプラーの軽量化、③サンプラー装着が作業者に与える負担の評価とより負担の少ない装着法等を検討し、マニュアル化した文書を公表することにより、実際の労働衛生管理の現場で使用され、化学物質による健康障害のリスクの減少					

		に資する。					
	また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。	また、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められる事案が発生した場合には、これに対応するためのプロジェクト研究課題を適宜立案し、又は実施中の研究課題を見直し、下記（５）の評価を受けて当該研究を機動的に実施する。					
	さらに、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、機構が担うべき真に必要な労働災害防止、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図ることにより、社会の期待により一層応えていくため、以下に基づき実施すること。	なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下に基づき実施する。	なお、プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、以下に基づき実施する。		○プロジェクト研究及び基盤的研究の総合的かつ効果的な実施 プロジェクト研究及び基盤的研究の実施に当たっては、職場における労働者の健康と安全に資する調査研究の業務に重点化するとともに、総合的かつ効果的な調査研究等の実施を図るため、以下のとおり取り組んだ。		
	ｉ　厚生労働省	①　厚生労働省	①　国内外の労		①　外部機関との連携・交流の促進		

	との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進すること。	との連携のもとに、科学的根拠に基づく労働安全衛生施策の推進のための調査研究を行うとともに、国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。	働安全衛生研究に係る最新の知見、動向を把握し、研究の高度化・効率化を図りつつ、国内外の大学や安全衛生調査研究機関との連携・交流を一層促進する。		・カナダローベル・ソウベ労働安全衛生研究所（IRSST）へ訪問し、ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所及びLaval大学と共同で大規模溝掘削実験を実施し、計測機器にて崩壊の予兆を検知できるか検証した。 ・昨年度安衛研が開催した欧州及びアジアの労働安全衛生研究機関による国際的な連絡会議であるシェフィールドグループ会議が平成30年度はドイツ法的損害保険試験研究機関が幹事となり開催され、参加した。 ・韓国労働安全保健公団（KOSHA）主催の国際会議に参加し、建設業における墜落災害防止に関する講演を行った。 ・安衛研と研究協力協定を締結している研究機関及び大学と、研究交流の一環とするワークショップ IWISH2018を清瀬地区にて開催した。韓国労働安全衛生研究院、韓国ソウル科学技術大学校、韓国国立忠北大学、韓国釜慶大学校工科大学、韓国安全学会より参加があった。 ・WHO協力センターであるベトナム労働環境研究所（NIOEH）、産業医科大学産業生態科学研究所（UOEH）、韓国カソリック大学（CMC）、安衛研、WHOベトナム事務所の共同により、ハノイ市でベトナムの医師を対象とした「職業性呼吸器疾患に関するWHO協力センターワークショップ」が開催され、安衛研からは日本における石綿関連呼吸器疾患の現状と作業環境改善に関するスカイプ講義を行った。		
	ⅱ　労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、労働安全衛生の水準向上のための基盤的知見が必要であることから、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究につ	②　労働災害防止の観点から、現場ニーズを踏まえ、労働災害の潜在的なリスクの減少、事業場における安全衛生水準の向上を図り、その結果労働災害の減少に結びつくプロジェクト研究を中核として推進するとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト	②　競争的研究資金の活用を図る。競争的研究資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。		②　競争的研究資金の活用 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や、組織的に若手研究員に対する申請支援を行い、厚生労働科学研究費補助金、日本学術振興会科学研究費補助金等31件の競争的研究資金を獲得した。 ・競争的研究資金等の外部研究資金の活用について、新たに採用した若手研究員に対して、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。		

	ながる萌芽的な研究等を強化すること。	研究につながる萌芽的な研究等を強化する。外部資金の活用に当たっては、若手研究者の育成に配慮する。					
	iii　労働安全衛生関係法令の改定等への科学技術的貢献を行う観点から他の機関との役割分担を行いつつ、中期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮すること。	③　中長期的視点から、他の機関との役割分担を行いつつ、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器等の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。	③　開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。		③　開発した機器等の普及 ・知的財産の活用促進を図るため、38件の登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表した。 ・安衛研の職員が、JIS、ISO/IEC等、国内外の基準の制定・改定等を行う検討会等へ委員長等として参画し、安衛研の研究成果等を提供するとともに、国際会議に出席した。		
	さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、作業現場への導入等広く普及されるよう努めること。	さらに、開発した機器等については、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を通じて、広く普及されるよう努める。					
	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 　研究業務を適切かつ効率的に推進する観点か	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 　「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 ア　安衛研の研究については、「国の研究開発		**（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表** ア　安衛研の研究について ・安衛研の研究については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）に基づき規定されている安衛研の内部評価委員会及び労働安全衛生研究評価部会		

	ら、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月６日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期目標において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価すること。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。	成24年12月６日内閣総理大臣決定（※））を踏まえ、各研究種別に応じ、外部委員を含む研究を評価する場において、各研究テーマの事前評価を行い、中間・事後又は終了評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させ、公表する。 　また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、本中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価する。 ※平成26年５月19日一部改正	評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき改正された「研究評価規程」により厳正に実施する。 また、研究成果の評価に当たっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、学会発表や論文発表数など、中期計画において設定した数値目標に基づき、その達成度を厳格に評価する。 　なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、安衛研の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。		において評価を実施した。		
			（ア）内部研究評価の実施 　研究業務を適切に推進するた		（ア）内部研究評価の実施 ・重点研究及びプロジェクト研究を対象として９月に内部評価委員会を行った。 ・各研究課題を対象として、年度末に、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事		

			め、原則として、全ての研究課題を対象として評価を行う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。 　研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。 　なお、プロジェクト研究については、追跡評価を実施する。 （イ）外部研究評価の実施 ｉ　外部評価の実施 　労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会を開催し、プロジェクト研究等を対象について評価を行		前評価・中間評価・事後評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点、学術的貢献度、行政的・社会的貢献度等について、それぞれ５段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等の研究管理に反映させた。 ・研究員を対象として、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、総括領域長及び所長による総合的な評価の仕組みの下で実施した。 ・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員等を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。 （イ）外部研究評価の実施 ｉ　外部評価の実施 ・平成 30 年 11 月に、労働安全衛生分野の専門家、労使関係者等から構成される労働安全衛生研究評価部会を開催し、令和元年度から開始するプロジェクト研究に係る事前評価を実施し、その結果に基づき研究を実施した。		

			う。評価結果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。 ⅱ　外部評価の結果の公表 　外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から３か月以内に安衛研のホームページに公表する。		ⅱ　外部評価の結果の公表 ・平成 30 年度の労働安全衛生研究評価部会（11 月開催）の評価結果及び業務への反映については、評価結果の報告を受けてから３か月以内に報告書として取りまとめ、その全文を機構本部及び安衛研のホームページに公表することとしている。		
	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的	４　成果の積極的な普及・活用 　重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		**４　成果の積極的な普及・活用**		

	極的な情報の発信を行うこと。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 　調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。 　中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績　14件　】 【目標設定等の考え方】 　法改正など大	な情報の発信を行う。 （１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 　行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格、ISO/IEC規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じ参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。 　中期目標期間中（平成28年度から平成30年度）における労働安全衛生関係法令等への貢献については、30件以上とする。	（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献 　行政、公的機関、国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に安衛研の職員を参加させるとともに、専門家としての知見、安衛研の研究成果等を提供する。 　これらの法令・基準等への貢献については、12件以上とする。		**（１）労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献** ・国内の基準の制定・改定のための検討会議等に安衛研職員が参加することで、安衛研の研究成果が労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）関係通達等10件及び国際・国内規格等７件に、それぞれ反映された。		

	規模な法令改正等の有無により、年度によってばらつきがあり、前中期目標期間中で最も少なかった実績が平成24年度の10件であったため、その３倍の30件以上としている。						
	（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献	（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献	（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献		**（２）労働現場における安全衛生の確保等への科学技術的貢献**		
	中期目標期間中における調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等の作業現場への導入実績については、上記（１）に該当する場合を除き、９件以上とするよう努めること。 【※：平成26年度実績　３件】 【目標設定等の考え方】 平成 26 年度実績（３件）を踏まえ、その３倍の９件以上としている。	調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等が作業現場に導入されるよう、積極的な普及・広報活動を行い、上記（１）に該当する場合を除き、９件以上とするよう努める。	調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等について、積極的な普及・広報活動を行い、上記（１）に該当する場合を除き、３件以上が作業現場に導入されるよう努める。		・調査及び研究で得られた科学的知見を活用した労働安全衛生に資する手法等として、５件（浄水場におけるリスクアセスメント（労働災害防止）の手引き 等）が作業現場に導入された。		

	（３）学会発表等の促進 　中期目標期間中における研究に関する学会発表、事業者団体における講演、論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）等の総数を、1,000回以上及び1,000報以上（※）とすること。 【※：平成26年度実績　355回、359報　】 【目標設定等の考え方】 　平成26年度実績（355回、359報）を踏まえ、その３倍をした数値を端数処理し、1,000回以上及び1,000報以上としている。	（３）学会発表等の促進 　国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。具体的には、中期目標期間中においてその総数を1,000回以上及び1,000報以上とする。	（３）学会発表等の促進 　国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表（安衛研刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。）を積極的に推進する。具体的には、その総数を340回以上及び340報以上とする。		**（３）学会発表等の促進** ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表は343回であった。（達成率100.9%） ・原著論文等の論文発表は364報であった。（達成率107.1%） ・学会等における受賞件数は15件であった。		
	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 　調査及び研究の成果につ	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア　調査及び研究の成果につい	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 ア　研究成果の公開		**（４）インターネット等による研究成果情報の発信** ア　研究成果の公開		

	いては、原則としてホームページに掲載すること。	ては、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。	調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。 なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。		・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年６回発行)、和文学術誌「労働安全衛生研究」(年２回発行)、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文をホームページ上に公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・国際学術誌「Industrial Health」と和文学術誌「労働安全衛生研究」を、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・東日本大震災及び熊本地震の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、安衛研ホームページの震災関連情報コーナーを平成30年度も継続して掲載した。 ・YouTubeにJNIOSHチャンネルを登録し、実験動画等を公開した。また、調査研究の成果は引き続きホームページに公開した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の結果報告についても早期のタイミングでホームページに掲載した。		
	また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用し	イ　特別研究報告（SRR）等を発行し、広く関係労働安全衛生機	イ　年報、メールマガジン等の発行 平成29年度労		イ　年報、メールマガジン等の発行 ・労働安全衛生総合研究所年報を平成30年度も発行するとともに、メールマガジン（安衛研ニュ		

	やすい形式に加工した上で、労災病院、ホームページ及び一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。	関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月１回発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。	働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月１回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。平成29 年度に終了した以下のプロジェクト研究等について、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。 ・労働者の疲労回復を促進する対策に関する研究		ース)は、月１回配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・平成 30 年度は１件のプロジェクト研究について、特別研究報告（SRR）を発行し、ホームページでも公表した。		
	なお、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を675万回以上とすること。 【※：平成26年度実績　160万回（安衛研）、65万回（労福機構）】	ウ　事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。		ウ　技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿 ・一般誌等に 136 件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及等を行った。 ・国内テレビ局等からの取材 15 件に協力した。		
	【目標設定等の考え方】	エ　ＩＴ技術の進展等を踏ま	エ　ホームページの改善		エ　ホームページの改善		

	平成26年度実績を（合計225万回）を踏まえ、その３倍の675万回以上としている。	え、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。	ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 30 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 225 万回以上得る。		・安衛研ホームページへのコンテンツ公開（動画、資料等）や研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう見直しを進めるため、ワーキンググループを設置し、適宜見直しを行った。 ・安衛研ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」（「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等）へのアクセス件数は222万回となり、機構全体としては330万回となった（達成率146.7%）		
	（５）講演会等の開催 機構の調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や安衛研の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び同施設の公開を行うこと。 中期目標期間中における講演会等は６回以上、一般公開は６回以上実施すること。 【※：平成26	（５）講演会等の開催 ア　調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年２回以上設け、発表・講演を行う。	（５）講演会等の開催 安全衛生技術講演会を、第３四半期までに国内２都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。		**（５）講演会等の開催** ア　安全衛生技術講演会等の開催 ・安全衛生技術講演会を平成 30 年９月に東京都（230 人）及び同年 10 月に大阪市（200 人）の２都市において開催した。 同講演会は、「化学物質等による労働災害を防止するには」をテーマとし、４人の研究員及び１人の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心であった。参加者へのアンケート調査による、参加者数に対する「とても良かった」又は「良かった」とする割合は、99%であった。		

	年度実績　講演会等２回、一般公開２回　】 【目標設定等の考え方】 　平成26年度実績を踏まえ、それぞれ、その３倍の６回以上としている。	ウ　一般公開日を設け、安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。	ウ　４月に安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。		ウ　安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開 ・平成 30 年４月に清瀬地区及び登戸地区で、それぞれ一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行った。参加者数は、清瀬地区 390 人、登戸地区 119 人であり合計 509 人であった。 ・平成 30 年８月に開催された厚生労働省子ども霞が関見学デーに２日間参加し、研究成果の発表・実演、研究所の紹介を行った。見学者数は 1,100 人であった。 ・その他、随時見学を希望された見学者数は、民間企業等延べ 16 機関・団体の 239 人であった。		
	（６）知的財産の活用促進 　研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。	（６）知的財産の活用促進 　特許権の取得を進めるとともに、	（６）知的財産の活用促進 　研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。		**（６）知的財産の活用促進** ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性、費用対効果等を勘案しつつ、出願を判断した。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページ及び開放特許情報データベースにその名称、概要等を公表した。 ・特許権の取得を進めるため、安衛研の研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価した。 ・特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。		
	また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進	機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。	また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないもの（権利放棄の予定のあるものを除く。）については、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、知				

	すること。		的財産の活用促進を図る。				
	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進		**10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進**		
		（１）労働安全衛生分野の研究の振興	（１）労働安全衛生分野の研究の振興 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。		**（１）労働安全衛生分野の研究の振興** 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を以下のとおり図った。		
	（１）安衛研は、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。	ア　労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。	ア　国内外の技術・制度等に関する調査 関係機関とも連携しつつ、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する情報収集及び調査・研究を行い、関係機関に提供する。		ア　国内外の技術・制度等に関する調査 ・国際会議への職員派遣、ISOやOECDの国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。		
		イ　労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを行	イ　労働安全衛生重点研究推進協議会 労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安		イ　労働安全衛生重点研究推進協議会 ・労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された「労働安全衛生研究戦略」について、安衛研で実施した研究等の実績を踏まえ、フォローアップを実施した。		

		い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。 ウ　効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。 エ「Industrial Health」を年６回、「労働安全衛生研究」を年２回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。	全衛生研究戦略」のフォローアップを行う。 ウ　最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換、セミナー・ワークショップの開催、参加等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、安衛研のホームページに関連情報を公表する。 エ　国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年６回、「労働安全衛生研究」誌を年２回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。		ウ　最先端研究情報の収集 ・韓国国立災難安全研究院と韓国労働安全衛生研究院を訪問し、機械安全の推進などについて意見交換を行った。 ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）と建設現場における墜落事故防止に関する意見交換を行った。 ・中国安全生産科学研究院と電気災害防止に関する資料交換及び意見交換を行った。 ・豪州クイーンズランド州立大学医学部の医師と12月に医療従事者の健康安全管理と職業感染制御に関する研究で意見交換を行った。 ・研究協力協定やワークショップへの参加等の情報については、適宜ホームページで公表している。 エ　国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 （ア）国際学術誌 「Industrial Health」 ・国際学術誌 「Industrial Health」 を６回刊行し、国内、国外の大学・研究機関等に配布した。 ・Industrial Health 誌のグローバルオンライン閲覧の増加及び読者への利便性向上を目指し、米国 National Library of Medicine が運営する PubMed において検索可能である全文オンラインジャーナルサイト"PubMed Central (PMC)" への加入申請を行った結果、平成 26 年 12 月より正式登載されたことから、今後更に幅広い注目を受けることが期待され、平成 30 年度にも引き続き取組を進めた。 （イ）和文学術誌「労働安全衛生研究」 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を２回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。 ・J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。		

	（２）安衛研は、国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び安衛研の研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。	（２）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等（以下「他機関研究員」という。）を受け入れるとともに、求めに応じ研究員による他機関等への協力・支援を行う。	（２）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献 ア　連携大学院制度等の推進 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。 イ　大学客員教授、非常勤講師等の派遣 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ウ　若手研究者等の受入れ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 エ　労働安全衛生機関の支援 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。 オ　在外研究員派遣制度による研究員の派遣 研究員の資		**（２）労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献** ア　連携大学院制度等の推進 ・連携大学院協定を締結している長岡技術科学大学、日本大学、東京都市大学、北里大学、東京電機大学及び立命館大学において、研究員が客員教授、客員准教授等として任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づき、論文執筆等のための研究指導を行った。 イ　大学客員教授等の派遣 ・早稲田大学、神奈川大学等大学及び大学院に対して延べ38人の研究員が非常勤講師等として支援を行った（連携大学院制度に基づく派遣を除く。）。 ウ　若手研究者等の受入れ ・連携大学院制度に基づく研修生15人を始め、内外の大学・研究機関から延べ20人の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 エ　労働安全衛生機関の支援 ・労働政策研究・研修機構労働大学校の安全衛生専門研修等の講師として多くの研究員を派遣した。 ・労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、労働衛生専門官研修等外部機関が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 オ　在外研究員派遣制度による研究員の派遣 ・平成27年度から、研究職員が資質・能力の向上を図るため、海外の大学又は研究機関において研究を行う制度（在外研究員派遣制度）を設け、平成30年度は１人の研究員を客員研究員として派		

			質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣する。		遣した。		
	（３）平成22年10月に定められた「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めること。	（３）研究協力の促進 ア　「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 イ　上記により、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。	（３）研究協力の促進 ア　「労働安全衛生研究戦略」を踏まえ、フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。 イ　上記アにより、研究員の派遣及び他機関研究員の受入れを毎年度あわせて60人以上とするとともに、研究情報の相互提供を促進する。 また、産業医科大学との研究交流会を開催し、お互いの研究成果		**（３）研究協力の促進** ア　研究協力協定等 ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）とMoUの更新を行った。 ・韓国労働安全衛生研究院（OSHRI）と６月に建設現場における墜落事故防止に関する意見交換を行った。また、双方の機関で行っている研究について情報交換した。 ・フランス国立安全研究所（INRS）と６月に研究協力を推進するため、2002年に旧産業安全研究所とINRSの間で締結したMoUについて再締結した。 ・ILO本部（ジュネーブ）からの依頼でWHO/ILOの労働関連性疾病と障害の推計に関する共同手法に関する研究について協力することとなり、今後の研究参加の手続きを進めた。 イ　研究交流会等 ・研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集を行った。 ・産業医科大学産業生態科学研究所との研究交流会について、平成31年３月１日に開催し、研究成果等に係る意見交換、情報交換等を行った。		

			について発表を行うことにより、最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。				
		ウ　欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。	ウ　平成26年度にとりまとめた国際的な研究協力のあり方に基づき、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との間で研究協力協定を締結し、情報交換、研究員の派遣・他機関研究員の受入れ、共同研究等を進める。		ウ　共同研究 ・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ派遣するとともに、他機関から若手研究者等を受け入れており、この派遣又は受入れした人数は62人であった。		
	また、世界保健機関（ＷＨＯ）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。 【重要度：高】 労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施	エ　世界保健機関（ＷＨＯ）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。	エ　世界保健機関（ＷＨＯ）から指定を受けた労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。		エ　世界保健機関（ＷＨＯ）労働衛生協力センター ・ベトナムハノイ市でベトナムの医師を対象とした「職業性呼吸器疾患に関するWHO協力センターワークショップ」が開催され、労働安全衛生研究所の研究員が日本における石綿関連呼吸器疾患の現状と作業環境改善に関するスカイプ講義を行った。 ・ILO本部（ジュネーブ）からの依頼で、WHO/ILOの労働関連性疾病と傷害の推計に関する協働手法に関する研究に安衛研が協力することとなり、手続等を行った。		

	すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－３	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） 独立行政法人労働者健康福祉機構法案に対する附帯決議（平成 14 年 12 月 5 日参議院厚生労働委員会） 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定） アスベスト問題への当面の対応（平成 17 年９月 29 日再改訂アスベスト問題に関する関係閣僚による会合） アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予防法・指導法の開発件数（計画値）	中期目標期間中に、45 件の開発	－	－	９件	５件	18 件	13 件
予防法・指導法の開発件数（実績値）	－	－	－	９件	５件	18 件	13 件
達成度	－	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ホームページアクセス（計画値）〔再掲〕	中期目標期間中（H28-30）に研究業績・成果等へのアクセス件数 675 万回	－	－	－	225 万回	225 万回	225 万回
ホームページアクセス（実績値）〔再掲〕	－	225 万回（平成 26 年度実績）	－	－	237 万回	240 万回	330 万回
達成度〔再掲〕	－	－	－	－	105.5%	106.8%	146.7%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	4,500,549
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	4,322,401
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	3,917,653
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	53,300
行政コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	4,038,228
従事人員数（人）	－	－	129	123	119

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　行政からの要請を踏まえた臨床データ等に基づく研究の実施 労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために変更前の独立行政法人労働者健康福祉機構の第３期中期目標において取り上げた以下の３領域（※）については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された３領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。	１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 （３）労災疾病等に係る研究開発の推進 ア　労災疾病等に係る研究開発の推進 中期目標に示された３領域については、統合による相乗効果を最大限発揮することを目指し、重点研究の５分野と連携を図りつつ、研究を遂行するとともに、これまでの研究により得られた成果については普及活動を実施し、継続しているテーマについては業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。 また、新たな研究テーマについては、研究計	＜主な定量的指標＞ 〇過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法については、中期目標期間中には 45 件、平成 30 年度には 13 件行う。 〇ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成 30 年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 225 万回以上得る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 〇労災認定基準	**１　勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等** **（３）労災疾病等に係る研究開発の推進** **ア　労災疾病等に係る研究開発の推進** 中期計画に定めた３領域に係る研究開発の推進を着実に実施するため次のとおり取り組んだ。 〇３領域10テーマ研究 ・　外部委員の評価によって継続が決定した「運動器外傷機能再建」テーマについては、各種学会及び講演会等において発表を行うとともに研究報告書を作成し、平成31年２月に開催した業績評価医学研究評価部会において最終評価を行った。 ・　平成29年10月１日から研究を開始している「メタボローム」テーマについては、平成31年２月に開催した業績評価医学研究評価部会において中間評価を行い、より広い施設の参加等、症例収集に向けた目標値達成の具体策を明らかにした上で研究を進めることを条件に研究継続が承認された。 ・　また、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について時宜に応じた研究に取り組むため、あらかじめ厚生労働省から研究課題についての要望を伺った上で各労災病院へ課題を公募し、応募があった23テーマから９テーマを選定した。９テーマについては、研究代表者が研究計画書を作成し、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成30年６月１日、６月11日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会において外部委員による評価を受けた。その後、６月18日に開催した医学研究倫理審査委員会の承認を得た上で、平成30年７月１日から研究を開始した。継続中の「メタボローム」テーマを含め、平成30年度からは10テーマの研究を行っている。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）労災疾病等に係る研究開発の推進等 ・　外部委員の評価によって継続が決定した１テーマについては、各種学会及び講演会等において発表を行うとともに研究報告書を作成し、平成 31 年２月に開催した業績評価医学研究評価部会において最終評価を行った。 ・　平成 29 年 10 月から継続している「メタボローム」テーマについては、平成 31 年２月に開催した業績評価医学研究評価部会において中間評価を行った。 ・　時宜に応じ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	携を図りつつ、研究を行うこと。 【※：変更前の中期目標で示した「３分野」を変更後の中期目標においては、「３領域」という。】 ① 労災疾病等の原因と診断・治療	① 労災疾病等の原因と診断・治療 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。	画書を作成し、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会において承認を得た上で、研究を開始する。	等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。 ○労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。 ○労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供されているか。 ○アスベスト関連疾患に対応するため、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催したか。 ○中期目標期間の１年目においては、研究支援体制の整備（大学教授等の外部有識者である疫学・統計・公衆衛生の専門家を本部研究コーデ	① 労災疾病等の原因と診断・治療 ○「運動器外傷機能再建」テーマ 《研究テーマ》 運動器外傷患者の復職に影響する要因に関するコホート研究 《研究目的》 平成26年度から平成29年度まで行った労災疾病等医学研究（RODEO study（Rosai Orthopaedic trauma Database for Exploratory Outcome））で構築した「運動器外傷登録システム」を用い、データベースに登録された症例について最長２年間の追跡調査を行い、これを分析することによって、運動器外傷患者のQOL、復職に関わる要因を明らかにし、早期復職や治療と仕事の両立支援につなげる。 《取組状況》 ・ データベースに登録された1,231例について追跡調査を行い、６か月後970例、１年後838例、２年後387例の症例のフォローアップを行った。 ○「職業関連癌」テーマ 《研究テーマ》 ゲノムワイド関連解析を用いた膀胱癌易罹患性素因と職業分類の関連の検討 《研究目的》 当機構の病職歴調査で取得した情報を用いて、職業歴、喫煙や飲酒、生活習慣病といった環境因子を解析するとともに、膀胱癌患者の血液ゲノムを解析し、SNP（遺伝子の配列が普通の配列と異なる現象）が膀胱癌の発生、悪性度、病期に与える影響を解明することにより、膀胱癌の早期発見や労働作業環境の改善につなげ、勤労者に対する膀胱癌対策の推進に貢献する。 《取組状況》 ・ 膀胱癌297症例、対照症例471症例を収集しSNP解析を行った。 ② 労働者の健康支援 ○「生活習慣病」テーマ 《研究テーマ》 ⅰ 地域社会における社会的ストレス及び社会関係資本と生活習慣病との関連に関する研究 ⅱ 孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究 ⅲ 教員の過労死を予防するモデルの構築に関する調査研究	た研究に取り組むため、新たな研究９テーマを選定し、研究の学術的貢献度、実行性、倫理性等について、平成 30 年６月１日及び 11 日に業績評価医学研究評価部会を開催し、外部委員による評価を受けた。その後、平成 30 年６月 18 日に医学研究倫理審査委員会において承認を受け、平成 30 年７月１日から研究を開始した。 ・ ホームページについては、労災疾病等医学研究普及サイトをリニューアルするとともに、「運動器外傷機能再建」テーマ研究報告書の公表、30 年度から新たに開始した研究に係る研究内容の公表、研究成果を踏まえてモデル	
	② 労働者の健康支援	② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労					

		働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。		ィネーターとして招聘等）に取り組んでいるか。また、病職歴データベースの整備・活用等に取り組んでいるか。 ○ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。	ⅳ　抑うつ傾向と脳・心臓疾患発症リスクとの関係 ⅴ　就労者の疲労（ストレス）に対する客観的指標の実用的な応用に関する研究 《研究目的》 ⅰ　労災病院ネットワークを活用し、生活習慣病と社会的ストレス、精神的ストレスの関連性を明らかにすることにより、地域の実情に沿った医療（Area-based Medicine）の確立を目指す。 ⅱ　先行研究で大都市（神戸市）と地方都市（八代市）の職業性ストレス関連冠動脈疾患のうち独居の割合が大都市で有意に高いことが分かったことから、対象者を未婚者、単身者にも広げて検討を行う。 ⅲ　教員は労働時間が増加し、過労死リスクが相対的に高まっていることから、脳・心臓疾患の発症を予測するバイオマーカー「尿アルブミン」を指標として、脳・心臓疾患の発症を未然に防ぐモデルを構築する。 ⅳ　脳・心臓疾患の予防のためには精神的ストレスを適切に評価し、早期介入を行うことが重要であるため、脳・心臓疾患発症を予測するバイオマーカーと抑うつ傾向が関連するかを勤労者と非勤労者とで比較、検討する。 ⅴ　就労人口の約60%が疲労感を自覚しており、特に女性労働者の疲労については、仕事と家庭の役割があり複雑かつ深刻であることから、性差を考慮したストレス（疲労）の客観的指標を作成し、実用化に向けた研究を行う。 《取組状況》 ⅰ　研究代表施設において288症例収集済。研究分担施設も合わせ、約500例の症例数を収集した。 ⅱ　研究代表施設において約300症例を収集した。 ⅲ　令和元年度から職員検診に併せて症例収集を行うため、宮城県教育庁及び宮城県が契約した検診業者との打合せを行った。 ⅳ　令和元年度から職員検診に併せて症例収集を行うため、亘理町及び健診業者との打合せを行った。 ⅴ　女性の生理周期での加速度脈波変動についての症例収集を行い、令和元年度に解析を行う予定。 ○「メンタルヘルス」テーマ 《研究テーマ》 職場におけるメンタルヘルス不調の予測因子の検討に関する研究 《研究目的》 精神疾患による労災認定は増加傾向にあり、事業場内でのメンタルヘルス対策が期待されている。本研究では、勤労者の認知機能評価や発達障害評価が労災疾病の未然防止に有効か否かを検証する。 《取組状況》 ・　タブレット端末を使用した認知機能検査システムを作成し、平成30年度は103件の症例を収集した。 ○「メタボローム」テーマ 《研究テーマ》 ⅰ　過重労働・ストレス下における心疾患イベントを予測する因子 ⅱ　早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発 《研究目的》 ⅰ　労働者の過労死予防のため、メタボローム解析により、過労死の要因となっている「心臓疾患」発症に至る予測因子、関係因子となりうる定量的マーカーの推測、同定を行う。 ⅱ　勤労男性に発生率の高い早期慢性膵炎は、職場ストレスと大量飲酒の関連が原因と	事業化された「治療と仕事の両立支援」等新規コンテンツの追加、スマートフォン対応を行った。また、両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配布、産業保健総合支援センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）でPR等を継続して実施した。これにより、アクセスの総数 330 万回を得た。 ・　平成26年度から開始した予防法・指導法の開発のための調査研究のうち、「高齢キャディの転倒事故の調査とその予防方法の開発」等、計13件の予防法・指導法の開発を行った。 ・　行政機関等への貢献にお	

					推測されていることから、メタボローム解析を通じて、早期慢性膵炎の疾患概念を明らかにして早期診断法の開発を行うとともに、早期慢性膵炎と職場ストレス等との関連について検討する。 《取組状況》 ⅰ　平成30年度は、ACS症例について15例、職員について8例を収集した。（目標各20例） ⅱ　平成30年度は、期慢性膵炎5例、慢性膵炎3例、対照飲酒群3例、対照非飲酒群1例の症例を収集した。 ・　平成31年２月22日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会において、より広い施設の参加等、症例収集に向けた目標値達成の具体策を明らかにした上で研究を進めることを条件に１年６か月の研究期間延長が承認された。このため、新たに大阪労災病院、神戸労災病院、熊本労災病院、国保旭中央病院に研究協力を要請し、令和元年12月までに目標症例数の確保を目指すこととしている。 ○「医療従事者の安全」テーマ 《研究テーマ》 医療従事者における抗がん剤職業曝露ゼロを目指した抗がん剤取扱い手順の開発 《研究目的》 抗がん剤は、がん細胞に対して効果を発現する一方で、正常細胞にもその作用機序から少なからず影響をもたらすものが多く、我が国でもガイドラインが策定されているが、各医療機関のマニュアルの妥当性が十分評価されているとは言えない。このため、抗がん剤を取り扱う医療従事者に対して、曝露による健康被害に関するリスク削減を目的とした抗がん剤調製時の手順を検討することにより、職業性曝露ゼロを目指し、業務環境の改善につなげる。 《取組状況》 ・　全国の労災病院へアンケート調査を行うため、アンケート用紙を帝京平成大学と共同で作成した。帝京平成大学での倫理審査終了後、全国労災病院でアンケート調査を実施する予定。 ○「勤労世代肝疾患」テーマ 《研究テーマ》 Ｃ型慢性肝炎に対するインターフェロンフリー治療後の肝発がん抑制 《研究目的》 勤労者世代に多く発生する疾患であるＣ型肝炎を主とするウイルス性慢性肝疾患は、経口薬のみによる治療（DAA治療）により、Ｃ型慢性肝疾患患者の治療期間は短縮されたが、従来の治療でも見られた治療後の肝がん発症リスクについては未だ明らかでないことから、勤労者の健康支援及び治療と仕事の両立支援に繋げるためＣ型慢性肝疾患患者の経過観察を行い、その後の肝発がんや関連因子を検討することにより、勤労者世代におけるインターフェロンフリー治療の意義とその後の効率的な経過観察体制を確立する。 《取組状況》 ・　関西労災病院でDAA（経口投与である直接作用型抗ウイルス薬）治療でSVR（持続的ウイルス陰性化）を達成した症例を120例収集した（目標600例）。研究協力施設にて、提供症例の選定を行っている。 ○「早期復職」テーマ 《研究テーマ》 復職支援に係る周術期における蛋白補充と運動習慣による早期復帰に向けた試み 《研究目的》 がんに罹患した患者が復職するために最も重要なのが体力の維持・増進であり、その	いて、国の要請に応じて、審議会、委員会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供、生活習慣病の健康診断等を含めた巡回診療の実施、労災診療費レセプト審査事務の質の確保及び向上のため、都道府県労働局の職員を対象に行われた研修に労災病院の医師を講師として派遣、労災認定に係る意見書作成への迅速かつ適切な対応、第２期中期計画期間に得られた医学的知見についての行政機関への情報提供、アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等への積極的な対応、等の取組を行った。	

	③　労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化	③　労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 　被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。			ためにに効果があるのが「運動療法」と「食事療法」であると考えられている。本研究では、運動療法と食事療法、特に最適な蛋白質摂取を一定期間続けて、早期復職につながる最適な蛋白質摂取と運動療法の併用について検討する。 《取組状況》 ・　対象者のランダム化を行うため、大阪大学医学部のEDCシステムに匿名化された患者情報を登録してデータ管理と統計解析を行うこととし、研究計画書の変更を行い、倫理審査委員会での承認（迅速審査）を受け、研究分担者の追加を行った。 ③　労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ○「じん肺」テーマ 《研究テーマ》 ⅰ　続発性気管支炎における膿性痰中エラスターゼ測定 ⅱ　じん肺に見られる間質性肺炎の実態調査 ⅲ　じん肺診断技術の均てん化 《研究目的》 ⅰ　じん肺の合併症である続発性気管支炎の診断は目視による膿性痰の割合で判断されており客観性に欠けるため、膿性痰中のエラスターゼ活性の測定が、目視に代わり客観的な診断が可能になるか検討する。 ⅱ　間質性肺炎は一般の方に比べ、じん肺患者に多く見られることが報告されているが、じん肺の陰影とはされていないため、じん肺健診受診者を対象に肺CTを撮影し、じん肺患者における間質性肺炎の実態調査を行う。 ⅲ　じん肺の大陰影は、画像上肺がんとの区別が難しく、両者を鑑別して治療することが重要であることから、MRIを用いたじん肺の大陰影と肺がんの鑑別が有効であるか、症例を収集して検討する。 《取組状況》 ⅰ　北海道中央労災病院において、膿性痰中のエラスターゼ活性測定を71症例行い、データを蓄積した。 ⅱ　じん肺合併間質性肺炎については、北海道中央労災病院で200症例を収集した。 ⅲ　じん肺大陰影と肺がんの合併症例について、大陰影症例を30例収集した ・　このほか、長年の労災疾病研究で得られた知見を普及するため、全国９か所で産業保健総合支援センターと連携し、産業医を対象としたじん肺診断方法に関する講習会を行った（計243人が受講）。 ○「アスベスト」テーマ 《研究テーマ》 ⅰ　良性石綿胸水診断基準策定のための臨床研究 ⅱ　石綿肺がん患者における肺内石綿小体・繊維に関する研究 《研究目的》 ⅰ　アスベスト関連疾患の一つである「良性石綿胸水」は、明確な労災認定基準がないため、認定までに時間を要している。本研究では、過去に「良性石綿胸水」と診断された症例を集め胸水の検査結果等を検討し、診断基準を策定することを目的としている。 ⅱ　肺内の石綿小体数、石綿繊維数、繊維の種類、職業歴等の関係性を検討することにより職種ごとのアスベストのばく露量を推定し、迅速かつ適正な労災認定に貢献することを目的とする。	＜課題と対応＞ －	

					《取組状況》 ⅰ　良性石綿胸水の診断基準策定については、岡山労災病院において良性石綿胸水と診断された71例を収集し、その検査データ等から診断基準となりうる基準を検討し、診断基準の案を策定した。今後、さらに症例を収集して妥当性を検証する。 ⅱ　石綿小体5,000本未満かつ1μmの石綿繊維500万本以上の症例を30例収集した。		
		イ　過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進	イ　過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進		**イ　過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進**		
	また、過労死等については重点研究と連携を図りつつ、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行うこと。	過労死等については重点研究と連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。 また、予防法・指導法の開発については、45件行う。	平成29年度までに開発された32件の予防法・指導法については、リーフレットの作成等により普及啓発を図るとともに、現在実施中の研究テーマにおいても重点研究の研究結果等も踏まえつつ、指導を実践するとともに、事例の集積を行う。 また、予防法・指導法の開発については、13件行う。		治療就労両立支援センターにおいて、過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法を開発に向けた指導を実践し、事例の集積を行った。 前年度から継続実施している47テーマの調査研究について、13件の予防法・指導法の開発を行った。 開発された予防法・指導法については、産業保健総合支援センター主催の企業向け研修や工場の全体朝礼、企業の衛生講演会での講義に加え、大手新聞や健康保険組合雑誌への連載等により幅広く普及啓発を図った。		
	イ　行政機関等への貢献	ウ　行政機関等への貢献 ①　国が設置する委員会等への参画	ウ　行政機関等への貢献 ①　国が設置する委員会等への参画		**ウ　行政機関等への貢献** ①　行政機関からの検討会参加要請等への対応		
	労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、迅速・適正な労	勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政	労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等によ		○　国の設置する審議会等への参画 国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。 平成30年度実績 ・中央じん肺診査医（３人）、地方労災医員（57人）、労災保険診療審査委員（26人）、地方じん肺診査医（11人）等を委嘱。		

	災請求等に対する認定に係る意見書の作成等については、積極的に協力すること。	機関に協力する。	り、行政機関に協力する。		・労働基準法施行規則第35条専門検討会（３人）を委嘱。 ・55種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。 ○　「労災医療担当者ブロック研修」（厚生労働省主催）への講師派遣 厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的とした労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院から医師６人を講師として派遣した。		
		②　労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。	②　労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。		②　労災認定に係る医学的意見書への取組 複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を密にするとともに、返書管理の徹底を行い、迅速かつ適切に対応している。 １件当たり意見書処理日数：平成30年度実績　15.4日 （平成16年度実績の20.7日から5.3日削減） 意見書処理日数　（単位：日） 26年度：18.4 27年度：17.9 28年度：17.5 29年度：15.7 30年度：15.4 特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。		
	また、労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。	③　医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。	③　医学的知見の提供 第３期中期計画期間の労災疾病等医学研究を通じて得られた医学的知見については、報告書を作成し速やかに行政機関に情報を提供する。		③　医学的知見の提供 業績評価委員会医学研究評価部会で承認された研究報告書については、厚生労働省関係部署へ送付し、情報を提供した。		

	さらに、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。	④　アスベスト関連疾患への対応 今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。	④　アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。 アスベスト疾患研究・研修センター等において、労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催する。 また、肺内の石綿小体及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。		④　アスベスト関連疾患への対応 ⅰ　アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院及び産業保健総合支援センター等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。 アスベスト疾患センター等における相談等件数　（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 健診 / 8,115 / 8,224 / 7,941 / 7,574 / 7,677 相談 / 1,549 / 1,372 / 1,288 / 1,171 / 1,200 ⅱ　石綿関連疾患診断技術研修への取組 厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、呼吸器系の疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催した（平成30年度は43か所にて開催）。平成18年度以降、全国延べ368か所で開催し、延べ11,364人の労災指定医療機関等の医師及び産業医等がこの研修を受講した。 石綿関連疾患診断技術研修受講者数　（単位：人） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 基礎研修 / 177 / 287 / 296 / 378 / 394 専門研修 / 574 / 600 / 653 / 490 / 551 合計 / 751 / 887 / 949 / 868 / 945 ⅲ　肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、平成30年度は、肺内石綿繊維計測に係る業務の一般化に資することを目的として、石綿ばく露が疑われる肺癌患者８事例について、岡山労災病院、民間測定機関２社の３機関の間で、試料作成等の一般化における課題等の検討及び測定精度の比較検討を行った。 ⅳ　石綿小体計測検査への取組 平成18年から全国７か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び３か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。 石綿小体計測件数　（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 小体計測検査 / 251 / 202 / 320 / 140 / 207 ⅴ　「石綿確定診断等事業」の実施 厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、平成30年度は191件の依頼を受け、石綿肺、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を		

					実施した。 石綿確定診断実施件数　（単位：件） 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 件数 / 132 / 128 / 172 / 168 / 237		
		⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。		⑤　うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し以下のとおり医療面に関する協力を行った。 ・「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、７人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。		
	（４）データベースの構築等	（４）データベースの構築等 ア　研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等	（４）データベースの構築等 ア　研究部門の充実		**（４）データベースの構築等** **ア　研究部門の充実**		
	研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。	総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。 また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行	研究成果の取りまとめにおいては、疫学・統計・公衆衛生の専門家であるコーディネーターに指導・助言を求めた上で行う。		本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家３人が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画し、研究報告書の作成に当たり指導・助言を行うとともに平成 30 年６月及び平成 31 年２月に開催した業績評価委員会医学研究評価部会に本部研究コーディネーターも参加し、研究代表者に対して疫学・統計・公衆衛生に係る専門的な助言を行った。		

		う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。 イ　病職歴データベースの整備・活用等 　病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究及び重点研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。 ウ　症例データ収集のための連携体制の構築 　労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行う	イ　病職歴データベースの整備・活用等 　病職歴データベースの更なる集積と基本解析等を進め、研究者へ周知することにより、研究での利活用を促進する。 ウ　症例データ収集のための連携体制の構築 　新たに開始する研究テーマにおいても、国立病院や大学病院等の労災指定医療機関に所属する共同研究者と引き続き連携体制の構築を行う。		**イ　病職歴データベースの整備・活用等** 　昨年度に引き続き、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を３回開催し、統計解析について検討した結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、研究者等への周知を目的として、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。 　また、病職歴調査データベースを利用する研究者が海外の学会で発表する事例が増えたことから、データベースの名称や調査概要を説明した英文を作成し、英語論文を作成する際に引用しやすいよう労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。 　さらに、平成 30 年７月からは、疾病と職業の関係を疫学面等から研究し未だ明らかになっていない職業関連疾病についての探索的検討を行うことを目的として、疫学専門家が参画する３年間の「入院患者病職歴調査による疾病予防と復職に関する疫学研究」を開始し、平成 31 年２月に開催した病職歴調査企画・評価委員会で中間報告を行った。 ・論文・学会発表　　６件 **ウ　症例データ収集のための連携体制の構築** ３領域（平成 30 年度開始）の研究協力者として、安衛研の研究者２人、大学病院等の労災指定医療機関の医師等 37 人の参画を得ており、幅広い症例データの収集に努めている。 ○　研究者内訳（平成 31 年３月末現在） ・労災病院医師等　103 人 ・安衛研の研究者　２人 ・大学病院等の労災指定医療機関の医師等　37 人		

	こと。 （５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表	（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表 イ　労災疾病等医学研究の３領域については、研究・開発計画の評価を行うため外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を機構のホームページに公表する。		**（５）研究評価の厳格な実施と評価結果の公表** **イ　労災疾病等医学研究について** 労災疾病等医学研究の３領域については、平成 30 年６月１日及び 11 日に新たに開始する９テーマに係る事前評価、平成 31 年２月 22 日に「運動器外傷機能再建」テーマの事後評価及び「メタボローム」テーマの中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、結果を機構のホームページにおいて公表した。		
	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表のみならず、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、その社会的意義や貢献度を広報するため、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。	４　成果の積極的な普及・活用 重点研究の５分野を始めとした労働者の健康・安全に対する研究成果やモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、論文や学会での発表、ホームページ上やマスメディアへの発表に加え、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター等を活用して、より一層積極的な情報の発信を行う。		**４　成果の積極的な普及・活用** ・３領域に係る研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。 ○　学会発表　　国内 55 件、国外６件 ○　論文発表　　和文 20 件、英文 10 件 ○　講演会等　　220 件 ○　メディア等への掲載　31 件		

	極的な情報の発信を行うこと。 （４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 エ　ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。具体的には、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を675万回以上得る。	（４）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信 エ　ホームページの改善 ＩＴ技術の進展等を踏まえ、ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにして、平成30年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を225万回以上得る。		**（４）インターネット等による研究成果情報の発信** **エ　ホームページの改善** ・　第３期研究（平成26～29年度）の成果を普及するため、労災疾病等医学研究普及サイトに研究報告書を掲載。 ・　労災疾病等医学研究普及サイトをリニューアルし、平成30年度から新たに開始した研究に係る研究内容を公表。 ・　研究成果を踏まえてモデル事業化された「治療と仕事の両立支援」について、普及サイトにコンテンツを作成し、研修実施状況等を掲載。 ・　労災疾病等医学研究普及サイトについては、両立支援コーディネーター研修の参加者等へのPRリーフレットの配布、産業保健総合支援センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）での普及サイトPR等を継続して実施した。 ・　スマートフォン表示への対応。 上記取組を通じたアクセス件数増により、機構全体のホームページへのアクセス回数については、平成31年３月末時点で330万回を得た。		
	（５）講演会等の開催	（５）講演会等の開催 エ　労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。	（５）講演会等の開催 エ　第２期及び第３期中期目標期間に得られた研究成果について、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。		**（５）講演会等の開催** **エ　研修会等の開催** 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災疾病等医学研究で明らかになったメンタルヘルス不調者等健康障害を抱えた勤労者の職場復帰などをテーマに、平成30年度は計54回（受講者1,601人）の研修を実施するなど研究成果が産業保健活動の現場へ還元できるよう努めた。特にじん肺については、全国９か所の産業保健総合支援センターにおいて産業医を対象としたじん肺診断方法に関する講習会（計243人が受講）を行った。 **【研修会の推移】** 年度 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 回数 / 28回 / 46回 / 49回 / 85回 / 54回 人数 / 1,754人 / 2,412人 / 2,727人 / 2,856人 / 1,601人		

	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）アスベスト等について、諸外国からの要請に基づき、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。 【重要度：高】 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベ	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 　アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。	10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進 （４）国際貢献 　アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼による等、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。		**10　国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進** **（４）国際貢献** 　独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により、当機構が厚生労働省から受託している「石綿確定診断委員会」を中国人医師団が平成30年11月14日に７人、平成31年２月21日に７人が見学した。また、当機構のアスベスト専門医等による中国人医師に対する診断講習も併せて行った。		

	スト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－４	化学物質等の有害性調査の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標４　国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること ４－１　化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 58 条 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第４号 業務方法書第４条第１項第４号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	3,541,502	4,534,978	4,500,549
決算額（千円）	－	－	3,614,085	4,187,164	4,322,401
経常費用（千円）	－	－	3,670,093	3,997,527	3,917,653
経常利益（千円）	－	－	67,134	23,934	53,300
行政コスト（千円）	－	－	3,828,159	4,159,064	4,038,228
従事人員数（人）	－	－	129	123	119

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	３　化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。	３　化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、次のような取組により、化学物質による健康障害防止対策の推進に積極的に貢献する。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実	３　化学物質等の有害性調査の実施 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等を次のとおり実施する。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	**３　化学物質等の有害性調査の実施** 日本バイオアッセイ研究センターにおいては、働く人の健康障害防止対策の推進に積極的に貢献するため、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等を次のとおり実施した。 ①　発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定した下記の化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）を、動物実験委員会を設置し動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づき適正に実施した。また、発がん性予測試験法である形質転換試験を実施した。 ○長期吸入試験 ・２－ブロモプロパン ・酸化チタン（ナノ粒子、アナターゼ型） ・ブチルアルデヒド ・アリルアルコール ○遺伝子改変動物による発がん性試験 ・二酸化窒素 ・４－（１，１，３，３－テトラメチルブチル）フェノール ・クロロエタン ・１，３，４－トリス（２，３－エポキシプロピル）ヘキサヒドロ－１，３，４－トリアジン－２，４，６－トリオン ○中期発がん性試験 ・４－アミノフェノール ・*o*-ニトロアニリン ・酢酸亜鉛（Ⅱ） ○形質転換試験 ・硫酸銅（Ⅱ） ・エチレンジアミン四酢酸ナトリウムカルシウム塩	＜評定と根拠＞ 評定：　B 以下のとおり、年度計画を達成している。 ・国が指定した化学物質について、GLP 基準に従い、適切に試験を実施した。 ・遺伝子改変動物を用いた発現性試験の実施のほか、外部機関の機能を活用し、構造活性相関を実施した。 ・国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へメタクリル酸ブチルの長期吸入試験の結果を、厚生労働省を通じて情報提供した。 ＜課題と対応＞ －	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

		施する。			・２－オクタノール ・*n* － ヘプタン酸 ・*tert* － ブチル＝アクリラート ・４－*sec*－ ブチルフェノール ・２－イソプロピルフェノール ・２，４，６－トリメチルフェノール		
	また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。	② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。	② また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析や構造活性相関等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討する。		② 国内唯一の研究施設としての試験の質の維持及び迅速化・効率化に向けた試験法の検討 ・試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的に実施した。 ・発がん性の詳細調査が必要となる化学物質を絞り込むためのスクリーニング試験として、「遺伝子改変動物を用いた発がん性試験」を新たな２物質を含む４物質について実施した。		
	化学物質の有害性調査の成果の普及については、後記４の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。	③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際	③ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、ホームページへの掲載、学会発表等情報の発信を行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際		③ 化学物質の有害性調査の成果の普及の目的で、今まで日本バイオアッセイ研究センターが実施した長期吸入試験等の結果は厚生労働省のホームページに掲載している。また、学会発表等情報の発信を行うとともに、メタクリル酸ブチルの長期吸入試験の結果を厚生労働省に報告した。国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、同試験結果は、厚生労働省を通じてIARC（国際がん研究機関）に提供され、IARCにおける発がん性評価の基準制定の際の基礎資料（IARC monographs）として活用される予定である。 また、過去に実施したアクリル酸メチル他８物質の試験結果が、30年度公表されたIARC monographs（Vol122, 6月28日、Vol123, 11月１日）に掲載された。		

	安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施すること。 【重要度：高】 日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。	がん研究機関）等）への情報発信に努める。 ④　安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査等として、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	がん研究機関）等）への情報発信に努める。 ④　日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施し、高精度の報告書を提出する。		④　日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要するガス状物質による変異原性試験及び急性毒性試験等について、民間事業者等からの依頼に応じて適切に実施し、終了したものから報告書を提出した。		

	試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	施策大目標２　安全・安心な職場づくりを推進すること ２－１　労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 96 条の 2 独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度

① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	―	―	75,883	76,179	57,907
決算額（千円）	―	―	54,295	63,414	57,755
経常費用（千円）	―	―	54,234	75,237	56,153
経常利益（千円）	―	―	3,358	△10,208	723
行政コスト（千円）	―	―	5,677	68,502	52,386
従事人員数（人）	―	―	3	3	3

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　労働災害の原因調査の実施 労働災害の原因の調査は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、行政の立案する再発防止対策への活用を図る必要がある。 このため、引き続き、安衛法第96条の２に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等について、これを	２　労働災害の原因の調査の実施 ①　行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、原因調査結果等を踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行う。 ②　災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 ③　調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を	２　労働災害の原因の調査の実施 （１）労働災害の原因調査等の実施 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。 また、災害調査等の迅速な実施のため、緊急時も含めた連絡体制を整備する。 （２）原因調査結果等の報告 原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 ○行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 ○本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を図っているか。 ○一定の期間が経過し、公表が可能となっ	**２　労働災害の原因の調査の実施** **（１）労働災害の原因調査等の実施** ・平成 30 年度は、新規に北海道三笠市内の解体工事中に発生した足場崩壊災害、新潟県上越市のつり足場設置作業中に発生した墜落災害、福井県三方上中郡の化学工場で発生した爆発災害、佐賀県武雄市内の事業場で発生した火災災害等 14 件の労働災害調査を実施した。 ・労働災害調査分析センターが災害調査等について内外の中核調整機能を担い、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・安衛研の災害調査結果により、半導体封止材の製造に用いられる高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場において、これまでは数十年かけて進行するとされていたじん肺が、数年で発症していることが判明した。高純度結晶性シリカは、半導体封止材の製造に用いられ、我が国の半導体産業に広く使用されていることから取り扱っている労働者が多く存在することが見込まれる。本調査結果は、高純度結晶性シリカの危険有害性に関する新たな知見を提供することができたものであると同時に、健康障害発生防止対策として、厚生労働省から同物質を取り扱っている可能性のある事業場や関係業界団体に対し、発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が実施された。 （平成 30 年９月 27 日基安発 0927 第１号「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」） ・災害調査等の迅速な実施のため、安衛研及び機構本部において、緊急時等の連絡体制を整備した。 **（２）原因調査結果等の報告** ・平成 30 年度は、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、新潟県のつり足場設置作業中に発生した墜落災害に関する災害調査等４件について、依頼元である労働基準監督機関等に調査結果等を報告した。 ・災害調査等の迅速な実施のため、安衛研及び機構本部において、緊急時等の連絡体制を整備した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 以下のとおり、年度計画を達成するとともに、安衛研の災害調査結果により、半導体封止材の製造に用いられる高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場において、これまでは数十年かけて進行するとされていたじん肺が、数年で発症していることが判明したこれを受け、健康障害発生防止対策として厚生労働省から同物質を取り扱っている可能性のある事業場や関係する業界団体に対し、発散抑制措置や防護性の高いマスクの着用、健康診断実施等の指導・要請が実施された（平成 30 年９月 27 日基安発 0927 第１号「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」）という成果を踏ま	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。 また、災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること。	積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努める。 ④　災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努める。	（３）鑑定・照会等への積極的な対応 労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。 （４）調査内容の公表 調査実施後、一定の期間が経過し、同種災害の防止に資する観点から公表することが適当と判断される調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、安衛研のホームページ等で公表に努める。 （５）労働災害の災害調査等の高度化を図るために、原因調査等に科学的根拠を与えるための設備・機器等の整備及び重大災害や職業がんのリスク評価手法を開発する。	た調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。	**（３）鑑定・照会等への積極的な対応** ・労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき平成 30 年度に開始した鑑定等は 17 件（11 件報告済）、労働基準監督署等からの依頼による石綿繊維の有無等労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は５件（５件報告済）、行政機関からの依頼による調査は２件（２件報告済）であった。 ・報告書が「非常に役立った」「ある程度役立った」とする割合は 100%であった。 **（４）調査内容の公表** ・「フッ化水素回収ライン修理中に発生した爆発災害」、「医薬品原薬製造工場における遠心分離機の爆発災害」等の８件について、特定の企業名等は削除する等、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ災害調査報告書を安衛研のホームページで公表した。 **（５）労働災害の災害調査等の高度化** ・災害調査でより精密かつ高度な調査分析を行うためのデジタルマイクロスコープ用ズームレンズ、抵抗率測定装置を導入した。	え、自己評定を「Ａ」とした。 ・労働災害調査分析センターが災害調査等について内外の中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 ・災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済である。 ・災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。 ・あらゆる事案に対応できるよう、建設分野や機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施し	

						た。 ・平成 30 年度においては、「フッ化水素回収ライン修理中に発生した爆発災害」、「医薬品原薬製造工場における遠心分離機の爆発災害」の８件の災害調査報告書を安衛研のホームページにおいて公表した。 ＜課題と対応＞ －	

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－３	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成 25 年 12 月 16 日政策評価・独立行政法人評価委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
患者紹介率（計画値）	地域医療支援病院の要件	－	60.0%	65.0%	65.0%	72.0%	75.0%
患者紹介率（実績値）	－	60.7%	68.4%	70.3%	73.5%	74.7%	76.5%
達成度	－	－	114.0%	108.2%	113.1%	103.8%	102.0%
逆紹介率（計画値）	地域医療支援病院の要件	－	40.0%	40.0%	40.0%	60.0%	63.0%
逆紹介率（実績値）	－	49.2%	58.0%	58.4%	60.6%	63.6%	64.9%
達成度	－	－	145.0%	146.0%	151.5%	106.0%	103.0%
症例検討会・講習会開催回数（計画値）	中期目標期間中、延べ 3,700 回以上実施	－	740 回	740 回	740 回	740 回	840 回
症例検討会・講習会開催回数（実績値）	－	735 回	790 回	699 回	809 回	990 回	1,003 回
達成度	－	－	106.8%	94.5%	109.3%	133.8%	119.4%
受託検査件数（計画値）	中期目標期間中、延べ 17 万５千件以上実施	－	35,000 件	35,000 件	35,000 件	35,000 件	35,000 件
受託検査件数（実績値）	－	33,409 件	36,943 件	35,502 件	35,286 件	35,564 件	36,778 件

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	298,796,848	297,329,405	302,865,395
決算額（千円）	－	－	294,419,751	289,372,351	291,809,082
経常費用（千円）	－	－	279,848,635	292,802,741	289,236,093
経常利益（千円）	－	－	7,422,141	△3,778,410	△ 2,541,621
行政コスト（千円）	－	－	△110,247,756	7,777,686	6,517,770
従事人員数（人）	－	－	15,177	15,182	15,035

達成度	－	－	105.6%	101.4%	100.8%	101.6%	105.1%								
患者満足度調査（計画値）	80%以上の満足度を確保	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%								
患者満足度調査（実績値）	－	81.8%	72.3%	84.2%	83.3%	84.2%	84.5%								
達成度	－	－	90.4%	105.2%	104.1%	105.3%	105.6%								
治験症例数（計画値）	中期目標期間中10,900件以上確保	－	2,180件	2,180件	2,180件	3,950件	4,100件								
治験症例数（実績値）	－	2,173件	3,785件	3,987件	4,072件	4,903件	5,501件								
達成度	－	－	173.6%	182.9%	186.8%	124.1%	134.2%								
ﾒﾃﾞｨｶﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの業務実績件数（計画値）	中期目標期間中延べ725,000件	－	145,000件	145,000件	145,000件	145,000件	176,000件								
ﾒﾃﾞｨｶﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの業務実績件数（実績値）	－	－	150,169件	149,707件	167,384件	202,588件	196,550件								
達成度	－	－	103.6%	103.2%	115.4%	139.7%	111.7%								
地域連携パス（計画値）	中期目標期間中延べ500件以上実施	－	100件	100件	100件	136件	136件								
地域連携パス（実績値）	－	100件	150件	151件	154件	155件	158件								
達成度	－	－	150%	151%	154.0%	114.0%	116.2%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 　勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組むこと。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　労災病院が行う労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なものもあることから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。	５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 　勤労者医療において中核的役割を果たすために、労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等に取り組む。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。	５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供 　勤労者医療の中核的役割を果たすため、労災疾病に関しては、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供することで、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、地域の産業医等との連携を強化する。	＜主な定量的指標＞ ○患者紹介率を75％以上、逆紹介率を63％以上確保すること。 ○地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3,700回以上実施する。 ○地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上実施する。 ○患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足	**５　研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進** **（１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等** **○勤労者医療の中核的役割を果たすための病院機能の整備** **地域の中核的役割の推進** 　地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。 ・地域医療支援病院 26年度：25施設 27年度：25施設 28年度：25施設 29年度：26施設 30年度：25施設 ・地域がん診療連携拠点病院 26年度：11施設 27年度：11施設 28年度：12施設 29年度：12施設 30年度：12施設 **急性期医療への対応** 　救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。 ・救急医療に係る診療報酬の算定 区分／26年度／27年度／28年度／29年度／30年度 救命救急入院料／21床／21床／21床／21床／21床 特定集中治療室管理料／120床／122床／122床／122床／118床 ハイケアユニット入院医療管理料／63床／69床／69床／76床／80床 ・リハビリテーション体制の強化 区　分／26年度／27年度／28年度／29年度／30年度 脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ／32施設／32施設／32施設／31施設／30施設 心大血管リハⅠ・Ⅱ／17施設／18施設／20施設／22施設／22施設 運動器リハⅠ／32施設／32施設／32施設／31施設／30施設	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 　以下のとおり、年度計画を上回る成果が得られている。 （１）労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等において、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数を維持するとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）から HCU に４床変更としたほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メディ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。

〇治験実施体制の強化や労災病院治験ネットワークによる広報等の活動により、治験症例数を 4,100 件以上確保すること。

＜その他の指標＞
〇メディカルソーシャルワーカーの業務実績件数（相談件数）については、中期目標期間中に延べ 725,000 件以上、平成 30 年度においては、176,000 件以上実施すること。

〇地域連携パス件数については、中期目標期間中に延べ 500 件以上、平成 30 年度においては、136 件以上実施すること。

＜評価の視点＞

呼吸器リハⅠ	30施設	30施設	30施設	29施設	28施設
がん患者リハ	22施設	23施設	25施設	27施設	27施設

※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院を含む。

医療の高度・専門化

ⅰ　学会等への積極的な参加

大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。

ⅱ　専門センター化の推進

臓器別・疾病別の診療科横断的な診療の場（専門センター）を設置することにより、診療科の枠を超えて各分野の専門医が協力して治療に当たった（脊椎・腰痛センター、運動器外傷センター、循環器センター、脳卒中（脳血管）センター、呼吸器センター、生活習慣病センター、消化器内視鏡センター、化学療法センター、認知症疾患医療センター、脳定位放射線治療センター、血液浄化センター、乳癌治療乳房再建センター等）。

・専門センター数

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
180	189	190	198	201

※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。

ⅲ　多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・チーム医療の実践（一例）

キャンサーボード	20施設	褥瘡対策チーム	29施設
ICT（感染対策チーム）	29施設	緩和ケアチーム	25施設
NST（栄養サポートチーム）	27施設	呼吸ケアチーム	12施設

※施設数は平成30年度末時点（燕労災病院、北海道せき損センターを除く。）

ⅳ　高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。

・平成30年度における自己資金投入による機器整備（更新）状況

機　　器	30年度	整備状況
ダビンチ（内視鏡手術支援ロボット）	－	３施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	１施設更新	30施設整備済
ガンマナイフ	－	２施設整備済
リニアック	－	21施設整備済
CT（コンピュータ断層撮影装置）	１施設増設、１施設更新	30施設整備済
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	４施設更新	30施設整備済
PET（陽電子放射断層撮影装置）	－	２施設整備済
PACS（医療用画像管理システム）	－	30施設整備済

※施設数は平成30年度末時点（燕労災病院、北海道せき損センターを除く。）

カルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応、等の取組を行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。

（２）大規模労働災害等への対応においては、自治会、医師会等と協同し、合同研修や訓練等を実施するとともに、平成 30 年７月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震では、速やかにＤＭＡＴ

	特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の５分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応すること。	特に、せき損、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害（産業中毒等）等、一般的に診断が困難な労災疾病については、重点研究の５分野及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。		○一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供が行われたか。 ○社会復帰を促進するため、社会復帰に関する相談等の対応が行われたか。		を派遣するなどの対応を行った。 （３）「地域で目指すべき役割の明確化」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、地域包括ケア病棟を１施設導入した。	
		ア　モデル医療の実践 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。	ア　モデル医療の実践 第２期及び第３期中期目標期間に研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践する。	○災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルは整備されているか。 ○地域における最適な医療提供体制の確立等のため、病床機能の見直しがなされているか。	**ア　モデル医療の実践** 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し普及するため、労災指定医療機関等の医師、産業医等に対して症例検討会等（参加人数：40,319 人）を開催し、研究で得た知見を情報提供するとともに、参加者からの意見等については、当該研究分野の研究者に情報提供するなど研究に反映させた。	（４）「地域の医療機関との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「地域連携パス」、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件数」について目標値を確保した。また、救急搬送患者	
		イ　社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。	イ　社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。	○地域の医療機関との連携強化が図られているか。 ○医療情報のＩＣＴ化が推進されているか。 ○当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。	**イ　社会復帰の促進** 患者、家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進を図った。 ・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）　（単位：件） ※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。 ※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。		
	（２）大規模労働	（２）大規模労働	（２）大規模労働		**（２）大規模労働災害等への対応**		

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数	151,172	150,532	167,384	202,588	196,550
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	105,714	107,987	122,677	148,133	138,917

災害等への対応
　労災病院は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急な対応を速やかに行えるようにすること。

（３）労災病院ごとの目標管理の実施
　機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

災害等への対応
　国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。

（３）病院ごとの目標管理の実施

　機構が有する各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

災害等への対応
　大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。

（３）病院ごとの目標管理の実施

　本部と各労災病院とで協議の上、早期職場・社会復帰等に係る目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

〇クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。

〇医療安全チェックシートによる自主点検及び医療安全相互チェックが実施されたか。

〇医療安全に関する研修、医療安全推進週間等への参加が継続して実施されているか。

〇患者参加型の医療安全が推進されているか。

〇患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。

〇本部と各労災病院とで協議の上目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証が行われたか。

「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を61回実施した。
　また、災害拠点病院（14病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持しつつ、平成30年７月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震に対しても以下のとおり支援活動を実施した。

〇平成30年７月豪雨への対応（平成30年６月28日から７月８日に発生した豪雨）
・DMAT：５病院から11チーム（延べ34人）を派遣
・医療救護班：１病院から１チーム（４人）を派遣
・JMAT：２病院から５チーム（延べ15人）を派遣
・災害支援ナース：４病院から看護師（延べ19人）を派遣
・理学療法士（延べ２人）、作業療法士（延べ１人）、　言語聴覚士（延べ１人）、社会福祉士（延べ１人）を派遣
・被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで産業保健総合支援センターに設置（相談件数：173件）

〇平成30年北海道胆振東部地震への対応（平成30年９月７日 03:07 最大震度７）
・DMAT：１病院から１チーム（延べ１人）を派遣
・災害支援ナース：１病院から看護師（延べ１人）を派遣
・被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで産業保健総合支援センターに設置（相談件数：59件）

（３）病院ごとの目標管理の実施

　早期職場・社会復帰等に係る指標について、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめ、前年度実績を上回ることを目標として実績評価を行った。

・１月当たり退院援助・社会復帰援助関係相談件数　（単位：件／月）

病院名	29 年度実績	30 年度実績	病院名	29 年度実績	30 年度実績
道央	286.9	233.9	旭	545.3	726.3
釧路	268.3	105.0	大阪	450.8	482.3
青森	228.8	181.5	関西	1,160.4	1,132.5
東北	175.2	217.1	神戸	539.8	143.3
秋田	36.9	63.9	和歌山	289.5	164.3
福島	161.2	676.6	山陰	208.4	550.5
鹿島	22.1	8.6	岡山	506.3	402.1
千葉	567.4	339.3	中国	334.9	401.2
東京	867.5	562.9	山口	277.1	523.8
関東	702.8	690.2	香川	505.2	789.9

数についても、前年度実績を大幅に上回る86,307人（＋1,014人）となった。

（５）医療情報のICT 化の推進については、患者サービス向上、チーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため、経営基盤の強化を主目的として電子カルテシステムを計画どおり新たに２病院で導入し、全ての労災病院において電子カルテシステムの導入を完了した。

（６）「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組ん

						横浜	564.1	563.0	愛媛	179.1	201.2
						燕	399.7	－	九州	174.5	175.7
						新潟	50.8	53.3	門司	65.7	14.4
						富山	247.3	410.8	長崎	468.5	268.8
						浜松	384.1	363.3	熊本	443.7	285.1
						中部	1,232.4	845.8			

※対前年度で増となっている施設は 13 施設
※平成 29 年度は、移譲された燕労災病院の実績を含む。

だ。
患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、平成30年度の調査において、入院92.3％、外来80.5％、入外平均 84.5%の患者満足度を得て目標を達成できた。
病院機能評価受審を計画していた６施設が全て受審・更新を行い、認定施設数が 28 施設（認定率93.3％）となった。
医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、平成30年度はパスの整理・統合を行い、パス件数

	９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、保有するデータベースを活用するなどして労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更や、効果的な地域医療連携を行うこと。 （２）地域の医療機関等との連携強化	９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する地域医療構想の内容に合わせて診療機能等の見直しを行う。 （２）地域の医療機関等との連携強化	９　地域の中核的医療機関としての役割の推進 （１）地域医療への貢献 所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想等において求められている病床機能を適切に選択して地域医療に貢献していく。 （２）地域の医療機関等との連携強化		**９　地域の中核的医療機関としての役割の推進** **（１）地域医療への貢献** 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。 ・主な病床機能区分の見直し状況 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 ICU / 16施設（１施設） / 16施設（４施設） / 16施設（４施設） / 16施設（４施設） / 15施設（５施設） HCU / ７施設 / ８施設 / ８施設 / ９施設 / 10施設 一般病棟７対１ / 25施設 / 26施設 / 26施設 / 25施設 / 24施設 地域包括ケア病棟 / ４施設 / ７施設 / 13施設 / 13施設 / 13施設 回復期リハビリテーション病棟 / ２施設 / ２施設 / ２施設 / ３施設 / ３施設 障害者病棟 / ４施設 / ５施設 / ５施設 / ４施設 / ３施設 ※ICUのうち（　）内は、上位施設基準の届出施設数である。 ※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。 ※平成29年度までは、移譲された燕労災病院を含む。 **（２）地域の医療機関等との連携強化**					

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を確保（※）するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。
【※：平成21年度から平成25年度までの実績　紹介率（平均）60.7%、逆紹介率（平均）49.2%】

ア　地域の医療機関等との連携強化
地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。
また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

ア　地域の医療機関等との連携強化
患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を75%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。
また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。

地域医療連携室において、次のア～ウの取組を行い、連携を一層推進し、紹介患者の受入れ等地域の労災指定医療機関等との連携強化を図った。

ア　地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に紹介受付枠の拡大等、業務改善に取り組んだ結果、平成30年度における紹介率は年度計画の75%を達成し、76.5%を確保した。逆紹介率についても、年度計画の63%を上回る64.9%を確保した。
また、地域医療支援病院について、承認を受けている25病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

・患者紹介率

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
68.4%	70.3%	73.5%	74.7%	76.5%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。

・逆紹介率

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
58.0%	58.4%	60.6%	63.6%	64.9%

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。

・地域連携パス　（単位：件）

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
脳卒中	22	23	21	20	20
大腿骨頚部骨折	23	23	21	22	23
その他（がん、糖尿病等）	105	105	112	113	115
合　計	150	151	154	155	158

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。

・救急搬送患者数　（単位：人）

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
80,008	82,369	84,940	85,293	86,307

※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。
※参考
平成29年全国医療機関の１施設当たり救急搬送患者数：683人
（出典：平成31年１月11日総務省公表資料「平成30年版　救急・救助の現況」）

が対前年度△112件、パス見直し件数が対前年度＋103件となった。

（７）治験については、自院の体制強化はもとより製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度計画を上回る5,501件(計画達成度134.2%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が22件であった。

（８）「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院と

<table>
<tr>
<td></td>
<td>【目標設定等の考え方】
地域医療支援病院は、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものとして、都道府県知事から個別に承認されるものであり、労災病院の目標として、当該要件を満たすことが必要であるとして中期目標に定めたものである。</td>
<td>イ　症例検討会等の実施
地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ3,700回以上（※）実施する。
【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）735回×1.03×５年間】</td>
<td>イ　症例検討会等の実施
地域医療を支援するために、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、年間840回以上の講習を実施する。</td>
<td></td>
<td>イ　症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師、産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を1,003回開催した。

・症例検討会・講習会開催回数　（単位：回）
<table>
<tr><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr>
<tr><td>790</td><td>699</td><td>809</td><td>990</td><td>1,003</td></tr>
</table>
※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。</td>
<td>の協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を本部で取りまとめた上、本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行った。

＜課題と対応＞
－</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>ウ　高度医療機器を用いた受託検査
地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ175,000件以上（※）実施する。
【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）33,409件×1.05×５年間】</td>
<td>ウ　高度医療機器を用いた受託検査
地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ35,000件以上実施する。</td>
<td></td>
<td>ウ　高度医療機器を用いた受託検査

CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページや診療案内等により積極的に広報を行い、36,778件の検査を受託した。

・受託検査件数　（単位：件）
<table>
<tr><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr>
<tr><td>36,943</td><td>35,502</td><td>35,286</td><td>35,564</td><td>36,778</td></tr>
</table>
※平成28年度9月までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（３）医療情報の</td>
<td>（３）医療情報の</td>
<td>（３）医療情報の</td>
<td></td>
<td>（３）医療情報のＩＣＴ化の推進</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	ＩＣＴ化の推進 　労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進めること。 　なお、患者の診療情報等の個人情報については、強固なセキュリティを確保した上で、保管すること。 　また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換	ＩＣＴ化の推進 　労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のＩＣＴ化（電子カルテシステム及び労災レセプト電算処理システム等）については、経営基盤の強化やシステム更改の時期も勘案し、導入を進める。 　なお、患者の診療情報等の個人情報については、当該個人情報を保管するオーダリング（電子カルテ）システムをインターネット環境から分離する等、強固なセキュリティを確保した上で、保管する。 　また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換	ＩＣＴ化の推進 　労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のＩＣＴ化を推進する。このため経営基盤の強化に考慮しつつ電子カルテシステムについて、５病院で更新し、２病院で新規に導入する。 　また、労災レセプト電算処理システムについて経営基盤の強化及びシステム更改の時期を勘案し、導入に努める。 　なお、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされている機能の絞り込みと入札における競争性を高めるためにコンサルタントを活用して病院機能に見合ったシステム構成とする。 　さらに、研究等のために診療情報及び臨床データ等を利用する際は、個人が特定できない形にデータを変		**電子カルテシステム等の導入状況** **ⅰ　導入目的** 　電子カルテシステム等については、医療の質の向上と効率化の観点から、主に次の３点を目的として導入の促進を図った。 ①医療の質の向上（医療安全対策の強化、チーム医療の推進等） ②患者サービスの向上（情報伝達の円滑化・迅速化による待ち時間の減少、理解しやすい診療の説明等） ③経営基盤の強化（フィルム等消耗品の使用量削減、カルテ保存や運搬等の効率化等） **ⅱ　推進体制** 　電子カルテシステム等の導入推進体制として、本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら導入を推進している。 **ⅲ　導入状況** 【電子カルテシステム】 　平成30年度は、新たに２病院で電子カルテシステムを導入し、５病院でシステムの更新を行った。 　これに伴い、電子カルテシステムについては、平成30年度末現在、全ての労災病院（30病院）において導入完了（100%）となった。 【労災レセプト電算処理システム】 　平成30年度は、新たに２病院で労災レセプト電算処理システムを導入した。その結果、導入割合は70.0%となった（30病院中21病院）。 **ⅳ　コンサルタントの活用** 　電子カルテシステムを導入・更新することとしていた病院についてはコンサルタントの意見を活用し、自院の診療機能向上に必要な機能の絞り込みと、中小システムメーカーを含むより多くの業者が応札可能な仕様書を作成する等、競争性を高め、病院機能に見合うシステム構成とするよう努めている。 **Ⅴ　診療情報等の取扱い** 　研究等のために診療情報及び臨床データ等を利用する際は、継続して個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行った。		

	するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図ること。 （４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 　国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。 　また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の充実を図ること。 　これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上（※）の満足度を確保すること。 【※：平成26年度実績　72.3%】	するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省策定「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。 （４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 　日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。	換するとともに、データの暗号化を行う等、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づいた運用管理を図る。 （４）患者の意向の尊重と医療安全の充実 ア　病院機能評価の受審 　良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を		**（４）患者の意向の尊重と医療安全の充実** 良質で安全な医療を提供するため、以下の取組を行った。 **ア　外部評価機関による病院機能評価** 良質な医療提供を目的として、平成30年度に病院機能評価の更新時期を迎える施設について、再受審・更新を行った（受審済６施設）。 ・病院機能評価の認定施設数の推移 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 認定 / 29施設 / 29施設 / 28施設 / 28施設 / 28施設 （認定率） / 90.6% / 90.6% / 87.5% / 90.3% / 93.3%		

迎える施設の更新に取り組む。

イ　医療の標準化と質の向上

医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

これにより、全病院平均で80％以上（※）の患者満足度を確保する。

【※：平成21年度

ウ　医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

※全国病院認定率（推計）： 26.1%（平成31年4月5日現在）
※平成28年度までの認定率の算定には、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。
※平成29年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。

イ　医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進

医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を行った。平成30年度は、パスの運用実績等を検討し、パスの整理、統合を行った結果、前年度に対して112件減となる4,700件のクリニカルパスの運用となった。

また、既存のクリニカルパスについて、チーム医療の推進による多職種間の連携と情報共有を深めることにより、1,255件の見直しを行った。

・クリニカルパス導入状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
パス件数	4,587件	4,851件	4,932件	4,812件	4,700件
パス使用率	51.0%	47.3%	46.9%	49.5%	49.6%
見直し件数	674件	931件	936件	1,152件	1,255件

※平成 28 年度 9 月までは、平成 28 年 10 月から交付金施設になった北海道せき損センターの実績を含む。
※平成 29 年度までは、移譲された燕労災病院の実績を含む。

ウ　医療安全の充実

（ア）医療安全チェックシート

平成 17 年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検を、平成 30 年度に２回実施した（５月、11 月）。

（参考）

区分	24年度	25年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
項目数	231	231	249	249	249	249	249
達成率	97.1%	98.2%	98.3%	98.3%	98.9%	99.0%	98.9%
対前回	＋0.3	＋1.1	+0.1	±0	+0.6	+0.1	−0.1

（イ）労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸の３労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互チェック」を、平成30年度も全ての労災病院を11グループ（１グループ当たり２～４病院）に分けて実施した。

【平成30年度の主なテーマ】
・内服の安全管理

		から平成25年度までの実績（平均）実績81.8%】	また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年２回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。 さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。 エ　患者満足度の確保 患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨		・説明と同意 ・患者誤認防止 ・転倒・転落防止対策、身体抑制 ・アレルギー情報の共有方法と対策 ・安全な手術の実施-誤認・体内遺残防止 ・災害対策について なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施した。 **（ウ）職員研修** 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年２回以上実施した。 **（エ）医療安全推進週間** 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※（11月25日（日）～12月1日（土））に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のもと、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施した。 ・医療相談コーナーの設置 ・患者・地域住民を対象とした公開講座 ・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・職員を対象とした研修・講習会 ※　医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。 **（オ）公表と再発防止** 医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む。）について、平成30年度分をホームページ上で令和元年５月末に公表した。 「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等をもとに、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図った。 **エ　患者満足度の確保** 全ての労災病院において、平成30年度も引き続き患者満足度調査を実施した。入院患者については、調査期間（平成30年９月11日から平成30年10月８日まで）に退院した患者のうち8,335人から、外来患者については、調査日（平成30年９月11日から平成30年９月18日までのうち病院任意の２日間）に通院した外来患者のうち16,658人から回答を得た。 結果、満足度は、入院 92.3%、外来 80.5%、入外合計 84.5%と目標を達成した。 ・患者満足度の推移（単位：%） <table><tr><td>年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>84.9</td><td>91.8</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>92.3</td></tr></table>		

			の評価を全病院平均で入院90％以上、外来75％以上、入外平均80％以上得る。					
	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中10,900件以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（毎年度平均）2,173件】	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上（※）確保する。 【※平成21年度から平成25年度までの実績（平均）2,173件】	（５）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4,100件以上確保する。					

外来	66.1	80.2	79.4	80.6	80.5
入外平均	72.3	84.2	83.3	84.2	84.5

※平成26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。
※平成28年度までは、平成28年10月から交付金施設になった北海道せき損センターを含む。
※平成29年度までは、移譲した燕労災病院の実績を含む。

＜患者満足度調査結果を踏まえた取組＞
　得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、環境に対する満足度と院内設備に対する満足度が比較的低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、運用や清掃などで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいるところである。
　各施設においては、上記の結果などを踏まえ、患者サービス委員会で改善計画を策定し、満足度の向上に努めている。

（５）治験の推進

　治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員５人が参加してスタッフの充実を図り、平成30年度においては年間計画4,100件を上回る5,501件の治験を実施した。

・労災病院における治験実績（単位：件）

年度	治験件数	製造販売後 臨床試験件数	合計件数
25年度	530	2,065	2,595
26年度	861	2,924	3,785
27年度	843	3,144	3,987
28年度	805	3,267	4,072
29年度	1,153	3,750	4,903
30年度	952	4,549	5,501

　労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった22件の実施可能性調査を行い、うち３件で治験契約を締結した（平成30年度3月末時点において、その他８件調査継続中）。
　また、今年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続き等の中央化などにより受託体制の強化を図った。

・労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施

年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	
				契約施設数
26年度	12件	０件	９件	14施設
27年度	20件	０件	７件	９施設
28年度	23件	０件	７件	17施設
29年度	24件	０件	６件	10施設
30年度	22件	１件	３件	5施設

※平成30年度3月末時点における「調査手続中」の案件：８件（33施設）

	（６）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。	（６）病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにＰＤＣＡサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。	（６）病院ごとの目標管理の実施 「紹介率」、「逆紹介率」、「平均在院日数」について、本部と各労災病院とで協議の上、目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行うことにより、年度目標の達成を図る。		**（６）病院ごとの目標管理の実施** 本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめた上、本部主催の医事課長会議にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、年度目標の達成に向け、必要に応じて行動目標の追加、修正を行った。 ・紹介率（目標達成施設18施設）		

病院名	目標値	30 年度実績	病院名	目標値	30 年度実績
道央	38.5%	39.7%	旭	67.3%	63.6%
釧路	75.6%	74.3%	大阪	90.6%	92.3%
青森	61.7%	67.1%	関西	99.5%	100.9%
東北	76.2%	75.7%	神戸	67.4%	57.7%
秋田	22.1%	16.6%	和歌山	68.0%	75.7%
福島	92.1%	96.3%	山陰	74.8%	73.8%
鹿島	38.0%	24.8%	岡山	72.7%	68.3%
千葉	87.2%	87.6%	中国	77.6%	79.2%
東京	71.0%	72.0%	山口	75.1%	80.5%
関東	86.7%	85.2%	香川	90.8%	88.8%
横浜	73.1%	74.5%	愛媛	36.0%	35.0%
新潟	57.8%	64.3%	九州	83.2%	81.7%
富山	50.7%	50.9%	門司	76.3%	80.7%
浜松	78.8%	100.4%	長崎	85.7%	89.7%
中部	71.9%	73.8%	熊本	71.8%	74.2%

・逆紹介率（目標達成18施設）

病院名	目標値	30 年度実績	病院名	目標値	30 年度実績
道央	37.2%	38.1%	旭	56.1%	52.4%
釧路	39.8%	44.1%	大阪	104.8%	116.1%
青森	56.1%	61.0%	関西	76.2%	80.4%
東北	47.9%	43.0%	神戸	101.3%	105.9%
秋田	23.8%	21.5%	和歌山	57.0%	69.6%
福島	73.2%	77.2%	山陰	82.5%	79.3%
鹿島	63.0%	173.0%	岡山	56.5%	62.1%
千葉	63.6%	64.0%	中国	59.9%	66.1%
東京	51.7%	56.4%	山口	59.0%	67.8%
関東	57.5%	59.4%	香川	73.0%	69.6%
横浜	53.7%	49.7%	愛媛	30.0%	28.2%
新潟	54.3%	48.1%	九州	106.4%	94.2%
富山	30.2%	39.9%	門司	74.3%	69.4%

浜松	38.2%	41.7%	長崎	69.1%	71.8%
中部	76.8%	76.1%	熊本	55.7%	52.8%

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	30 年度実績	病院名	目標値	30 年度実績
道央	18 日以内	14.7 日	旭	21 日以内	16.7 日
釧路	21 日以内	14.4 日	大阪	18 日以内	11.2 日
青森	18 日以内	17.0 日	関西	18 日以内	11.8 日
東北	18 日以内	13.2 日	神戸	18 日以内	14.5 日
秋田	21 日以内	17.1 日	和歌山	18 日以内	14.4 日
福島	18 日以内	17.0 日	山陰	18 日以内	13.8 日
鹿島	18 日以内	12.1 日	岡山	18 日以内	16.5 日
千葉	18 日以内	11.6 日	中国	18 日以内	15.2 日
東京	18 日以内	14.7 日	山口	18 日以内	16.0 日
関東	18 日以内	12.8 日	香川	18 日以内	13.9 日
横浜	18 日以内	12.1 日	愛媛	18 日以内	16.8 日
新潟	21 日以内	19.5 日	九州	18 日以内	14.4 日
富山	18 日以内	16.5 日	門司	21 日以内	17.3 日
浜松	18 日以内	15.3 日	長崎	18 日以内	16.1 日
中部	18 日以内	15.2 日	熊本	18 日以内	14.3 日

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数
（急性期一般入院料 1：18 日以内、急性期一般入院料 2～7：21 日以内）
※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成 30 年度 3 月末平均在院日数は 14.0 日と平成 29 年度と比べ 0.3 日短縮となった。（H29 年度 14.3 日→H30 年度 14.0 日）

・救急搬送数

病院名	29 年度実績	30 年度実績	病院名	29 年度実績	30 年度実績
道央	498 人	552 人	旭	1,697 人	1,794 人
釧路	2,222 人	2,428 人	大阪	3,780 人	3,740 人
青森	1,025 人	1,113 人	関西	6,805 人	7,181 人
東北	3,079 人	3,546 人	神戸	2,070 人	1,888 人
秋田	292 人	264 人	和歌山	3,812 人	4,121 人
福島	1,478 人	1,702 人	山陰	2,591 人	2,725 人
鹿島	310 人	208 人	岡山	2,647 人	2,391 人
千葉	3,949 人	4,516 人	中国	3,669 人	3,753 人
東京	3,419 人	3,566 人	山口	1,764 人	1,777 人
関東	7,252 人	7,196 人	香川	3,532 人	3,299 人
横浜	6,513 人	6,753 人	愛媛	909 人	866 人
新潟	615 人	633 人	九州	3,559 人	3,634 人

					富山	1,338 人	1,264 人	門司	1,000 人	1,098 人		
					浜松	3,626 人	3,642 人	長崎	2,319 人	2,429 人		
					中部	3,856 人	4,150 人	熊本	3,917 人	4,078 人		
	（７）労災病院の再編	（７）労災病院の再編 労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであり、適切に対応する。	（７）労災病院の再編		**（７）労災病院の再編**							
	ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編 新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提とした「県央基幹病院基本構想」が策定され、新潟県からその後「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」が示されたことを踏まえて、燕労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検	ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編 燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定され、さらに平成26年８月新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」において、県央基幹病院の開院に向けた円滑な統合再編を行うための基盤を確保す			**ア　燕労災病院（新潟県燕市）の再編** 燕労災病院の再編については、平成 28 年 12 月 26 日に新潟県と締結した「燕労災病院の移譲に係る基本合意書」に基づき平成 30 年４月１日をもって燕労災病院を新潟県へ移譲することとなった。また、新潟県は病院の指定管理者を「一般財団法人 新潟県地域医療推進機構」（指定期間平成 30 年４月１日から平成 35 年３月 31 日まで）とし、病院の名称は「新潟県立燕労災病院」と決定された。 なお、新潟県立燕労災病院での勤務を希望する職員は、平成 30 年４月１日をもって一般財団法人新潟県地域医療推進機構に採用となった。						

	討を行うこと。	るために、燕労災病院の早期移譲に向けて詳細な調整を進めると示されたことを踏まえて、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。					
	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会は、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方を検討結果報告書に取りまとめ、茨城県知事に提出した。同報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 鹿島労災病院と神栖済生会病院の再編については、茨城県、神栖市等の関係機関や学識経験者で構成される鹿島労災病院と神栖済生会病院の今後のあり方検討委員会において、鹿島労災病院と神栖済生会病院を統合した上で社会福祉法人恩賜財団済生会が運営するという再編の基本的考え方が取りまとめられ、茨城県知事に提出された。同委員会の検	イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編 平成29年８月８日に社会福祉法人恩賜財団済生会、茨城県及び神栖市との間で締結した「基本合意書」に基づき、平成31年４月１日付けでの再編統合に向けて、機構として適切な対応を行っていく。		**イ　鹿島労災病院（茨城県神栖市）の再編** 鹿島労災病院の再編については、平成 29 年８月８日に社会福祉法人恩賜財団済生会、茨城県、神栖市と「神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書」を締結し、具体的な統合時期については、平成 30 年７月４日に締結した「神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書に関する協定書」に基づき平成 31 年３月 31 日をもって鹿島労災病院を廃止し、平成 31 年４月１日付けで神栖済生会病院が鹿島労災病院を統合することとなった。 なお、神栖済生会病院での勤務を希望する職員は、平成 31 年４月１日をもって神栖済生会病院に採用されることとなっている。		

	栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえて、鹿島労災病院の再編について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう検討を行うこと。	討結果報告書を受け、茨城県、神栖市等の関係機関で構成される神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合協議会が設置されたことを踏まえ、鹿島労災病院の移譲について、関係者の合意形成後、できる限り早期に措置できるよう機構として適切な対応を行っていく。 なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。					

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－４	産業保健総合支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号） 労働安全衛生法第 19 条の３（国の援助） 第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年２月 25 日厚生労働省） 第 13 次労働災害防止計画（平成 30 年２月 28 日厚生労働省） 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書（厚生労働省労働基準局、平成 25 年６月 28 日） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日働き方改革実現会議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第２号 業務方法書第４条第１項第２号
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康福祉機構が実施主体となって、国の補助事業として実施すること等が求められている。 難易度 :「高」 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
専門的研修（計画値）	各年度に 7,340 回以上実施	－	7,340 回	7,340 回	7,340 回	7,340 回	7,340 回
（実績値）	－	4,594 回	8,245 回	9,383 回	8,768 回	9,024 回	9,697 回
達成度	－	－	112.3%	127.8%	119.5%	122.9%	132.1%
事業主セミナー等（計画値）	各年度に 380 回以上実施	－	380 回	380 回	380 回	380 回	380 回
（実績値）	－	（新規事業）	505 回	768 回	842 回	1,225 回	1,044 回
達成度	－	－	132.9%	202.1%	221.6%	322.4%	274.7%
小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援（計画値）	各年度に 25,600 件以上実施	－	25,600 件	25,600 件	25,600 件	25,600 件	25,600 件
（実績値）	－	（新規事業）	19,127 件	26,749 件	29,646 件	34,750 件	43,018 件
達成度	－	－	74.7%	104.5%	115.8%	135.7%	168.0%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額（千円）	－	－	5,415,648	5,336,141	6,255,120
決算額（千円）	－	－	5,201,417	5,158,953	5,917,066
経常費用（千円）	－	－	5,203,432	5,140,065	5,906,229
経常利益（千円）	－	－	△9,624	9,295	12,644
行政コスト（千円）	－	－	3,796,314	5,131,687	5,858,601
従事人員数（人）	－	－	123	123	118

産業保健総合支援センターにおける相談対応（計画値）	各年度に47,000件以上実施	―	47,000件	47,000件	47,000件	47,000件	47,000件								
（実績値）	―	46,703件（平成24年度実績）	17,147件	36,907件	40,881件	42,640件	47,894件								
達成度	―	―	36.5%	78.5%	87.0%	90.7%	101.9%								
地域窓口における相談対応（計画値）	各年度に29,568件以上実施	―	29,600件	29,600件	29,568件	29,568件	29,568件								
（実績値）	―	（新規事業）	45,703件	56,283件	64,615件	73,549件	81,998件								
達成度	―	―	154.4%	190.1%	218.5%	248.7%	277.3%								
ホームページのアクセス件数（計画値）	各年度に2,132,000件以上得る	―	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件								
（実績値）	―	1,834,587件	1,997,022件	2,206,563件	2,237,556件	1,628,337件	2,495,627件								
達成度	―	―	93.7%	103.5%	105.0%	76.4%	117.1%								
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を 80％以上確保	―	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%								
（実績値）	―	94.0%（平成24年度実績）	93.3%	92.3%	93.0%	93.9%	93.9%								
達成度	―	―	116.6%	115.4%	116.3%	110.5%	110.5%								
相談利用者から有益であった旨の評価（計画値）	相談利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を 80％以上確保	―	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%								
（実績値）	―	98.8%（平成24年度実績）	93.8%	93.7%	94.3%	94.7%	94.9%								
達成度	―	―	117.3%	117.1%	117.9%	111.4%	111.6%								
事業が利用者に与えた効果の把握・評価（計画値）	アウトカム調査の有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項がみられるようにする	―	70.0%	70.0%	70.0%	80.0%	80.0%								
（実績値）	―	（新規項目）	91.3%	87.6%	84.5%	84.3%	83.5%								
達成度	―	―	130.4%	125.1%	120.7%	105.4%	104.4%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められている産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能の充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供すること。 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など国の施策として求められる産業保健活動について、人材育成を含め中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに、地域における中心的な役割を果たし必要な支援を着実に提供する。 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事	６　研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供 　産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。	＜主な定量的指標＞ ○管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340 回以上の専門的研修を実施する。 ○産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期目標期間中の各年度において、380 回以上実施する。 ○地域の小規模事業場（産業医	**６　産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進** 　働き方改革実行計画において、治療と就労の両立支援の取組の強化が求められる中、平成 28 年２月に策定された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーの実施や、事業場への個別訪問支援、相談対応等を実施した。 　また、産業保健専門職（保健師）を産業保健総合支援センターに新たに配置し、両立支援、中小企業における労働者の健康確保対策強化（事業場への個別訪問指導、保健指導、職場巡視）など専門的相談が積極的に行える体制を整備した。 　平成 27 年 12 月に施行されたストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの設置、ストレスチェック制度に関する研修、セミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等の支援をした。 　平成 30 年度は主に以下のとおり取り組むことで、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。 【治療と仕事の両立支援】 ①　両立支援に関する研修（ 351 件） 　　両立支援意識啓発教育（ 129 件） 　　両立支援啓発セミナー（ 200 件） 　　両立支援事業場訪問・個別調整支援（1,682 件） 【メンタルヘルス関係】 ①　ストレスチェック制度に関する研修　287 回（延べ 8,421 人受講） 　長時間労働者、高ストレス者の面接指導について研修を実施　55 回（延べ 1,747 人受講） ②　管理監督者向けメンタルヘルス教育（実績：3,515 件） 　若年労働者向けメンタルヘルス教育の実施（実績：1,151 件） ③　産業保健関係助成金の拡充及びストレスチェック実施促進のための助成金の要件緩和 　産業保健関係助成金について、平成 29 年度からストレスチェック実施前の事前登録をなくし利用しやすい環境を整えることにより、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入を支援している。また、平成 29 年度から３種類の助成金（職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金、小規模事業場産業医活動助成金）を、平成 30 年度からは、新たに職場環境改善計画助成金（建設現場コース）を追加することにより、事業場における職場の健康づくり等の体制を支援している。 ④　高ストレス労働者に対する医師による面接指導（面接指導：581 件）	＜評定と根拠＞ 評定：　Ｂ 　以下のとおり、重要度「高」、難易度「高」の事業であるところ、おおむね中期計画の所期の目標を上回る成果が得られており、自己評定を「Ｂ」とした。 １．小規模事業場における産業保健活動の促進や産業保健関係者育成のための専門的研修等の労働者に対する支援の充実、強化について着実な取組を実施した。これに加えて働き方改革実行計画で求められている治療と仕事の両立支援について、円滑に実施することを目的に医療機関を対象とした研修会の開催のほか、医療機関での両立支援相談窓口の設置の拡充など積極的な取組を実施した。また、「治療と仕事の両立支援」に関する普及のため、事業主セミナー研修、事業所訪	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動の促進を図ること。 （１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等を積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化することにより、我が国の産業保健活動の質を向上すること。 また、過去に実施した研修のアンケート結果等を踏まえ、研修内	業場における自主的産業保健活動への支援を効率的・効果的に実施する。 （１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査等の結果並びにストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、治療と就労の両立支援、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、面接指導の実施方法等の実践的かつ専門的な研修を強化する。	（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施 ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実 （ア）産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、ニーズを的確に反映し研修内容の質の向上を図る。 （イ）産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（部）が実施す	の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600 件以上実施する。 〇産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有	【原子力災害への緊急的対応】 東電福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備事業（相談等実績：233 件） **（１）事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施** 研修については、治療と仕事の両立支援に関する研修やストレスチェック制度に関する研修を開催する等時宜を捉えたテーマを積極的に取り入れた。また、「運営協議会において事業運営計画を策定」（計画）→「計画に基づく事業の実施」（実施）→「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員会議等において検討・分析」（評価）→「受講者のニーズに即した研修テーマや開催日時の設定、地方開催等受講者の要望を反映」（改善）の仕組みを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて研修の質の向上を図っている。 **ア　地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実** **（ア）産業医等の産業保健関係者への研修** 各産業保健総合支援センターが定期的に開催する相談員会議等において、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、産業保健相談員等による研修テーマや内容に関する評価を行うとともに、ニーズを的確に反映し、利用者の利便性に配慮するとともに、研修の質の向上に努めている。 また、産業医の資質向上のための「高ストレス者に対する面接指導視覚教材（パワーポイント含む）」の作成、中小企業事業者に積極的に産業医を活用いただくために産業医の役割とどのように活用したら事業場にとって有益になるのかを中心に記載した「中小企業事業者向け産業医活用テキスト」を作成するなど、産業医活動活性化に向けた産業医側、利用者側へのアプローチを実施した。 **（イ）事業場に対する治療と就労の両立支援の普及** 平成28年２月に厚生労働省が策定した「事業場における治療と職業生活のガイドライン」に関する研修等、治療と仕事の両立支援の普及を目的とした研修を昨年度に引き続き実施した。 －具体例－	問、相談対応の実施に加え、グッズ（カード）の配布、漫画キャラクター「島耕作」を広告塔にした両立支援冊子の配布、メディアを通じた広報を今まで以上に積極的に実施した。 ２．具体的には、量的な面で目標が設定されている９項目中全項目で目標を達成した。特に、産業保健総合支援センターにおける相談対応件数において、目標値を達成するべく努力してきたものの 26 年度から一度も計画値に達することがなかったが、働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められたことを受け、積極的に両立支援の周知を行うとともに相談窓口の新規開設に努め、更には産業保健専門職（保健師）を各産業保健総合支援センターに新たに 42 人を配置し相談体制の充実を図った。	

	容等の改善を図る仕組みを充実させること。		る医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等を事業場に対して普及させる。 （ウ）治療と就労の両立支援、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス、過重労働等のテーマを積極的に取り上げるとともに、特に、産業医の能力向上を図り、事業場における産業保健活動の適切な実施を図るための実践的かつ専門的な研修を強化する。 なお、7（1）①の研修においても協力する。 （エ）労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害等のテーマを積極的に取り上げる。	する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000 件以上実施する。 ○地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者 50 人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、29,568 件以上実施する。 ○産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健	・治療と仕事の両立支援について（栃木・岡山・広島・沖縄） ・がんに罹患した従業員の治療と職業生活の両立支援（神奈川） ・事業場における治療と仕事の両立支援（新潟） ・働き方改革実行計画に基づく治療と仕事の両立支援（三重） **（ウ）ストレスチェック制度を含む専門的研修等の強化** ストレスチェック制度については、引き続き①産業医等の実施者向け、②担当者向け、③事業者向け、の３種類の制度に関する研修及び高ストレス者の面接指導の実施方法に関する専門的研修を延べ 287 回（受講者数 8,421 人 うち県庁所在地以外 68 回、土日夜間開催 70 回）開催した。 また、メンタルヘルス対策については、特に努力義務であるストレスチェック後の職場環境改善を推進するため「これからはじめる職場環境改善～スタートのための手引き～」を作成し、ストレスチェック実施後の職場環境改善の研修を 69 回実施した。 両立支援コーディネーターを養成するための研修については、労働者健康安全機構本部、産業保健総合支援センター、労災病院が協力し、両立支援コーディネーター基礎研修として 15 回開催し、1,700 人に受講修了証を交付した。 **（エ）第13次労働災害防止計画における重点項目をテーマにした研修の実施** 労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げた。	３．質的な面については、平成 30 年度においても職場におけるストレスチェック制度の普及のための取組、全国産業安全衛生大会等に相談ブースを設け相談していただきやすい環境作り、治療と仕事の両立支援のための事業主セミナー、研修等の実施のほか、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」を週１回定期的に実施、７月豪雨・北海道胆振地震被災者のため、「心の相談ダイヤル」、「健康相談ダイヤル」を専用フリーダイヤルとして新たに設置・対応を行うなど社会的要請の大きいこれらの事業に速やかに対応した。これらの面を考慮すれば、質的及び量的にも評価できる。 【本事業の達成が困難な状況下にあったと考えうる理由等】 ①産業保健に関する本事業の実施に	
		また、過去に実施した研修のアンケート結果により受講者のニーズを的確に捉え、研修のテーマや内容に関する検討・検証を行うこと等により、研修内容等の改善を図る仕組みを					

		充実させる。 加えて、地域窓口の機能を活かして、地域の小規模事業場に対する利用勧奨を通じて潜在するニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行うこと等により、中期目標期間中の各年度において、7,340回以上の専門的研修を実施する。	（オ）中小規模事業場におけるストレスチェック制度を含むメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、若年労働者及び管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行う。 （カ）事業場における治療と就労の両立支援に関する意識啓発を行うため、管理監督者等を対象とした両立支援に関する教育を行う。 （キ）関係機関、業界団体等との共催方式の研修に積極的に取り組むことにより、効率的・効果的な研修の実施を図る。 （ク）産業保健	活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度において、2,132,000 件以上のホームページへのアクセス件数を得る。 ○研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 85%以	**（オ）中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策** 中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させることを目的とした、若年労働者及び管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育を行った。 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育件数　1,151件 ・管理監督者向けメンタルヘルス教育件数　3,515件 **（カ）事業場における治療と就労の両立支援意識啓発教育** 治療と仕事の両立支援に取り組む事業場の管理監督者や労働者等に対する意識啓発を行うことを目的に、好事例等を踏まえ具体的な取組等についての教育を行った。 ・両立支援意識啓発教育件数　129件 **（キ）共催方式による研修の実施** 効果的・効率的な研修の実施を目的に、都道府県労働局及び医師会等の関係機関や各種業界団体等との共催による研修に積極的に取り組んだ。 **（ク）実践的研修、テーマに応じたシリーズ研修の実施**	ついては、産業保健に対する意識が総じて低い小規模事業場を対象としていること、②事業を実施する医師・保健師等の多くの協力を得るには、本人に加えて医師会等の理解・協力が不可欠であること、さらには、このような状況の下で、③以下のように職場におけるストレスチェック制度の普及や治療と仕事の両立支援など以下の社会的要請に伴う新規施策にも対応しているものであり、事業実施そのものの困難度が高いと考えている。 ア　平成27年12月のストレスチェック制度の施行に伴い、本制度に関する専門的相談や事業主セミナー、研修の実施に加え、新たに高ストレス労働者に対する医師による面接指導を地域窓口において新規に実施。 イ　一億総活躍社会に向けた柱である「治療と職業	

			関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。 （ケ）利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。	上確保する。 ○利用者に対し、産業保健総合支援センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち 80%以上について具体的に改善が見られていること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○産業保健三事業を一元化し、新たに機構が実施主体となったが、円滑な事業実施が図られているか。 ○新たに設置した地域窓口で事業に従事する者の能力向上が図られているか。 ○産業保健関係者に対する支援を適正かつ効率的に行っているか。 ○小規模事業場	○　実践的研修の実施 　単なる知識の付与にとどまらず、討議・実地等を通じて現場で実践できるスキルを体得させることを目的に、次のとおり実践的研修を実施した。具体的には討議形式（症例検討、事例検討等）、実習形式（機器操作、ロールプレイング等）、実地形式（職場巡視等）の双方向・参加型研修を行った。 ・討議形式　　290回 ・実習形式　　451回 ・実地形式　　98回 ○　テーマに応じたシリーズ研修の実施 　産業医、産業看護職、衛生管理者・労務担当者等を対象に体系的な技法を付与することを目的として、シリーズ研修を実施している。（43都府県で実施） 　－具体例－ ・テーマに応じたシリーズ研修の実施 「過労死防止・健康起因事故防止セミナー」（埼玉） （その１）過労死防止に向けたアクションプラン （その２）過労死等の実態について （その３）過労死ゼロ緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進等について （その４）ドライバーの健康管理対策について、ドライバーの食事管理 「メンタルヘルス対策研修」（石川） （その１）産業カウンセラーの立場から （その２）職場の人間関係とは （その３）伝えるコツ、話すコツ （その４）聴くコツ （その５）ハラスメントの防止をするために （その６）怒りをコントロールする （その７）ピカジップ法による事例検討 **（ケ）土日・夜間の開催等** 　利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込み受付を行うとともに、利用者からの要望に応じて、都道府県県庁所在地以外の地域で研修を実施するほか、休日・夜間に研修を実施した（44都道府県で実施。都道府県県庁所在地以外で実施。380回。）（休日・夜間研修の開催延べ回数：1,016回）。	生活の両立支援」の促進のため、産業保健総合支援センターにおいて、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を中心とした事業主セミナー、研修や専門的相談を実施。 ウ　精神障害による自殺の労災認定件数が年間 200 件を超えて推移する中、就労して間もない若年労働者の自殺防止対策のため、若年労働者向けメンタルヘルス教育を新規に実施。 エ　東京電力福島第一原発における廃炉作業員の健康確保のため、「廃炉等作業員に係る健康相談」を実施。 ＜課題と対応＞ －	

				に対し、事業場を訪問する直接的な支援を積極的に行っているか。 ○産業保健各分野の専門家を確保するとともに、研修内容等の質の向上を図る仕組の充実が図られているか。 ○産業保健に関する情報の提供を行い、広く普及させているか。 ○利用者にとって事業は有益であったか。また、事後的な効果を把握することができたか。	**【その他のテーマによる研修の実施】** アスベストによる健康障害の防止等を図ることを目的に、労災病院、アスベスト疾患センター等関係機関と連携するなど、主に産業医を対象とした研修を延べ55回（受講者数1,286人）実施した（対象者：全ての産業保健スタッフ）。 なお、平成25年度以前から、“地域産業保健センター（現・地域窓口）への支援”として実施してきた、地域産業保健センターで活動している産業医及びコーディネーターの能力向上を目的とした研修について、平成30年度においても引き続き実施した。 ・コーディネーター能力向上研修：　3回 ・登録産業医研修：　226回 こうした取組により、平成30年度において延べ9,697回（達成度132.1%）の研修を実施した。 **・産業保健関係者に対する研修回数**　（単位：回） 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 8,245 9,383 8,768 9,024 9,697 **・研修受講者数**　（単位：人） 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 195,234 240,304 218,666 204,979 220,229		
		以上の取組により、7,340回以上の専門的研修を実施する。					
		イ　自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施 産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場におけるストレスチェック制度の導入を含む自主的産業保健活動促進を目的とした、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナー及び事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を中期目標期	イ　自主的産業保健活動促進のためのセミナー等の実施 （ア）産業保健総合支援センターと地域窓口が連携して、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と就労の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。 （イ）ホームページ、メールマ		**イ　自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施** 職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、産業保健に関する啓発セミナー、事業場の事例等について討議検討する事例検討会等の開催について次のとおり取り組んでいる。 （ア）労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、特に治療と職業生活の両立支援については重点的に取り上げている。また、ストレスチェック制度、熱中症等の社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げている。(47都道府県で実施) －具体例－ ・職場における化学物質の管理（宮城） ・すぐに取り組める安全対策と職場環境改善（茨城） ・健康増進法改正や新型タバコなどの最新の情報と職域の喫煙規制対策（千葉） ・ストレスチェック制度と快適職場（東京） ・勤労者の睡眠問題への対応（静岡） ・労災事故発生の場合の対応について（三重） ・過重労働による健康障害防止対策（島根） ・職場のメンタルヘルス対策の進め方について（岡山） ・過重労働対策の基礎と実践（福岡） ・治療と仕事の両立支援の取り組み方（長崎） ・労働者が実践しやすい熱中症対策（鹿児島） （イ）利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮した（休日・夜間の開催延べ回数：71回）(24都道府県で実施)。		

		間中の各年度において、380回以上実施する。	ガジン等によるセミナー等の案内、申込受付を行うとともに、対象者の利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。 （ウ）産業保健総合支援センターと地域窓口の連携による勧奨活動、また、事業者団体、商工団体等との連携による共催とする等効率的な実施を図る。 以上の取組により、380回以上のセミナー及び事例検討会を実施する。		（ウ）効率的な実施を図るため、事業者団体、商工団体等との共催により開催した（679 回）（46 都道府県で実施）。 こうした取組により、平成30年度において延べ1,044回（達成度274.7 %）の事業主セミナー等を実施した。 **・事業主セミナー等の開催回数　（単位：回）** 26年度：505 27年度：768 28年度：842 29年度：1,225 30年度：1,044		
	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 地域の小規模	（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実 ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援の普及促進のための個別訪問支援の充実 （ア）産業保健		**（２）小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実** **ア　医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策や治療と就労の普及促進のための個別訪問支援の充実** 積極的な小規模事業場等への訪問指導が求められている中、利用事業場を拡大するため、の新規訪問先開拓について以下の取組を行った。 （ア）産業保健総合支援センターにおける専門的研修や労働災害防止団体等の関係団体が実施		

	事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。 　また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する	事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や治療と就労の両立支援を普及促進するため、産業保健総合支援センターで訪問支援等を専門的に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組支援について、中期目標期間中の各年度において、25,600件以上実施する。 　また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発	スタッフ等に対する専門的研修及び労働災害防止団体等関係団体が開催する研修・セミナー等を活用し、訪問指導を希望する事業場を募る等、積極的・効果的に周知・勧奨を図る。 （イ）労働局・労働基準監督署の協力を得て、訪問事業場に関する情報を入手する等、効率的に周知・勧奨を図る。 （ウ）メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度の導入及びストレスチェック実施後の職場環境改善等に係る事業場への訪問支援を実施する。 （エ）作業環境管理等総合的な支援を行うため、衛生工学衛生管理者等		する研修・事業主セミナー等あらゆる機会に周知・広報し、事業の利用勧奨を図った。 （イ）労働局、労働基準監督署の協力の下、全国産業安全衛生大会等において、支援希望のアンケート等を配布すること等により、事業の周知・利用勧奨を行い、利用者の拡大を図った。 （ウ）メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、事業場におけるストレスチェック制度の導入等に対する支援に加えて、新たに面接指導の結果を踏まえた事後措置や集団分析等の実施による職場環境改善等の支援を行った。 ・メンタルヘルス対策促進員による事業場訪問件数　12,870件 ・ストレスチェック導入等支援件数　1,943件 （エ）作業環境測定や作業管理等に精通した労働衛生工学専門員（137 人）を委嘱し、事業場への個別訪問支援を実施した。		

	等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。 　さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設する治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。	揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。 　さらに、労災病院等で治療・療養中の労働者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。	の労働衛生工学の専門家による訪問指導を実施する。 （オ）治療と就労の両立支援の普及促進を図るため、専門家による訪問指導を実施する。 　以上の取組により、25,600件以上の訪問指導及び個別訪問支援を実施する。		（オ）治療と就労の両立支援を普及促進するため、両立支援促進員が事業場を訪問し、事業場内体制整備等の支援を実施した。 ・治療と仕事の両立支援を普及促進のための事業場訪問件数　1,499件 こうした取組により、平成30年度において延べ43,018件（達成度168.0%）の訪問指導等を実施した。 **・訪問指導及び個別訪問支援の実施件数　（単位：件）** 26年度：19,127 27年度：26,749 28年度：29,646 29年度：34,750 30年度：43,018		
	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施	イ　産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施		**イ　産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施** 労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年６月公布）に伴い、ストレスチェックの実施が事業者に義務付けられたこと、働き方改革実行計画（平成 29 年３月 28 日働き方改革実現会議決定）による治療と仕事の両立支援の推進等により、ますます相談ニーズが高まることが見込まれる。メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。		
	事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援など様々な困難課題に対	産業保健総合支援センターでは、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者に係る治療と就労の	（ア）事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談について		（ア）事業者、産業保健関係者、小規模事業場の労働者等からの相談について（産業保健総合支援センター） 【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等の相談員の確保】 　ますます増加する事業場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応や、法改正への的確な対応等を支援するため、1,176人の産業保健相談員を委嘱し、事業場からの専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。 【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】 　ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、東京、大阪及び福岡の３つの		

	する専門的相談への対応（※１）を産業保健総合支援センターで一層進めるとともに、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談（※２）を地域窓口で、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、地域における体制を充実・強化すること。 また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用すること。 【※１：年間目標値47,000件（47か所×1,000件）】 【※２：年間目標値29,568件（352か所×84件）】 【目標設定等の考え方】	両立支援など様々な困難課題に対する専門的相談への対応を一層進め、中期目標期間中の各年度において、47,000件以上実施する。	ａ　電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応するとともに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、相談の利用を積極的に勧奨する。 ｂ　面談による相談に対しては、事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。 ｃ　相談者からの要請に応じて、事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極		産業保健総合支援センターに専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を引き続き開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応した。 ・相談件数　2,662件 【東電福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備事業】 産業医科大学、福島労災病院等の協力を得て、平成29年４月より、週１回、東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための出張相談対応を実施した。 ・出張相談窓口実績233件 【平成30年度７月豪雨及び北海道胆振東部地震に係る対応】 平成30年７月に発生した「平成30年７月豪雨」及び平成30年９月に発生した「北海道胆振東部地震」により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康不安に関する相談に対応するため「平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤル（フリーダイヤル）」を設置した。 ・相談件数232件（心の相談203件、健康相談29件） ａ　効率的・効果的な相談の利用勧奨 電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応し、さらに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、積極的な利用勧奨を行った。 また、全国共通の電話番号で最寄りの産業保健総合支援センターに着信することができる全国統一ダイヤルを開設し、相談しやすい環境作りを実現した。 ｂ　効率的・効果的な相談対応 相談の事前予約制を引き続き実施し、面談による相談に対しては、あらかじめ相談内容を記載した用紙を担当相談員に渡すなど、相談業務の効率化を図った。 ｃ　積極的な実地相談の実施 作業環境管理、作業管理等について、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要と判断した場合は、積極的に事業場を訪問して必要な助言等を行った。 ・実地相談件数：559件		

	※１　平成24年度実績（46,703件）を踏まえ、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。 ※２　新規事業につき、都市部や山間地も含めて１か所当たりの平均相談件数を月７件と見積もり、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。		的に行う。 ｄ　研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。 ｅ　相談内容については、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。 産業保健総合支援センターにおいては、以上の取組により、47,000件以上の相談を実施する。		ｄ　研修終了時における相談コーナーの設置 研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。 ｅ　相談内容の活用 相談の内容によって専門的研修のテーマにする等有効に活用した。 こうした取組により、相談件数の増を図り、平成30年度において、延べ47,894件（達成度101.9%）の相談に対応した。 **・産業保健関係者からの相談件数（産業保健総合支援センター）（単位：件）** 26年度：17,147 27年度：36,907 28年度：40,881 29年度：42,640 30年度：47,894		
		地域窓口では、地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）からの労働者の健康管理に関する相談を、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮することにより、中期目標期間中の各年度において、29,568件以上実	（イ）小規模事業場からの相談について ａ　事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。 ｂ　地域窓口では対応が困難な安全衛生工学等の専門的な相談については、ワンストップサービス機能を十分		（イ）小規模事業場からの相談について（地域窓口） 登録産業医等が、小規模事業場における産業保健活動を支援するため、次の取組により、小規模事業場の事業者及び労働者からの相談に幅広く対応した。 ａ　効率的・効果的な相談対応 事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努めた。 ｂ　ワンストップサービス機能の発揮 小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援センターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。 ・ワンストップサービス機能を発揮して対応した件数　1,846件 －具体的事例－ ・事業場よりワンストップ対応として依頼のあった相談（訪問指導）について、メンタルヘルス対策と合わせての指導を希望があったため総合支援センターが対応した。		

施し、地域における体制を充実・強化する。
また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用する。

発揮して、迅速・的確な対応に努める。

ｃ　労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・勧奨に努める。

ｄ　ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導を実施する。
地域窓口においては、以上の取組により、29,568件以上の相談を実施する。

ウ　産業保健関係助成金の支給
職場の健康づくりに取り組む事業場に対して、ストレスチェック助成金、職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金及び小規模事業場産業医活動助成

・肝硬変の従業員がいる事業場から今後の対応方法について相談があったが、地域産業保健センターでの対応が困難であるため、治療と仕事の両立支援を行っている総合支援センターの利用を勧め、ワンストップサービスとして労働衛生専門職が対応した。

ｃ　積極的な周知・勧奨
労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めている。

ｄ　長時間労働者、ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導
平成30年度も引き続き登録産業医に対する研修を実施（地域窓口の登録産業医が299人受講）し、地域窓口において、長時間労働者の面接指導6,542件（10,233人）、高ストレス者の面接指導を581件（685人）実施した。

こうした取組により、平成30年度は地域窓口において、81,998件（達成度277.3%）の相談に対応した。
このうち、実際の職場環境を踏まえた指導等を行うため15,551件については、直接事業場を訪問して対応した。

・小規模事業場等の事業者及び労働者からの相談件数（地域窓口）　（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
45,703	56,283	64,615	73,549	81,998

・相談のうち直接事業場を訪問した件数　（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
8,920	11,570	12,988	14,219	15,551

ウ　ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成

平成27年度から従業員50人未満の事業場が、医師・保健師等によるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の産業医による面接指導などを実施した場合に、事業主に費用を助成している。平成29年度からはストレスチェック実施前の事前登録をなくすことで利用しやすい環境を整えている。
また、平成29年度からは新たに健康管理や事業場の体制整備の推進を目的に、３種類の助成金（小規模事業場産業医活動助成金、職場環境改善計画助成金、心の健康づくり計画助成金）を追加している。平成30年度においても引き続き事業場における職場の健康づくり等の体制整備の支援を行った。
・小規模事業場産業医活動助成金
50人未満の事業場が産業医と契約し職場巡視等を実施した場合に助成金を支給して

			金を支給する。		いる。 ・心の健康づくり計画助成金 メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に助成金を支給している。 ・職場環境改善計画助成金 ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、専門家（メンタルヘルス対策促進員を含む）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に助成金を支給している。 これら４種類の助成金について、延べ 4,612 事業場に助成した。		
	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援	（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援		**（３）産業保健に関する情報の提供その他の支援** 地域の産業保健に関する各種情報等を収集・整備し、相談や問合せ等に活用するとともに、次の取組により、地域の産業保健関係者、登録産業医等に対して、積極的に最新の産業保健情報の提供に努めた。		
	インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、機構の各種研究結果等の提供に当たっては、さらなる情報の質の向上、利便性の向上を図ること。	ア　産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中の各年度	ア　本部及び産業保健総合支援センターのホームページについては、産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性の向上に努める。 イ　労働衛生行政上重点的に取		**ア　ホームページを活用した最新情報の発信** 本部及び産業保健総合支援センターのホームページで、以下のとおり利用者の利便性の向上を図った。 ・トピックスを頻繁に更新し、積極的に最新の情報提供に努めた（更新回数13,609回）。 ・治療と仕事の両立支援等の専門的研修やセミナーの開催日程、両立支援相談窓口開設の相談対応日時を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けた。 また、両立支援に携わる保健師のコラムリレーも更新するなど、両立支援に関係する全ての人が簡単に最新情報を入手できるようにした。 ・治療と仕事の両立支援事業を周知するため漫画キャラクター「島耕作」を広告塔にした漫画を作成しホームページで公開。 ・地域窓口の事業や活動を積極的にPRし、利用者の拡大に努めた 。 ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めた。 ・産業保健調査研究の成果の情報提供 地域の産業保健活動の活性化を図る目的で産業保健総合支援センターが行った調査研究の成果について、本部が開催する「産業保健調査研究発表会」での発表のほか、学会発表や学会誌や企業向け雑誌への掲載など幅広く公表している。また、産業保健総合支援センターにおける専門的研修のテーマとして活用するとともに、ホームページにも概要を掲載している。 －具体例－ ・平成30年６月19日に関西労働衛生技術センターで開催された「事業場に求められる労働衛生の措置について～がん対策～」において、企業代表者に対し調査　結果を含めて講演し、企業での取り組みの重要性について認識を深められた。（和歌山） ・平成30年11月24日に中部大学で開催された平成30年度日本産業衛生学会東海地方会学会にて一般演題　「小規模事業場におけるストレスチェック制度への取り組み状況と課題」を発表（愛知） **イ　産業保健情報誌「産業保健 21」の発行** ４月に開催した有識者による「産業保健情報誌編集委員会」において、編集方針を決定し、		

		において、2,132,000 件以上のホームページへのアクセス件数を得る。	り組むテーマ、社会的関心の高いテーマや地域窓口の活動等を掲載した産業保健情報誌を定期的に発行し、最新の産業保健情報を幅広く提供する。 ウ　メールマガジンについては、研修や相談を通じて広く購読者を募るとともに、産業保健総合支援センター及び地域窓口の行事予定等の産業保健情報を提供する。 エ　産業保健活動に関する動画を作成してホームページに掲載し、実践的かつ有益な情報を視覚的に提供する。 オ　産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（部）が実施する医療機関等に対する治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究結果等の情報を提供する。		第93号（７月発行）では、2023年３月までの５か年計画として策定された「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、今後計画される活動方針について、第95号（１月発行）では、発達障害を抱える労働者・求職者が近年増加している現状から、発達障害者への就労支援について、産業保健スタッフに対する基礎的な知識として現状と課題の解説、専門家による職域での保健活動、雇用管理の要点等を取り上げている。また、毎号、事業場における産業保健活動に役立つ実践的な内容を提供している。 ・第93号「第13次労働災害防止計画と産業保健」 ・第94号「建設労働者の安全管理・健康管理」 ・第95号「産業保健スタッフのための発達障害の基礎知識」 ・第96号「『働き方改革』と産業保健」 **ウ　メールマガジンの配信** 産業保健総合支援センターにおいて、専門的研修や相談対応を通じて幅広く読者を募り、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策関連情報、地域の産業保健に関する最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンを、定期的に配信した（配信件数：874,084 件）。 **エ　動画による情報の発信** 山田邦子氏を起用した両立支援啓発動画等産業保健関係の動画や「産業医のストレスチェック面接指導入門～高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材の公開～」について、機構のホームページにて閲覧できるようにした。「産業医のストレスチェック面接指導入門～高ストレス者に対する面接指導視聴覚教材の公開～」は、平成 27 年度から開始されたストレスチェック制度について、ストレスチェック実施後に行う「産業医による面接指導方法」を説明したものである。 **オ　ホームページを利用した「治療就労両立支援モデル事業」等に係る情報提供** 産業保健総合支援センターのホームページに「治療就労両立支援モデル事業」のバナーを掲載することや、ニーズに即したパンフレット及びリーフレット等を作成し情報提供している。 特に、平成30年度は漫画キャラクター「島耕作」を広告塔にした漫画を作成し、ホームページで公開し、各産業保健総合支援センターにもバナーを設置するなど積極的に情報提供した。		

【その他の情報提供及び広報】

① 産業保健総合支援センターにおける専門的研修等の活動を積極的に報道発表し、地元テレビ、地元新聞、関係機関の会報及び機関誌等に掲載するとともに、取材等にも積極的に応じた。

② また、地域で開催される産業安全衛生大会等の各種イベントにブースを出展（他団体等との協働の場合を含む。）し、積極的なPR活動に努めた。

（47都道府県で実施）

－①の具体例－

・読売新聞：治療と仕事の両立支援相談窓口の開設について（太田綜合病院　太田西ノ内病院　太田熱海病院）（福島）

・埼玉新聞：気象予報士の平井信行さんらを講師に災害対策を考える無料研修会「また大規模災害が起きたら～産業保健スタッフが、今備えておくこと～」 を開催した。（埼玉）

・市民タイムス：長野労働局労働基準部監督課長による「「働き方改革」における過重労働防止対策」をテーマに産業保健研修会が開催された。（長野）

・八重山毎日新聞：がん相談支援センターの設置について（県立八重山病院）（沖縄）

・NHK 徳島放送局：病院が行う両立支援の実態を医療現場見学する等により、事業者等企業の担当者に病院の支援体制を具体的にイメージしてもらい、治療と仕事の両立支援の周知・啓発を放送（徳島）

・FM ちゃお　やおコミュニティ FM 放送：「がんになっても働き続けられるために～産保センターの取り組み～」と題して産業保健総合支援センターの取組について放送（大阪）

－②の具体例－

・９月に神奈川健康づくり推進会議で開催している産業保健フォーラムにて、展示ブースを出展し広報周知　（神奈川）

こうした取組により、平成30年度において、2,495,627件（達成度117.1%）のアクセス数を得ている。

ホームページアクセス件数の推移　（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,997,022	2,206,563	2,237,556	1,628,337	2,495,627

（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

	（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効	（４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効	以上の取組により、ホームページのアクセス件数を2,132,000件以上得る。 （４）研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効				

	果の把握 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価（※１）を80％以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査（※２）を実施し、有効回答のうち70％以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。 【※１：平成26年度実績　93.3％（研修受講者）、93.8％（相談利用者）】 【※２：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働	果の把握 ア　研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80％以上確保する。	果の把握 ア　研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては産業保健相談員等による評価を行い、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を85％以上確保する。		ア　産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に係る上記（１）及び（２）イに掲げる取組に対する利用者の評価は、研修終了時又は相談対応の際にアンケート調査を実施した。調査結果において、研修利用者から有益であった旨の評価が93.9%、相談利用者から有益であった旨の評価が94.9%と、いずれも高い評価を得ることができた。（研修、相談とも年度計画85%以上） －主な評価理由－ 〇専門的研修 ・日頃は他社の安全衛生スタッフと交流を持つことはあまりないので、研修に参加することで交流・情報交換ができ、見方や考え方の視野を広げることができ良かった。 ・安全衛生推進者の職務内容が明確になった。本県の労働災害状況がグラフで表されており、地域の「健康経営宣言」を知ることができた。 ・働き方改革法案が新たに実行されるに当たり、産業医の必要性や役割がどのように変わっていくのかが理解できた。 ・メンタルヘルス対策の動向を知ることができた。 ・具体的な資料が多く、わかりやすかった。 〇相談 ・社員の健康状態を知る（理解が深まる。）産業医との接点がなく、またどのように探せばよいかも分からなかったので、非常に助かる。無償であり、利用しやすい。 ・会社へ訪問していただき産業医へ相談ができる。丁寧に相談に応じてもらえる。社員に配るパンフレットも用意していただけるので助かる。 ・従業員の健康状態の把握と健康に関心を持たせる機会となり非常に有益だった。 ・ストレスチェックを実施した後の高ストレス者への対応方法について、今後やるべきことが見い出せた。 ・社員の体調管理の意識が以前よりも強くなり、いわゆる「健康経営」がやりやすい環境になりました。 ・保健師の面談を受けることによって、社員の健康に対する意識づけが変わり、再検査を受けるようになった。 ・自分のストレスを理解し、上手く対処できる方法を学ぶことができた。又、他者との関わり方を学ぶことができた。 ・メンタルヘルス対策を推進する為にはどうしたらよいか具体的にアドバイスをいただき参考になった。 **・研修利用者の有益であった旨の評価** 26年度：93.3% 27年度：92.3% 28年度：93.0% 29年度：93.9% 30年度：93.9%		

<table>
<tr>
<td></td>
<td>衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。平成26年度実績　91.3%】
【目標設定等の考え方】
　平成24年度実績（研修94.0%及び相談98.8%）を踏まえつつ、新たに地域窓口における相談についてもアンケート対象として追加することを勘案して、約９割と見積もり（80%）、また、何らかの改善につながった割合については、有益だったと回答した相談者割合の約９割と見積もり（70%）、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。

【重要度：高】
　独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援</td>
<td>イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査（※）を実施して、有効回答のうち70％以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。

【※：産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスによる効果（産業保健関係者の能力向上、事業場における産業保健活動</td>
<td>イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち80％以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</td>
<td></td>
<td>

・相談利用者の有益であった旨の評価

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
93.8%	93.7%	94.3%	94.7%	94.9%

イ　利用者に対して、上記（１）から（３）に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施した。実施に当たっては、外部の有識者を招聘した検討会を開催し、昨年度の結果を踏まえ、調査項目等の検討を行った。

－調査結果－
・調査票配布期間：平成 30 年 10 月 16 日～平成 30 年 12 月 14 日
・回収期間：平成 30 年 10 月 16 日～平成 30 年 12 月 14 日
・調査票配付件数：16,629 件
・調査票回収件数：　7,288 件
・回収率：43.8%
・事業場にとって具体的な改善事項が見られた割合：83.5%
・主な改善事項
「職場全体の健康に対する意識が向上」
「職場のメンタルヘルス対策が充実」
「健康診断受診率が向上」
「衛生委員会が活性化した」
「作業環境や作業内容が改善された」
また、サービスを利用した人からは、「健康診断結果の措置に関する説明力が向上」、「労働者への健康教育が向上」等において高い評価を得ることができた。
以上のように、産業保健活動総合支援事業が、事業場の産業保健スタッフや小規模事業者等にとって、産業保健活動を行う上で何らかの効果を与えていることが明確になった。

・事業場にとって具体的事項が見られた割合

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
91.3%	87.6%	84.5%	84.3%	83.5%

本調査結果を踏まえ、利用者のニーズに応えるためにも、今後の事業に確実に取り入れていくとともに、アウトカム調査を継続して実施する。

</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。 【難易度：高】 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせ	の活性化、労働者の健康状況の改善等）を調査し、総合的な労働衛生管理の実施状況を把握するための利用者に対するアンケート調査。】					

	て機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 　メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 　新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－５	治療就労両立支援センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） がん対策推進基本計画（平成 24 年６月８日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年８月８日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年８月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 がん対策推進基本計画（平成 24 年６月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
罹患者の有用度（計画値）	支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	－	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
罹患者の有用度（実績値）	－	－	－	94.7%	97.8%	97.6%	96.0%
達成度	－	－	－	118.4%	122.3%	122.0%	120.0%
支援事例件数（計画値）	支援チームにより、年間 500 件以上の両立支援の事例収集を行う。	－	－	－	－	500 件	600 件
支援事例件数（実績値）	－	－	－	－	－	680 件	815 件
達成度	－	－	－	－	－	136.0%	135.8%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	978,529	1,050,993	996,651
決算額（千円）	－	－	999,035	996,139	1,158,444
経常費用（千円）	－	－	995,852	1,002,579	1,132,577
経常利益（千円）	－	－	16,387	10,841	11,150
行政コスト（千円）	－	－	74,984	933,623	1,099,191
従事人員数（人）	－	－	50	49	58

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 　就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組むこと。 （１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があ	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 　就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加し、治療と就労の両立支援が重要な課題となる中で、勤労者医療における中核的役割を果たす機関として、疾病に罹患した労働者が、治療の過程や退院時において、円滑な就労の継続や職場への復帰が図られることを念頭においた医療の提供や支援が行われるよう以下のとおり取り組む。 （１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があ	７　研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等 （１）就労継続や円滑な職場復帰を念頭に置いた治療や患者支援の推進 　治療就労両立支援センター（部）において、治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、	＜主な定量的指標＞ ○支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得ること。 ○両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間 600 件以上の両立支援の事例収集を行う。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○治療就労両立支援センター（部）における両立支援コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施したか。 ○治療就労両立支援センター（部）において、がんや脳卒中等の罹患者に対して、両立支援コ	**７　円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等** **（１）円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進** 　平成 29 年度に引き続き、中期計画に定めた治療と就労の両立支援のモデル事業を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの疾病４分野について、平成 30 年度においては、次のような取組を実施した。 　なお、企業、医療機関における治療と就労の両立支援の取組の普及促進を効果的に図るため、両立支援の内容、その重要性を周知するため、漫画キャラクター「島耕作」を広告塔にしたポスター及びリーフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 　円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供や支援は、他の研究機関ではなし得ないものである。 　こうした中、「罹患者の有用度」「支援事例件数」を設定し、質と量の観点から業務を遂行してきたが、いずれにおいても達成度 120％を超えて目標を達成した。 　両立支援コーディネーター養成人数は、数値目標の設定はないものの、平成 29 年 3 月に政府が決定した「働き方改革実行計画」における 2020 年度までに両立支援コーディネーター2,000 人養成目標の実行を担う形で、２年前倒	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	ると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行うこと。 また、作業と関連した疾患増	ると考えて、自ら就労継続を断念する場合がある等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から、治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置くとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者への支援を行う。 そのため、治療就労両立支援センターにおいて、治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。 また、作業と関連した疾患増	労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及するため、次のとおり取り組む。	ーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行ったか。	働局、産業保健総合支援センターなどに 768,000 枚配布するとともに、当機構ホームページ上に公開した。 そのほか、全国各地の研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証するため、平成 30 年８月に平成 29 年５月～平成 30 年６月開催（全９回）の研修修了者（1,232 人）を対象にアンケート調査を実施した。調査結果は、医療機関等に対して周知するため、速やかに関係学会等で発表するとともに、査読のある学会雑誌に投稿した。投稿は採録され、学会雑誌に掲載予定である。	しで 2,316 人養成し、政府方針に大きく貢献した。さらに、第３期がん対策推進基本計画及び平成30年度診療報酬改定を踏まえた対応として、厚生労働省から依頼を受け、全国のがん診療連携拠点病院の約７割（291施設）の医療ソーシャルワーカー等（373人）に対し基礎研修を実施した。 また、新たな取組として、研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証する目的とし、平成30年８月に平成29年５月～平成30年６月の全９回の受講修了者（1,232人）を対象にアンケート調査を実施した。調査結果は、速やかに関係学会等で発表し医療機関等に対して周知した。 以上より、年度計画で定める数値目標を大きく上回るとともに、当機構の取組が国の政策にも大きく寄与したと判断できる	

	悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用すること。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。	悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用する。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ①　研修会等の開催 治療就労両立支援センターにおける復職（両立支援）コーディネーターの養成及	悪リスク、就労を視野に置いた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集、分析し、適切な医療の提供や患者への支援の在り方について検討するとともに、その検討結果、機構が過去に作成したガイドライン、労災疾病研究によって得られた知見、安衛研における研究成果等を、がん、脳卒中、精神疾患等の患者の治療や支援に活用する。さらに、これらの知見を労災病院等及び産業保健総合支援センターを通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ①　研修会等の開催 両立支援コーディネーターの養成を図るため、平成29年度に厚生労働省からの依		**①研修会等の開催** 治療と就労の両立に向けて、労働者(患者)、主治医、会社・産業医等のコミュニケーションの中心として機能する「両立支援コーディネーター」の養成及びスキルアップを図るため、前年度に引き続き、基礎研修及び応用研修を開催した。 基礎研修は、両立支援コーディネーター制度の普及を図るため、医療者のみならず企業等の担当者も含め、両立支援に携わる方全般を対象として合計15回開催し、1,700人に受講修了証を交付した（うち８割は当機構以外の方）。開催地は、平成30年３月の厚生	ことから、自己評定を「S」とした。 ＜課題と対応＞ 両立支援コーディネーター研修の開催拡大に伴う研修内容の質の維持については、労災病院及び産業保健総合支援センターにて積極的に両立支援に従事している者を講師として編成するとともに、各講師に研修の映像媒体を配付した上で、統一の講義資料を使用するなどにより対応している。	

		びスキルアップを図るため、研修等を実施する。	頼を受け開催した「両立支援コーディネーターの養成に関する委員会」において取りまとめたカリキュラムに基づき、労災病院以外の医療機関従事者等も受講対象とする研修会を開催する。 なお、研修会参加者からのアンケート結果を踏まえ、適宜カリキュラムの見直しを行い、質の向上を図る。		労働省労働基準局安全衛生部長通達の「各都道府県での実施」を踏まえ、10都府県にて開催した。 また、「産業保健に関する基礎知識」に関する講義を新設するなどカリキュラムの見直しを図り内容の充実を図った結果、受講者アンケートでは81.5%から「今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。 応用研修は、基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として、開催回数を年１回から２回へ拡大して開催し、99人に受講修了証を交付した（うち７割は当機構以外の方）。 「働き方改革実行計画」に記載された両立支援コーディネーターを2020年度までに2,000人養成する計画については、今年度内に計画を上回る2,316人を養成した。 また、厚生労働省から依頼を受け、第３期がん対策推進基本計画及び平成30年度診療報酬改定等を踏まえた対応として、平成30年４月に３回にわたり、全国のがん診療連携拠点病院の約７割（291施設）の医療ソーシャルワーカーや看護師373人に対して基礎研修を実施した。		
		②　支援事例の収集 治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究、重点研究の成果、病職歴データベースを活用する等により、がん、脳卒中、精神疾患等の罹患者に対して、復職（両立支援）コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や	②　支援事例の収集 平成28年度に作成した医療機関向けマニュアルを活用して、コーディネーターを中心とした支援チームにより、年間600件以上の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。		**②支援事例の収集** 治療就労両立支援センター（部）において、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより取り組んだ結果、815 件の職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行った。 前年度に引き続き、本部において四半期ごとに各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行うとともに、「治療就労両立支援センター所長・事務長会議」を開催し、センター間での情報共有を図った。 併せて、収集事例の集積・分析・評価等を行う中核的施設主催による実務担当者会議を開催し、事業の更なる推進を図った。		

		治療と就労の両立支援の事例収集を行う。 ③　医療機関向けマニュアルの作成及び普及 支援事例の分析・評価を行って医療機関向けのマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。	③　医療機関向けマニュアルの作成及び普及 平成 28 年度に作成した医療機関向けマニュアルについて、新たに収集した支援事例及びアンケート結果等に基づき改訂するとともに、研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて普及を図る。		**③医療機関向けマニュアルの作成及び普及** 支援事例を集積した上で、コーディネーターを中心とした両立支援のノウハウを他の医療機関でも活用できるようにした「医療機関向けマニュアル」（平成 29 年３月完成）について、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストや産業保健総合支援センターと連携した講習会で活用したほか、関係機関宛てに配布し、広く普及を図った。 マニュアルは当機構ホームページからの無料ダウンロードを可能としており、あらゆる機会でこの旨を周知した結果、8,364 件のダウンロード件数を得た。 マニュアル改訂に向けた取組として、両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、疾病４分野の各中核的施設を中心に検討を行い、マニュアルの骨子案を作成した。その後、企業の産業医等の外部有識者を含めた委員から構成される「治療と就労の両立支援推進会議」を開催し、改訂後のマニュアルの骨子案を提示し、外部有識者から意見聴取を行った。		
		④　アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	④　アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得るとともに、次期医療機関向けマニュアルの改定の際にアンケート結果を反映させるためにその結果の分析等		**④アンケートの実施** 平成 29 年度に引き続き、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 30 年度中のアンケート提出者のうち、96.0%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見については、医療機関向けマニュアルに反映させることができるよう、疾病４分野の各中核的施設にフィードバックを行っている。		

			を行う。 ⑤　両立支援データベースの構築 治療と就労の両立支援のモデル事業によって収集した両立支援事例等のデータベースシステムを構築する。		**⑤両立支援データベースの構築** 脳卒中分野において、両立支援データベースを昨年度構築し、職場復帰や治療と就労の両立支援の事例等についてデータ収集を行った。 次年度に脳卒中を含めた幅広い疾病分野のデータ収集を行うための本部・施設共通の両立支援データベース構築に向けた検討を行い、仕様を確定した。今後は、幅広い疾病分野の業種別、年齢別、性別などの復職期間（率）等が抽出可能となり、両立支援の実践において効率的かつ質の高い支援の提供を可能となる見込みである。		
	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。 このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 企業において疾病や治療、仕事との両立に関する正しい知識・理解がないために、差別や偏見が生じたり、企業において疾病を有する労働者に対する適切な対応が行われず、結果的に離職に至ったり、雇用の機会を喪失する等の課題が生じている。 このため、産業保健総合支援センターにおいて行う、仕事と治療の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普	（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて行う、治療と就労の両立支援に係る、①企業に対する正しい知識・理解の普及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携する。		**（２）就労継続や円滑な職場復帰のための企業に対する支援** 産業保健総合支援センターと連携し、仕事と治療の両立を支援するため、９か所の治療就労両立支援センター（北海道中央、東北、東京、関東、中部、大阪、関西、中国、九州）及び 19 か所の労災病院（釧路、青森、福島、千葉、横浜、新潟、富山、浜松、旭、神戸、和歌山、山陰、岡山、山口、香川、愛媛、門司、長崎、熊本）に「両立支援相談窓口」を設置し、産業保健総合支援センターで委嘱した「両立支援促進員」を配置した。当該窓口において、がん等の患者（労働者）だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応した（相談件数 3,460 件）。 加えて、労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）にも両立支援（出張）相談窓口を順次設置（平成 30 年度末現在 120 か所（新規：48 か所））し、同様の相談に対応し（727 件）、啓発セミナーに講師として出席した（16 件）。		

	及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携すること。 　また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行うこと。 【重要度：高】 　がん対策推進基本計画（平成24年６月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、	及及び②企業や産業保健スタッフに対する相談、支援を円滑かつ適切に実施するため、労災病院に併設の治療就労両立支援センターは、産業保健総合支援センターと連携する。 　また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。	また、労災病院等の患者に関する就労継続及び職場復帰支援について、産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等の連携により、企業との連絡調整等に対する支援を行う。		また、労災病院（産業保健総合支援センターと治療就労両立支援センター等が連携）及び労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）の両立支援相談窓口において、個別の患者（労働者）に係る企業との連絡調整等に対する支援を 52 件実施した。		

	予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－６	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号） がん対策推進基本計画（平成 24 年６月８日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成 24 年８月８日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成 26 年８月 15 日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第１号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第１号 業務方法書第４条第１項第１号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
職場・自宅復帰率（医リハ）（計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
職場・自宅復帰率（医リハ）（実績値）	－	90.7% (H21-25 平均)	95.4%	92.9%	89.3%	89.2%	86.7%
達成度	－	－	119.3%	116.1%	111.6%	111.5%	108.4%
職場・自宅復帰率（せき損）（計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。	－	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
職場・自宅復帰率（せき損）（実績値）	－	80.4% (H21-25 平均)	80.2%	80.4%	80.9%	86.4%	81.2%
達成度	－	－	100.3%	100.5%	101.1%	108.0%	101.5%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	6,774,368	8,928,227	9,774,545
決算額（千円）	－	－	6,525,304	8,805,108	9,315,098
経常費用（千円）	－	－	6,527,099	8,480,017	8,512,107
経常利益（千円）	－	－	△341,372	△120,266	△ 126,515
行政コスト（千円）	－	－	△1,222,275	1,532,927	1,991,153
従事人員数（人）	－	－	370	460	469

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 　重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄損傷患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績　医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】	８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 　医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上（※）確保することとし、次のような取組を行う。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績　医療リハビリテーションセンター（平均）90.7%、総合せき損センター（平均）80.4%】 （１）医療リハビリテーションセンターの運営 　医療リハビリ	８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 　医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80％以上確保する。 （１）医療リハビリテーションセンターの運営 　医療リハビリ	＜主な定量的指標＞ ○医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ○総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を 80%以上確保すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対	**８　重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等** **（１）医療リハビリテーションセンターの運営** 以下のとおり患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるととも	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、頸椎損傷患者や高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>テーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。</td>
<td>テーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度・専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。
　また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を通じて対象患者のＱＯＬの向上に取り組む。</td>
<td>するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80％以上確保されたか。

〇外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が 80%以上確保されたか。</td>
<td>に、患者の職場・自宅復帰を支援した。
・対象患者が、重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺などであり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することから、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ（平成30年度における県外からの患者受入：リハ入院患者全体の52.7%）。
・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。
・なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況
<table>
<tr><th>区　分</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th></tr>
<tr><td>運営協議会</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td></tr>
<tr><td>職業評価会議</td><td>12回</td><td>12回</td><td>12回</td></tr>
<tr><td>OA講習</td><td>8件</td><td>7件</td><td>5件</td></tr>
</table>

・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。
・三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図の改造案を3DCG化した家屋図やその中で日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高める手助けを行うとともに自宅の改造前に問題点に気づくための支援を行った。（平成30年度 支援実績５件）
・せき損患者に対する自立支援機器等について、医用工学研究・開発などの工学的技術支援を実施するとともに、医師、リハビリテーション技師、看護師などと密接に連携して、自院でもその開発・商品化に取り組み、患者のQOL向上に努めた。
・頸椎損傷患者がコンピュータを操作できるよう「あご操作マウス」を商品化するとともに宣伝活動に取り組んだ。
・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展2018東京」（ブース来訪者数約300人）などへ出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が86.7%となり、</td>
<td>帰可能である退院患者の割合 80%以上を確保することができた。
　また、医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。

＜課題と対応＞
－</td>
<td></td>
</tr>
</table>

目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
95.4%	92.9%	89.3%	89.2%	86.7%

（２）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報を発信する。

（２）総合せき損センターの運営

総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。

また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を実施し、診断・評価、看護訓練等の事例等を紹介した冊子の配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

（２） 総合せき損センターの運営

以下のとおり患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。

・対象患者が、外傷による脊椎・脊髄損傷患者であり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することが多いため、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
・頸損患者及び高齢な患者が増える中、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。
・総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた（実績：30年度 22件）。
また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ（実績：30年度 28件）、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

ヘリコプターによる緊急受入数（単位：件）

区　分	28年度	29年度	30年度
緊急受入数	44	77	50

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

脊髄損傷の新規入院患者数（単位：人）

区　分	28年度	29年度	30年度
脊髄損傷の新規入院患者数	130	160	124

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を開催した。
・医学研究室において、慶応大学を中心としたヒト肝細胞増殖因子（HGF）を用いた新規脊髄損傷治療の治験に参加した。
・医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査を含む。）などの相談・支

援活動を行った。
・上肢麻痺患者向け初期時補助装置「食事用回転プレート」を商品化した。
・車いす側方移乗補助装置「スライディングボード」の開発を行った。
・従前からの自立支援機器等について、「国際福祉機器展2018」（ブース来訪者数約700人）などに出展して広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が81.2%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
80.2%	80.4%	80.9%	86.4%	81.2%

※平成28年10月からは、交付金施設になった北海道道せき損センターの実績を含む。

４．その他参考情報

特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報

１－７	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号） 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第７条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年４月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第３号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第６号 業務方法書第４条第１項第６号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成 21 年４月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、平成 27 年４月の参厚労委の附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均２５日以内を維持	－	25.0 日	25.0 日	25.0 日	25.0 日	25.0 日
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	－	19.4 日	16.2 日	15.8 日	16.6 日	19.5 日	16.3 日
達成度	－	－	135.2%	136.8%	133.6%	122.0%	134.8%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	11,926,607	9,954,517	9,086,607
決算額（千円）	－	－	8,459,828	8,754,394	8,779,712
経常費用（千円）	－	－	5,974,082	7,497,197	6,857,671
経常利益（千円）	－	－	2,797	5,854	2,179
行政コスト（千円）	－	－	5,876,305	7,503,621	6,862,770
従事人員数（人）	－	－	7	5	5

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価	主務大臣による評価
Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内（※）を維持し、	Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア　迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約７割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週１回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日まで	Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 １　未払賃金の立替払業務の着実な実施 （１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア　迅速かつ適正な立替払の実施 迅速かつ適正な立替払を実施するため、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するとともに、次の措置を講ずる。 （ア）職員研修や、疑義事例検討会を定期的に開催し、審査業務の標準化を徹底する。 （イ）原則週１回の立替払を堅持する。 （ウ）各弁護士会などへの研修や日本弁護士連合会倒産	＜主な定量的指標＞ ○中期目標期間中に不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持すること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営を図り、定量的目標の平均日数が維持されているか。 ○審査業務の標準化を徹底し、計画的な支払が実施されているか。 ○適正かつ迅速な支払を促進するため、弁護士等を対象とした研修会また裁判所等への協力要請を行っている	**Ⅱ　労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項** **１　未払賃金の立替払業務の着実な実施** **（１）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償** **ア　迅速かつ適正な立替払の実施** 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払いに努めた。 この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は16.3日であり、「平均25日以内」の目標を上回る迅速な支払いとなった。 **支払期間の推移** 区　分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 支払日数 / 16.2日 / 15.8日 / 16.6日 / 19.5日 / 16.3日 （ア）職員研修及び疑義事例検討会を計 18 回開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。 （イ）原則週１回の立替払を堅持した。 （ウ）未払賃金立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有しているものの、実際には当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分理解しているとは言えないため、以下の活動を積極的に行った。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している （１）最大限迅速かつ適正な支払に努めた。 ①　平成 30 年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は 16.3 日となっており、「平均 25 日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。 ・職員研修及び疑義事例検討会を計 18 回開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。 ・原則週１回の立替払を堅持した。 ・弁護士等を	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

		の期間について、平均で25日以内を維持する。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】	法制等検討委員会との定期協議を実施し、証明にあたっての留意点等について説明等を行うとともに、各地方裁判所の破産再生専門部（係）を訪問し、未払賃金立替払制度への協力要請を行う。 （エ）大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。 （オ）特に調査を要する事案等については、引き続き、労働基準監督署等の関係機関と一層の連携を図り、的確に対応する。	か。 ○大型請求事案について、現地に出向き事前調整を行うなど、迅速処理を図っているか。 ○立替払後の求償権の行使について、事業主等に通知や裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。 ○再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督励を行い、さらに履行督励はされているか。 ○立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにしているか。	平成22年度から開始した都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会については、平成30年度は全国10か所で実施することができた。 研修会も９年目に入り、これまで各地で研修会を開催し、蓄積してきた説明ノウハウや、平成27年度に取りまとめた「未払賃金立替払事業に関する不正請求の防止及び審査の迅速化等に関する検討会」の検討結果報告書の内容を取り入れているほか、平成28年度より開催している（カ）の会議において弁護士からの意見を参考に、都道府県労働局の研修会への参加や、研修会実施先のニーズを把握しその内容を研修会に盛り込むことにより、破産管財人の証明書作成上の留意事項等の説明から実務的事例の紹介を行うなど、さらに充実した研修会を実施している。 また、出席弁護士の経験年数等を把握し、その分析結果を次年度へ反映させている。 （30年度の出席者：弁護士425人含む計507人。22年度からの出席者累計：計102回、弁護士等7,477人） 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」と未払賃金立替払制度に関する定期協議（平成30年11月）にて、制度の現況や本制度の適用の判断が困難な事例について、厚生労働省と相談し、解決した事例を紹介して本制度への一層の理解を促した。 また、各地方裁判所（９地裁）に赴き、当制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。 （30年度の参加者地裁９回、裁判官34人、書記官54人、計88人。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁２回、裁判官２人、事務職員３人、計５人、地裁92回、裁判官200人、書記官等542人、計742人） （エ）大型請求事案や破産管財人が証明に苦慮した事案については、破産管財人事務所に直接担当者が出向く等して、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図れた。 （30 年度事現地訪問実績　２件） 静岡県のＡ社：請求者 247 人について平均 8.5 日で支払 東京都のＢ社：請求者 192 人について平均 13.6 日で支払 （オ）客観的資料が乏しく破産管財人による証明が困難な事案については、労働基準監督署と連携し、労働基準監督署の確認事案とするとともに、労働基準監督署等の関係機関からの未払賃金立替払状況照会についても的確に対応するなど、関係機関との連携強化に努め、厚生労働省とも認識を共有した。 （30 年度照会回答実績） 都道府県労働局、労働基準監督署　８件、税務署　１件、都道府県警察署関係　２件、その他 15 件、　計　26 件	対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、平成 30 年度は全国 10 か所で実施した。 ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議において、本制度の適用の判断が困難な事例について、厚生労働省と相談し、解決した事例を紹介して本制度への一層の理解を促した。 ・全国９か所の地方裁判所に赴き、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営に協力依頼を行った。 ・大型請求事	

			（カ）破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、破産管財人等を対象として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。		（カ）不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払業務運営推進委員会を30年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点や、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。	案や破産管財人が証明に苦慮した事案については、担当者の現地訪問等により事前調整を行い、適正な処理を図った。 ・破産管財人が証明に苦慮している請求事案については、破産管財人証明が迅速に行われるよう所轄労働局・労働基準監督署と連携し、各種情報の共有化を図った。 ・不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払業務運営推進委員会を30年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点や、破産管財人	
	代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【※:平成21年度から平成25年度までの実績（平均）19.4日】 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績をもとに、第２期中期目標期間の目標値である30日以内	イ　立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。	イ　立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。 （ア）事業主等への求償等周知 立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。 （イ）清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等		**イ　立替払金の求償** 適切な債権の保全管理や確実な回収を図るため、機構の業務処理手引（国の債権管理法に準拠）において、定期的に実施する必要のある全ての事業主等に対する立替払金の求償について、立替払後の求償通知、裁判所への確実な債権届出、事業主に対する債務承認書・弁済計画書提出督励及び弁済督励等の取組を実施した。 **（ア）事業主等への求償** 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（2,134事業所）に延べ1,964回の求償通知を行った。通知後、宛所不明で返戻された案件（127件）については、変更後の住所確認を行った上で再通知（65件）を行い事業主への求償に努めた。 **（イ）清算型における確実な債権保全** 裁判所への債権届出については、当該賃金債権についての届出状況を破産管財人に確認し、未届であれば債権届出書、届出済であれば名義変更届出書として届出（229回）		

	から５日の短縮となる25日以内を第３期中期目標期間の目標として設定したものである。		によるものについては、破産管財人等と連携を図りながら、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。 （ウ）再建型における弁済の履行督励 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。 （エ）事実上の倒産の適時適切な求償		を行い、裁判所の破産手続に参加するとともに、官報検索システムを活用して裁判所における破産手続の進捗状況を収集した。その結果706事業所から延べ759回の配当を受けた。 **破産債権届出及び配当状況** 区　分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 債権届出事業所数 / 907 / 485 / 375 / 248 / 229 延べ配当回数 / 1,044 / 900 / 827 / 780 / 759 弁済事業所数 / 1,027 / 843 / 764 / 730 / 706 **（ウ）再建型事案における弁済の履行督励** ①　求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所（10事業所）について、文書等による提出督励（延べ81回）を行った。その結果、２事業所から提出（延べ２回）があった。 **債務承認書・弁済計画書の提出督励状況** 区　分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 延べ提出督励回数 / 85 / 63 / 15 / 146 / 81 延べ提出回数 / 8 / 10 / 4 / 25 / 2 提出事業所数 / 7 / 9 / 4 / 12 / 2 【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数 / 18 / 18 / 8 / 25 / 10 ②　弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所（26事業所）に対して、弁済督励を確実に（延べ261回）行った。その結果、41件の弁済がなされた。 **弁済督励状況** 区　分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 延べ弁済督励回数 / 155 / 168 / 42 / 373 / 261 弁済件数 / 36 / 30 / 13 / 50 / 41 【参考】弁済計画未履行事業所数 / 31 / 24 / 19 / 44 / 26 **（エ）事実上の倒産の適時適切な求償**	等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。 ②　代位取得した賃金債権について、求償を実施し、平成30年度の累積回収率（制度発足以来の全ての立替払額に対する回収額の割合）は、25.7%となった。 ・立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所に対して求償通知を行い、求償通知後に宛所不明で返戻となった事業所へも変更後の住所確認の上再通知を行った。 ・清算型事案においては、裁判所の破産手続に際	

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督励、弁済の履行督励を行う。その際、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収も図る。

① 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（845事業所）に対し、延べ1,725回の求償通知を行った。事実上の倒産事案においては、求償通知が宛所不明で返戻されるケース（127件）があり、これについては、当該事業所を管轄する労働基準監督署に事業主の住所確認を依頼し、変更後の住所が明らかになったもの（65件）については、再通知を行い可能な限り事業主への求償通知に努めた。

その結果、140事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、また、10事業所から弁済がなされた。

求償通知状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ求償通知回数	2,091	1,853	1,695	1,557	1,725
債務承認書等提出事業所数	308	235	158	132	140
弁済事業所数	11	15	2	12	10
【参考】立替払対象事業所数	1,021	914	804	805	845

② 債務承認書・弁済計画書の提出がなされていない全ての事業所（1,690事業所）に対し、１か月督促、６か月督促、１年督促、２・３年督促、時効前督促等事業場の状況に応じて定期的に提出督励（延べ2,492回）を行った。その結果、106事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、また、15事業所から弁済がなされた。

債務承認書・弁済計画書の提出督励状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ提出督励回数	3,587	2,843	2,302	2,742	2,492
債務承認書等提出事業所数	233	167	124	158	106
弁済事業所数	25	10	1	14	15
【参考】債務承認書・弁済計画書の未提出事業所数	3,279	1,999	1,704	1,922	1,690

③ 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所（96事業所）に対し、弁済督励（延べ245回）を行った。その結果、44事業所から債務承認書の提出があり、また、26事業所から弁済がなされた。

弁済督励状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ弁済督励回数	280	305	266	218	245
弁済計画書等提出事業所数	29	36	42	50	44
弁済事業所数	20	21	13	25	26
【参考】弁済計画未履行事業所数	124	127	128	100	96

④ 当該事業所の売掛金等債権について、各所轄の労働基準監督署への照会及び第三債務者への債務調査を実施し、その結果、債権の確認ができた事業所（55事業所）に対して差押命令申立てを行った。その結果、33事業所から債権を回収することができた。

し、破産管財人に賃金債権の届出状況を確認の上、的確な届出を行い、破産手続へ参加し回収に努めた。

・再建型事案等においては、債務承認書・弁済計画書未提出の事業所への提出督励を定期的に行うとともに、弁済計画の履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所に対して弁済督励を行い回収に努めた。

③ 賃金未払立替払事業の立替払額や回収金額は業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて、情報を公開した。

差押命令申立て状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
差押命令申立て事業所数	5	4	5	9	55
回収事業所数（注）	6	3	1	1	33

（注）前年度に差押命令の申立てをしたものを含む。

上記の取組の結果、平成30年度末の累積回収率は25.7%となった。

累積回収率

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
累積回収率	25.4 %	25.5%	25.7%	25.7%	25.7%

制度が発足した昭和51年度以来の全ての立替払額に対する回収額の割合

（２）情報開示の充実

未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。

立替払状況の推移

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業数	2,573件	2,187件	2,029件	1,979件	2,134件
支給者数	30,546人	24,055人	21,941人	22,458人	23,554人
立替払額	11,811百万円	9,533百万円	8,361百万円	8,664百万円	8,696百万円
回収額	3,941百万円	3,075百万円	3,081百万円	2,087百万円	2,179百万円

＜課題と対応＞

－

（２）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

【重要度：高】

「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払

（２）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

（２）情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

	いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年４月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。						

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－８	納骨堂運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第 29 条第１項第２号）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第１項第２号 労働者健康安全機構法第 12 条第１項第７号 業務方法書第４条第１項第７号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第 12 次労働災害防止計画」（平成 25 年２月 25 日厚生労働大臣策定）の重点施策（３）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を 90%以上得る	－	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
遺族等の満足度調査（実績値）	－	91.8%	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%	96.2%
達成度	－	－	105.0%	105.6%	106.1%	104.7%	106.9%
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を 50%以上得る	－	－	－	50.0%	50.0%	50.0%
遺族等の満足度調査（実績値）	－	－	－	－	55.7%	51.6%	51.7%
達成度	－	－	－	－	111.4%	103.2%	103.4%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
予算額（千円）	－	－	249,014	65,791	98,384
決算額（千円）	－	－	186,392	68,445	87,579
経常費用（千円）	－	－	79,919	68,554	72,943
経常利益（千円）	－	－	△328	△654	85
行政コスト（千円）	－	－	101,281	106,774	108,201
従事人員数（人）	－	－	1	1	1

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
27 年度までは独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、「－」表示とする。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	２　納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90％以上（※）得ること。 【※：平成21年度から平成25年度までの実績（平均）91.8%】 【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績をもとに、第３期中期目標期間の目標として設定したものである。 【重要度：高】 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者	２　納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、納骨等に関する遺族からの相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90％以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。 【※：平成21年度から平成25年度	２　納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を挙行するほか、遺族からの遺骨（遺品）収蔵等に関する相談の実施、遺族への収蔵案内及び草花類の植栽等により霊堂の環境整備に取り組む。 また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場にふさわしいとの評価を90％以上得るとともに調査の結果を業務の改善に反映する。 さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。	＜主な定量的指標＞ ○相談窓口の対応及び環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る。 ＜その他の指標＞ ○遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足の割合）を 50%以上得る。 ＜評価の視点＞ ○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。 ○満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されているか。 ○相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足	**２　納骨堂の運営業務** （１）平成30年10月10日に、産業殉職者の御遺族、関係団体代表等777人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 産業殉職者合祀慰霊式では満足度調査結果等を踏まえ、下記の取組について実施した。 ・歩行が困難な障害者の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、障害者用駐車場を特設した。（平成30年度） ・参列者が昼食を取る場所を確保するため、遺族休憩所前に喫食用テントを設置した。（平成28年度～） ・式場入場時の負担を軽減するため、式場の座席を全席指定とした。（平成27年度～） ・仮設トイレを設置した。（平成25年度～） ・式場の参列者向けにＴＶモニターを設置した。（平成23年度～） ・管理事務所と霊堂間の坂道に対するキャリーカートを運行した。（平成22年度～） ・高尾駅と霊堂間の送迎バスを運行した。（平成21年度～） （２）納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 （３）納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく日々の参拝者からの要望等について検討会を４回開催し、接遇、環境整備等の改善に努めた。 （４）産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、遺族等の96.2%（内訳：慰霊式96.0%、日々の参拝者97.7%）から慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）との評価を得た。 **慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合** （５）産業殉職者合祀慰霊式の様子をホームページで紹介（平成30年10月17日）するとともに、納骨堂を紹介するパンフレットについて、遺族（補償）給付が決定した産業殉職者遺族（1,270部）及び47労働局及び326労働基準監督署（7,930部）に送付し、また、労働災害防止協会５団体の全国大会で配布（8,950部）して、事業周知に努めた。 また、慰霊式終了後には、慰霊式への出欠を問わず、お手紙にて故人の御霊を厳かなうちに奉安した旨を報告するとともに、資料を附して慰霊式の様子を紹介している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）産業殉職者合祀慰霊式参列者、日々の参拝者に対して実施する満足度調査で、次の取組等が奏功し、遺族等の96.2％から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。 ・参列者からの要望等について検討を行い、会場の環境整備を推進 ・納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による霊堂の環境整備を推進 （２）産業殉職者遺族、労働局及び労働基準監督署、労働災害防止協会に対して、パンフレ	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
「非常に満足」、「満足」	94.5%	95.0%	95.5%	94.2%	96.2%
「非常に満足」【再掲】	－	－	55.7%	51.6%	51.7%

	及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年挙行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年２月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（３）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	までの実績（平均）91.8%】		度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が90％以上得られたか。 ○産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努めたか。		ットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、ホームページへの掲載を行い事業周知に努めた。 <課題と対応> －	

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２－１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438，0459

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
管理部門の削減（計画値）	統合後の管理部門について中期目標期間中に１割程度の人員を削減	－	－	２人	４人	３人	
管理部門の削減（実績値）	－	－	－	２人	４人	３人	
達成度	－	－	－	100.0%	100.0%	100.0%	
一般管理費（百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、平成 26 年度の予算と比べて 12%節減	4,998	4,859 （3%）	4,687 （6%）	4,541 （9%）	4,397 （12%）	
上記削減率（%）	－	－	2.8%	6.2%	9.1%	12.0%	
達成度	－	－	93.3%	103.3%	101.1%	100.0%	
事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）（百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、平成 26 年度の予算と比べて４%節減	1,608	1,592 （1%）	1,542 （2%）	1,488 （3%）	1,469 （4%）	
上記削減率（%）	－	－	1.0%	4.1%	7.4%	8.6%	
達成度	－	－	100.0%	205.0%	246.7%	215.0%	

※26、27 年度については旧安衛研の一般管理費を含む。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第３　業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 １　業務の合理化 法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行うこと。	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮し、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する等、運営体制の合理化を行う。	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 １　業務の合理化 法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、引き続き業務の効率化等を含め着実に取り組む。 30年度においては、管理部門で３人削減を行う。 各施設で研修を開催するよりも効果的かつ効率的であることから、本部主催の集合研修等を更に推進する。 独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」と	＜主な定量的指標＞ ○法人全体として業務運営を効率的に行うため、統合効果を発揮していく中で、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員を削減する。 ○運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成 26 年度の予算と比べて 12%に相当する節減額を、また、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調	**第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置** **１　業務の合理化** **○業務の効率的な運営** 法人全体の統合効果として、30 年度においては、管理部門で３人削減を行い、業務の効率化を図った。 本部主催の集合研修をより効率的、効果的なものするために検査部門を対象とした研修のカリキュラムについて、中央検査部長研修にグループディスカッション「今後の中央検査部の在り方と人材育成について」を、臨床検査技師研修に講義「今後の中央検査部の在り方」をそれぞれ新たに取り入れ見直しを図った。 また、事務職員採用内定者に対する研修を、内容の充実、利便化及び低コスト化を目的として通信研修から e-ラーニングに変更した。 高額医療機器共同購入については、当機構、国立病院機構及び地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）の３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品については、全ての労災病院を対象に国立病院機構等との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務の本	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）業務の合理化においては、①法人全体の統合効果として、管理部門で３人削減を行った。②人事・給与制度の見直しについて、役員給与は、法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当を0.01月引き下げ、年間154/100とした。 （２）機動的かつ効率的な業務運営においては、毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行った。 （３）一般管理費、	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

			いう。）等との医療機器等の共同購入を推進し、当該契約業務を本部へ集約化する。	査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて４％に相当する節減額を見込んだものとする。	部への集約による事務手続の軽減を図った。	事業費の効率化においては、①一般管理費（退職手当を除く。）について、平成26年度に比べ601百万円節減（対26年度比△12.0％）した。②事業費について、平成26年度に比べ139百万円節減（対26年度比△8.6％）した。③専門医療センター事業の運営について、平成20年度運営費交付金割合0.6％から3.7％となり、3.1ポイント超過となった。④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、ホームページに公表している。⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。⑥一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努め	
	また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進めること。	また、役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度の見直しを進める。	また、役職員の人事・給与制度については、医療の質や医療安全、労災医療等をはじめとした救急医療等の推進のための人材の確保に考慮しつつ、機構の事業実績、社会情勢等を勘案した見直しを検討する。	＜その他の指標＞ ○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。	**○役職員の人事・給与制度** ・役員報酬については、平成30年度の勤勉手当を年間154/100月分（0.01月引き下げ）とした。 ・安衛研の研究・技能労務職員、日本バイオアッセイ研究センター職員の平成30年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 ・上記以外の職員の平成30年度の期末・勤勉手当については、国は、平成29年度の4.4月から0.05月引き上げ、4.45月となったが、当機構においては、当機構の事業実績等を勘案し、平成29年度の4.16月から0.14月引き下げを行い、4.02月の支給とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を４％とそれぞれ削減措置を講じた。		
	ただし、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行うこと。	業務の合理化に当たっては、これまで安衛研で実施してきた労働現場のニーズ把握、行政の政策課題を踏まえた重点的な研究、研究成果の普及促進・活用などが損なわれないよう最大限の配慮を行う。		＜評価の視点＞ ○一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化	・全施設で電子（Web）会議を実施できるよう会議システムを整備しており、平成30年度においては機構全体で61回のWEB会議を開催した。 ・機構本部に電子決裁システムを導入することについて、各システムベンダーが提供することができる機能等や他団体の導入状況等の調査を行い、業務の効率化及びコスト削減効果の把握等に取り組んだ結果、電子決裁が持つ決裁の迅速性、過去文書の検索性及び複写性により業務効率化に資するほか、内部統制の観点から公文書管理法に基づいた、電子決裁システムを包括する文書管理システムを構築することとして、令和元年度以降に導入することとした。		
	また、機構内に専用回線を敷設する等により、電子（ＷＥＢ）会議、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図ること。	また、ＷＥＢ会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入を進めることにより、コストの削減を図る。	また、ＷＥＢ会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、コスト削減を図る。				

	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。 ３　業務運営の効率化に伴う経費節減等 （１）業務運営の効率化に伴う経費節減等 　運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間の	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。 ３　一般管理費、事業費等の効率化 （１）業務運営の効率化に伴う経費節減等 　運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づきさらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、中期目標期間終了時までに、一般	２　機動的かつ効率的な業務運営 　経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、企画立案機能の強化等を図り、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。 ３　一般管理費、事業費等の効率化 （１）業務運営の効率化による経費節減 　ア　一般管理費、事業費の削減 　運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分及び安衛研の人件費を除き、一般管理費（退職手当を除く。）及び事業費（専門医療センター事業、研究・	について、中期目標を達成することが可能な程度（平成26年度に比して一般管理費については毎年度３％程度削減、事業費については毎年度１％程度削減）に推移しているか。 ○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、中期目標の水準を維持するために必要な取組が行われているか。 ○運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）に係る予算・収支計画及び資金計画が作成・執行され、各費目に関して計画と実績の差	**２　機動的かつ効率的な業務運営** 　毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮した予算を理事長の下で決定し、機動的な運営を行っている。また、法人全体として統合効果を発揮するため、中期目標期間中に管理部門で１割程度の人員削減に向け、業務の効率化等を図った。 　運営費交付金債務については、自立的なマネジメントの実施のため、平成28年度から独立行政法人会計基準第81の２に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用し、内部統制の更なる充実・強化を図った。 **３　一般管理費、事業費等の効率化** **（１）業務運営の効率化による経費節減** **ア　一般管理費、事業費の削減** ①　一般管理費（退職手当を除く。）については、平成26年度予算に比べて601百万円節減（対26年度比△12.0%）した。 　平成30年度の一般管理費節減の主な取り組みは以下のとおりであり、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費節減に努めた。 ・人件費の抑制 　管理部門で３人削減による業務の効率化。 ・「調達等合理化計画」の推進 　一般競争入札の積極的な実施による光熱水費等の節減（対29年度△6.5%）。 ②　事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については、平成26年度予算に比べて139百万円節減（対26年度比△8.6%）した。30年度は以下のとおり取り組んでいる。 ・「調達等合理化計画」の推進 　一般競争入札等の実施による消耗器材費の節減。（対29年度△7.1%）	た。⑦「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。⑧共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びJCHOの３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。 ＜課題と対応＞ 　－	

	最終年度において、平成26年度予算に比して、一般管理費（退職手当を除く。）については12％程度の額、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）については４％程度の額を、それぞれ削減すること。 また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを	管理費（退職手当を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて12％に相当する節減額を、また、事業費（専門医療センター事業、研究・試験事業、災害調査事業を除く。）の中期計画予算については、平成26年度の予算と比べて４％に相当する節減額を見込んだものとする。 また、安衛研の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による相乗効果を最大限発揮するとともに、安衛研の調査研究業務の実施体制を維持するための経費を確保するため、前記１の管理部門の合理化等による経費節減の上乗せを図るほか、一般管理費については、従	試験事業、災害調査事業を除く。）については、節電及び節水による省エネルギーなど日常的な経費節減に努めるとともに、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料の節減に努める。 また、安衛研との法人統合に伴い基礎・応用研究機能と臨床研究機能が一体化による相乗効果を発揮するための経費確保に努めるために、一般管理費について経費節減を含め適切に対応する。	異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 ○運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点） ○運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。 ○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について（特に給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合）、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ア　給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の	・賃借料の節減 事務所賃料の積極的な価格交渉の実施及び移転等による減。（対29年度△7.0％）		

	図るほか、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとすること。	前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。 さらに、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）の運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	イ　専門医療センター事業の運営 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院を除く。）については、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成 20 年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図	説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。 イ　法人の給与水準自体が社会的な理解が得られる水準となっているか。 ウ　国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況がチェックされているか。 （政・独委評価の視点） エ　国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切であるか。 ○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。 ア　レクリエーション経費以外の福利厚生	**イ　専門医療センター事業の運営** 収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて、医師未充足等により、入外患者数が減少し、収入が減少した。 一方、支出においては、医療材料分析システムを活用した価格交渉による医療材料費の節減や安価品への切り替え等により支出削減に努めたが、収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から3.7%となり、3.1ポイントの超過となった。 なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、令和元年度も引き続き実施することとしている。 また、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、大学医局等へ積極的に働きかけ、引き続き医師の確保に努め、医療水準の維持・向上を図ることとしている。		

	（２） 適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表	（２）適正な給与水準の検証・公表 給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ厳しく検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。 ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水	る。 （２）適正な給与水準の検証・公表 医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進、労働現場における安全衛生水準の向上という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、平成29年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。 ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水	費（法定外福利費）について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされているか。（政・独委評価の視点） イ 法定外福利費の支出は適切であるか。 ○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について整備・執行等の適切性等必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速	**（２）適正な給与水準の検証・公表** ・当機構の平成 29 年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成 30 年６月 30 日にホームページに公表した。 また、平成 30 年度の給与水準について、以下のとおりチェックを行った。 ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。 ・病院医師（対国家公務員指数 98.3） 病院医師の対国家公務員指数は、対平成 29 年度比較では 2.2 減となり、100 を下回った。 今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 ・病院看護師（対国家公務員指数 104.8） 現在の給与水準は対国家公務員指数が 100 を上回っている。 なお、平成 29 年度対国家公務員指数（105.4）と比較して 1.4 減となった。 労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 ・事務・技術職員（対国家公務員指数 95.9） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成 29 年度比較では 2.3 減となり、平成 30 年度においても引き続き 100 を下回っている。 ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当（初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤務手当及び待機勤務手当）については、以下のとおり適切であると考えている。 ○初任給調整手当 医師確保のため、国と同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が 414,800 円であるのに対し、359,900 円とするなど国の基準以下の手当額を設定しているが、令和元年度から国の基準まで引き上げることとした。 ○特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額の 6/100 国は定額制であるのに対し、定率制であるが、実際の支給額は国とほぼ同じ水準であり、適切であると考えている。 なお、国（俸給の調整額）と異なり退職手当には反映していない。 ○特殊勤務手当 （支給対象職員） ・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員 その従事した日１日につき 320 円		

	すること。	準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ　給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 イ　給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。 〇個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 〇関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。	・神経科病棟に勤務した職員 その従事した日１日につき 160 円 ・解剖介助業務に従事した職員 その従事した日１日につき 2,200 円　等 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約６割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 〇早出勤務手当 業務の必要性から６時までに出勤した職員に勤務１回当たり 1,000 円、７時までに出勤した職員に勤務１回当たり 800 円を支給する手当。 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約５割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 〇待機勤務手当 国は実際に呼出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、それに対して支給する手当。 医　師：勤務１回 5,800 円 看護職又は医療職：勤務１回 2,900 円 病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約８割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。 さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、福利厚生費について、安衛法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用が適切に支出されていることを確認した。		
	（３）契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	（３）契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	（３）契約の適正化 契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進		**（３）契約の適正化** 契約については、平成 27 年５月 25 日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。		

	ア　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	ア　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	していく。 なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。 ア　「調達等合理化計画」に基づく取組 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。		**ア　「調達等合理化計画」に基づく取組** **（１）調達の現状と要因の分析** 平成30年度の契約状況は、表１のようになっており、契約件数は 2,623件、契約金額は822.8億円である。また、競争性のある契約は 2,328件（88.8%）、 789.9億円（96.0%）、競争性のない随意契約は295件（11.2%）、32.9億円（4.0%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約の件数では25件（9.3%）と増加し、金額も3.6億円（12.3%）増加している。件数が増加した主な要因は、非常用発電装置故障に伴う早急なる対応を含む修繕保守（設備・情報システム）、複数年契約の更新時期にあった賃借料（宿舎）の契約が増加したこと等によるもので、金額が増加した主な要因は、上記と同様に複数年契約の更新時期にあった賃借料（宿舎）の契約が増加したこと等によるものである。 **表１　平成 30 年度の労働者健康安全機構の調達全体像**　（単位：件、億円） 平成 29 年度 件数 金額 / 平成 30 年度 件数 金額 / 比較増△減 件数 金額 競争入札等：（ 73.8%）1,827 / （ 84.0%）726.1 / （ 73.7%）1,932 / （ 82.9%）682.3 / （ 5.7%）105 / （△ 6.0%）△43.8 企画競争・公募：（ 15.3%）379 / （ 12.6%）109.0 / （ 15.1%）396 / （ 13.1%）107.6 / （ 4.5%）17 / （△ 1.3%）△1.4 競争性のある契約（小計）：（ 89.1%）2,206 / （ 96.6%）835.1 / （ 88.8%）2,328 / （ 96.0%）789.9 / （ 5.5%）122 / （△ 5.4%）△45.2 競争性のない随意契約：（ 10.9%）270 / （ 3.4%）29.3 / （ 11.2%）295 / （ 4.0%）32.9 / （ 9.3%）25 / （ 12.3%）3.6 合　計：（100%）2,476 / （100%）864.4 / （100%）2,623 / （100%）822.8 / （ 5.9%）147 / （△ 4.8%）△41.6 （注 1）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注 2）　比較増△減の（　）書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。 平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表２のようになっており、１者以下の契約件数は 878 件（39.5%）、契約金額は 445.9 億円（58.6%）である。 前年度と比較して、件数では 173 件（24.5%）増加し、また、金額では 257.7 億円（136.9%）と増加している。件数が増加した主な要因は、業務委託（診療部門）、機器購入（情報システム）、修繕・保守（医療機器）、賃借（医療機器）の契約が増加したこと等によるものである。金額が増加した主な要因は、業務委託のうち特に業務委託（SPD 管理業務）及び営繕工事の契約が増加したこと等によるものである。		

表２　平成 30 年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況　（単位：件、億円）

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
２者以上	件数	1,403（ 66.6%）	1,342（ 60.5%）	△ 61（△ 4.3%）
	金額	604.7（ 76.3%）	315.2（ 41.4%）	△289.5（△47.9%）
１者以下	件数	705（ 33.4%）	878（ 39.5%）	173（ 24.5%）
	金額	188.2（ 23.7%）	445.9（ 58.6%）	257.7（ 136.9%）
合　計	件数	2,108（ 100%）	2,220（ 100%）	112（ 5.3%）
	金額	792.9（ 100%）	761.1（ 100%）	△31.8（△ 4.0%）

（注 1）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注 2）　本表は、表１の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
（注 3）　比較増△減の（　）書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

（２）重点的に取り組む分野

平成30年度調達等合理化計画においては、一者応札・応募の改善努力を継続するために、平成28年度に実施した調達案件の入札説明書を受け取ったものの応札（応募）しなかった者に対するアンケート調査を踏まえ、調達等合理化検討会において策定した改善策①公告期間の延長（20営業日以上）②資格要件（過度な要件となっていないか等）の見直し③仕様書（業務内容が具体的に記載されているか等）の見直し④合理的な統合・分割等⑤入札から履行までの充分な期間の確保への取組状況についてフォローアップの調査を平成29年度に引き続き実施し、調達等合理化検討会において改善事例や今後の取り組むべき課題等について取りまとめた。

結果として、上記（１）の表２のとおり、１者以下の応札は件数及び金額ともに増加したが、主要因は、件数については業務委託（診療部門）、機器購入（情報システム）、修繕・保守（医療機器）、賃借（医療機器）の契約が増加したこと等、金額については業務委託（SPD管理業務）及び営繕工事の契約が増加したこと等によるものである。

また、労災病院等で共通的に調達されているレンタル医療機器等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

（３）調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。

また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を年間５件以上行うことを目標とし、浜松労災病院、中部労災病院、山陰労災病院、愛媛労災病院、北海道せき損センターの５施設において実施した。

（４）推進体制等

調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性

					のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。 　また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。 　さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」（平成30年９月７日）「会計業務打合会（平成30年10月１日～２日）においても周知・徹底した。		
	イ　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。	イ　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。	イ　競争性、公平性の確保 　一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 　なお、一者応札・一者応募の改善については、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 　また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十		**イ　競争性、公平性の確保** 　一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」（年４回開催）において一者応札・応募の改善状況について点検を受け、点検結果や指摘事項等を開催の都度、各施設に通知し、また本部主催の「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」等においても周知徹底することにより、公告期間や、履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担になっていないかの見直し、仕様書の改善を図った。 　また、企画競争や総合評価方式の採用に当たっては、入札参加資格者に対して評価基準書を配布し評価基準を明確にするとともに、同方式により業者選考を行う場合においては、１件の予定価格が３千万円を超える工事、１千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会（年６回開催）」において競争参加資格等の適切性等について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。		

			分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にする。				
	ウ　監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ウ　監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	ウ　契約監視委員会の審議等 監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。		**ウ　契約監視委員会の審議等** 入札･契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を平成 30 年度は年４回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札･一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について点検（個々の契約について、随意契約理由の妥当性、最低価格落札方式以外の方式を採用する場合であっても予定価格積算の適正性や公告期間の妥当性等）を受け、それを踏まえた見直しを行った。 具体的には、「契約監視委員会」の開催ごとに、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について、随意契約の場合には、契約方式の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かの確認、一般競争による場合であっても、真に競争性が確保されているか、見直し計画の具体的取組事項に沿った取組がなされているか等の点検を受け、それを踏まえた見直しを行った。 また、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。 点検結果については、本部主催の「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」等において契約監視委員会等の指摘事項を説明する等、情報の共有に努めるとともに、内部監査や本部契約課による施設への業務指導においても必要な指導を行った。		
	エ　独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及	エ　独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機	エ　共同購入等の促進 国病機構等の公的医療機関との連携を図り、全ての労災病院において、医薬品及び医療機器等の調達に際して、		**エ　共同購入等の促進** 高額医療機器共同購入については、当機構、国立病院機構及び JCHO の３法人で継続実施し、スケールメリットによる支出削減を図った。また、医薬品についても、全ての労災病院を対象に国立病院機構等との共同購入を継続実施し、支出削減と当該契約業務の本部への集約による事務手続の軽減を図った。 （参考：平成 30 年度実績） ・医薬品の共同購入について、平成 30 年７月、12 月及び平成 31 年３月に共同入札を実施（ 11,300 品目）。 ・CT、MRI 等の高額医療機器について、平成 30 年７月及び 10 月に共同入札を実施（８機種 21 台）		

	び医療機器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用すること。（附帯決議関係） また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進めること。	器の入手に際して、経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。 また、統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を進める。	経営的観点から調査を行った上で、可能なものについて共同購入の手法を積極的に採用する。 また、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に引き続き取り組み、業務の効率化を進める。				

４．その他参考情報
特になし

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３－１	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート　0438

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第４　財務内容の改善に関する事項 １　外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。	第３　予算、収支計画及び資金計画 １　外部資金の活用等 外部資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、機動的な研究の促進のため、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。	第３　予算、収支計画及び資金計画 １　外部資金の活用等 外部研究資金については、重点研究の５分野への活用も考慮しつつ、競争的研究資金への応募を積極的に行うとともに、業界団体や企業等に働きかけるなどにより、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図る。 また、ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等に取り組み、研究施設・設備の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化、寄附金等により自己収入の拡大を図る。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 〇競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。（政・独委評価の視点） 〇労災病院については、経営基盤の確立に向けて本部の施設運営支援、経営指導等が効果的に行われたか。 〇当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営	**第３　予算、収支計画及び資金計画** **１　外部資金の活用等** ア　競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努めた。 イ　施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設・設備リストを掲載し、周知を図った。 ・引き続き、大学等の研究機関や民間企業との間で共同研究により施設の共同利用を進めた。 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の確保を図った。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成していることから、自己評定を「Ｂ」とした。 （１）繰越欠損金については、平成30 年度では利益剰余金 420 億円を計上した。（繰越欠損金は解消） （２）①個人未収金については、平成26 年度に比して医療事業収入が約53 億円増加となり、個人未収金の残高は平成26 年度に比して約５億円減少となっている。結果、医業未収金比率については平成26 年度に比して0.18 ポイントの低減となった。 （３）保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において新たに選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進めるととも	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第３　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築すること。	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。	２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準の改訂等を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位ごとの予算と実績を管理する。	に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ○貸付金、未収金等の債権について、回収計画	**２　経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施** 運営費交付金を充当して行う事業については、「第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。 また、運営費交付金債務については、平成 28 年度から、自立的なマネジメントの実現のため、独立行政法人会計基準第 81 の２に規定する業務達成基準（管理部門のみ期間進行基準）を適用した。	に、不要財産（機構法附則第７条に基づく資産等）の中で未処分となっている資産について売却収入を国庫納付する資産については、評価額の見直し、不動産業者等へ買受勧奨等を実施し、国へ現物を納付する資産については現物納付した。 ＜課題と対応＞ 繰越欠損金を解消し所期の目標は達成しているところであるが、更なる収支改善のため、上半期の経営状況を分析し、特に年間計画収支差の確保が危ぶまれた病院（8 病院）に対し事務局長ヒアリングを実施の上、計画収支差確保に向けた改善策の指導を行うなどした。	
	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 高額医療機器等の共同購入等、国病機構等	３　労災病院の経営改善 （１）国病機構との連携等 ア　国病機構との人材交流の一環として		**３　労災病院の経営改善** **（１）国病機構との連携等** ア　平成 30 年度における両機構研修制度への相互参加については、当機構が主催する９研修について国立病院機構から 79 人、国立病院機構が主催する 11 研修に当機構から 34 人が参加した。これにより、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法		

	の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。	の公的医療機関と連携を行うほか、厚生年金基金の国への代行返上、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効率的活用に取り組む。 イ　高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。 ウ　業務運営の効率化・財務内容の改善を図るため、国病機構との連携を進めつつ、他法人との連携についても検討を行う。	が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、ｉ）貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ⅱ）計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）	人間での連携が強化された。 イ　国立病院機構及びJCHOとCT等８機種21台の高額医療機器について共同購入を実施した（削減効果額△485百万円。）。 ウ　日本赤十字社、済生会等 238 病院が加入する民間の GPO（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加を継続し、医療消耗品等に係る共同購入の対象分野を拡大することで、更なる支出の削減に努めた（削減効果額△310百万円）。		
	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成２６事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成２６事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。	（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。	○保有資産「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について（平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局）」に基づき、保有資産の利用実態	**（２）個別病院単位の財務関係書類の作成等** 本部及び個別病院ごとの財務状態の把握、管理を行い、ガバナンス機能の向上につなげるため、個別病院単位で財務関係書類を作成している。 なお、平成29事業年度分については、独立行政法人会計基準に基づく財務諸表に係る厚生労働大臣承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。		
	（３）繰越欠損金解消計画の策定	（３）繰越欠損金の解消計画の策定	（３）繰越欠損金の解消計画の策定		**（３）繰越欠損金の解消計画の策定**		

	繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各労災病院における年度ごとの解消額、目標期限を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ること。	繰越欠損金については、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額を定めるとともに、都道府県が策定する地域医療計画も勘案し、達成できなかった病院の運営体制の見直し等を図ることにより、平成28年度を目途に解消する。	繰越欠損金については、平成28年度で解消した。 なお、経営改善の取組が必要な病院については、引き続き病院との連携の下、経営指導・支援に当たっていく。	調査により必要性及び処分可否等について検討を行っているのか。 ○重要な財産譲渡の計画が順調に行われているか。	ア　繰越欠損金については、厚生年金基金の代行返上等により平成28年度で解消した。 なお、引き続き本部と各病院が連携し、経営改善に向けた取組を継続して実施した。 イ　経営改善に向けた取組等 労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で、病床機能分化への対応策の検討・実施を行うとともに、経営状況の悪化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤の下に確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導の下、次のような様々な取組を行った。 **【本部において取り組んだ事例】** （ア）医師確保対策 女性医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、医師短時間勤務制度の見直しを行った。（１日６時間以上⇒週20時間以上へ拡充） 医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度を活用するなど医師確保に努めている。 （イ）経営改善推進会議 本部において「経営改善推進会議」を定期的（原則２回/月）に開催し、リアルタイムで各病院の状況について把握した上で、経営改善に向けた次の取組を実施した。 ・経営状況が特に悪化している病院（経営改善病院）については、早急に抜本的な経営改善を図ることが必要であると判断し、地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を病院に策定させ本部と個別協議を実施した。 ・経営状況が特に悪化している病院に対する個別指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院幹部職員等へのヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援）。 ・年度当初から入院収入が当初計画を大幅に下回っている病院に対し事務局長ヒアリングを実施の上、病院の現状を踏まえ早期改善策を指導（６病院）。 ・上半期の経営状況を分析し、特に年間計画収支差の確保が危ぶまれた病院に対し事務局長ヒアリングを実施の上、計画収支差確保に向けた改善策を指導（８病院）。 ・収支差や病床利用率等の重要な経営指標が悪化している11病院を対象に診療機能の見直し等の検討を実施。 ・病床機能分化への対応策の検討・実施。 ・共同購入・共同入札の実施。 （ウ）期末勤勉手当の抑制 ・安衛研研究・技能労務職員及び日本バイオアッセイ研究センター職員以外の平成30年度の期末・勤勉手当については、国は、平成29年度の4.4月から0.05月引き上げ、4.45月となったが、当機構においては、当機構の事業実績等を勘案し、平成29年度の4.16月から0.14月引き下げを行い、4.02月の支		

					給とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を４%とそれぞれ削減措置を講じた。 （エ）共同購入・共同入札 ・国立病院機構及びJCHOとの高額医療機器に係る共同購入。 （削減効果△485百万円） ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札。 （削減効果△174百万円） ・日本赤十字社・済生会等 238 病院が加入する民間の GPO（Group Purchasing Organization：共同購買組織）への参加による医療消耗品等の共同購入。 （削減効果△310百万円） **【本部と病院が共同で取り組んだ事例】** （ア）医療材料ベンチマークシステム導入後のフォローアップの実施 医療材料費の削減に向けて、全国労災病院会計・用度・管理課長会議及び医療材料分析システム研修会において外部講師を招聘し、システムを活用した価格低減につながる効果的な購買マネジメント研修を実施し、更なる契約単価の見直し等を推進した。 （イ）後発医薬品の採用拡大 更なる支出削減を図るため、平成27年６月30日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015」における新たな目標値（平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。）に基づき、採用拡大に取り組んだ結果、目標を達成した（平成29年度実績82.0%→平成30年度実績84.3%）。 （ウ）経営悪化病院への対応 特に経営が悪化している６病院を「経営改善病院」に指定し、各病院は経営改善に係る行動計画を策定の上これに基づき積極的に経営改善を進めるとともに、本部においては、随時、行動計画の進捗についてフォローアップを行った。 また、当該６病院においては、早急に抜本的な経営改善を図ることが必要であることから、地域のニーズ及び医療提供体制を踏まえた「将来構想」を病院に策定させ、将来構想に基づき本部と個別協議を実施し協議の結果、病床機能の変更、病床数の削減を決定した。 さらに、経営改善病院以外の病院においても、安定的な経営が危惧される労災病院においては早急な経営改善に取り組む必要があることから、本部において収支差や病床利用率等の重要な経営指標が特に悪化している11病院を選定の上、診療機能の見直し等の検討を行い、更なる経営改善策が必要と判断された７病院を令和元年度から「経営改善病院」に指定した。 （エ）病院協議 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。		

ウ　平成 30 年度経営状況

収益面においては、平成 29 年度と比較して、経常収益が 23 億円の減となったが、移譲した病院の影響を除いた場合は、上位施設基準の取得や抗がん剤等の高額薬品の使用量の増、高度な手術件数の増等による入外収入の増等により、19 億円の増となった。

また、費用面においては、平成 29 年度と比較して、経常費用が 36 億円の減となったが、移譲した病院の影響を除いた場合は、高額医薬品や高額手術材料の増等による医療材料費の増や、診療応援謝金及び人件費高騰に伴う委託費の増等による経費の増等により、11 億円の増となった。

以上により、経常損益については、平成 29 年度と比較して 12 億円の改善となった。なお、当期損益についても、平成 29 年度と比較して 12 億円の改善となった。

労災病院の損益

区　分	29年度	30年度
経常損益	△38億円	△25億円
当期損益	△64億円	△52億円
繰越欠損金又は利益剰余金	472億円	420億円

【経常収益と経常費用の分析】

（ア）経常収益 23 億円の減

・入外収入（上位施設基準取得、抗がん剤等の高額薬品の使用量の増、高度な手術件数の増等）等の増　（＋19 億円）

・病院移譲の影響による減　（△42 億円）

（イ）経常費用 36 億円の減

・給与費の減（賞与支給月数の減等）　（ △2 億円）

・医療材料費の増（高額医薬品及び高額手術材料の増等）　（ ＋5 億円）

・経費の増（診療応援謝金、人件費高騰に伴う委託費の増等）　（＋13 億円）

・減価償却費の減（機器減価償却費の減等）　（ △5 億円）

・病院移譲の影響による減　（△47 億円）

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことによ

（４）医業未収金の適切な回収

医療未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収

（４）医業未収金の適切な回収

医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられるが、平成 30 年度末の医業未収金約 451 億円のうち約 429 億円については、保険者に係るもので、請求後１～２か月後には支払われるものである。

保険者以外の個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.75%となり、平成 26 年度の 0.93%に対し

り、平成26年度に比して、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴収等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、平成26年度に比して、医業未収金比率（医業事業収入に対する個人未収金の割合）の低減に取り組む。

（５）再建型における弁済の履行督励

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督励を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督励を行う。

４　本部事務所の移転

４　本部事務所の移転

て△0.18ポイントの改善となった。

（参　考）

年度別個人未収金内訳表　（単位：百万円）

区　分	保険者（支払基金等）	個人未収金					合計	医療事業収入
		一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	小計	対医療事業収入割合（%）		
①26年度	42,185	1,320	672	654	2,646	0.93	44,831	284,775
②27年度	46,670	1,223	637	517	2,377	0.82	49,047	291,377
③28年度	44,446	1,145	625	453	2,224	0.77	46,670	288,875
④29年度	44,219	1,233	610	396	2,239	0.77	46,458	292,335
⑤30年度	42,928	1,256	635	292	2,183	0.75	45,111	290,034
⑥差(⑤-①)	743	△64	△37	△362	△463	△0.18	280	5,259

（５）再建型における弁済の履行督励

①　求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている事業所（10事業所）について、文書等による提出督励（延べ81回）を行った。その結果、２事業所から提出（延べ２回）があった。

債務承認書・弁済計画書の提出督励状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ提出督励回数	85	63	15	146	81
延べ提出回数	8	10	4	25	2
提出事業所数	7	9	4	12	2

②　弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない事業所（26事業所）に対して、弁済督励を確実に（延べ261回）行った。その結果、41件の弁済がなされた。

弁済督励状況

区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ弁済督励回数	155	168	42	373	261
弁済件数	36	30	13	50	41

	本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。	本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。					
	５　保有資産の見直し （１）保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。 また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。	５　保有資産の見直し ア　機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第７条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施す	４　保有資産の見直し ア　機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。 また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。		**４　保有資産の見直し** ア　保有する資産について 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、随時検討するとともに、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記、不動産鑑定評価を実施し、売却に向けた準備作業を進めた。 なお、保有資産検討会議において、秋田労災病院職員宿舎（小舘宿舎）及び関西労災病院宿舎（第２職員宿舎（ａ、ｂ）、第２職員宿舎（ｃ））を処分可能な資産として新たに選定し、測量を実施中である。		

		るため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。					
	（２）特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。	イ　特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第１の４（６）の取組等により、特許収入の拡大を図る。	イ　特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。		**イ　特許権について** ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案しつつ、判断した。 ・知的財産の活用促進を図るため、登録特許について、安衛研のホームページにその名称、概要等を公表した。		
		６　予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙１のとおり ７　収支計画 別紙２のとおり ８　資金計画 別紙３のとおり	５　予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙２のとおり。 ６　収支計画 別紙３のとおり。 ７　資金計画 別紙４のとおり。				
		第４　短期借入金の限度額 １　限度額 3,077百万円（運営費交付金	第４　短期借入金の限度額 １　限度額 4,493百万円		**第４　短期借入金の限度額** 労働安全衛生融資貸付債権に係る返済資金として、平成30年10月に12百万円を借り入れた。		

		年間支出の12分の３を計上） ２　想定される理由 　運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　機構法附則第７条の規定に基づく資産については、売却により国庫納付を行うとともに、それ以外の資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）により原則として現物により国庫納付することを中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。 機構法附則第７条の規定に基づく資産	２　想定される理由 　運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　中期計画に掲げる不要財産の処分に当たり、機構法附則第７条の規定に基づく資産の中で未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。 　また、それ以外の資産については、国庫納付の必要な手続を進める。		**第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画** **○機構法附則第７条に基づく資産** ・旧岩手労災病院職員宿舎（松倉宿舎）については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 **○上記以外の資産** ・北海道せき損センター雪捨て場については、平成 30 年５月 22 日に現物による国庫納付に係る認可申請を行い、平成 30 年６月 11 日に認可を受け、平成 30 年 8 月 23 日付け国庫納付（現物納付）を完了した。 ・労災リハビリテーション福岡作業所については、平成 30 年 11 月８日付け国庫納付（現物納付）を完了した。		

		旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、水上荘 それ以外の資産 労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所					
		第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期目標期間の最終年度までに売却が完了するよう努める。 千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎、燕労災病院（第１Ｉ９（７）に基づく移譲を行う場合）	第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、未処分となっている資産については、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却手続を進める。 また、中期計画第１　Ｉ９（７）に基づく鹿島労災病院の譲渡に当たり、適切な手続を進める。		**第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画** ・九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（大久保宿舎）、秋田労災病院（駐車場用地）については、不動産鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ・秋田労災病院職員宿舎（御坂宿舎）については、鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ・神戸労災病院職員宿舎（藤江宿舎）、和歌山労災病院移転後跡地の一部（市道部分）、及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（片上町宿舎）については、不動産鑑定評価を実施し、処分認可申請のため厚生労働省と調整を行った。 ・燕労災病院については、平成 30 年４月１日付けで売買を完了した。 ・九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部については、不動産媒介業者を通じ、地元不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を実施し、平成 30 年４月 20 日付けで売却した。 ・鹿島労災病院（第２駐車場用地）については、売却に向けて不動産鑑定評価を実施した。		
		第７　剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰	第７　剰余金の使途 労災病院においては施設・設備		**第７　剰余金の使途** 平成 30 年度は、420 億円の利益剰余金を計上しているが、その全額が厚生年金基金の代行返上等によるものであり、この剰余金は、資金回収を伴っていないため、将来の資金決		

		余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。	の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。		済の生じない費用に充てるための積立金とすることとしている。		
		第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項		**第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項**		
		１　人事に関する計画	１　人事に関する計画		**１　人事に関する計画**		
		運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。	運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。		**○職員数の適正化** 法人全体の統合効果による業務の簡素化、効率化に努め管理部門で３人の削減を行った。		
		２　施設・設備に関する計画	２　施設・設備に関する計画		**２　施設・設備に関する計画**		
		（１）労災病院に係る計画	（１）労災病院に係る計画		**（１）労災病院に係る計画** **〔引き続き整備を進める施設〕** 旭労災病院（令和２年５月完了予定） 山陰労災病院〔令和７年１月完了予定〕 大阪労災病院〔令和６年６月完了予定〕 **〔施設整備の検討を行った施設〕** 北海道中央労災病院、福島労災病院		
		中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙４のとおりとする。	旭労災病院、山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院				

			及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行う。				
		（２）労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア　施設名 機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、安衛研 イ　予定額 14,376百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。） ウ　上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。	（２）労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。 ア　施設名 釧路労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター及び安衛研 イ　予定額 総額3,002百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。） ウ　上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。		**（２）労災病院以外の施設に係る計画** 労災病院以外の施設について、平成30年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。 **ア　施設名** ・釧路労災看護専門学校（平成30年12月完了） ・上記以外の施設については、全熱交換器更新工事等を実施 **イ　実績額** 当初予定額3,002百万円に平成29年度からの繰越額936百万円を含めた3,939百万円（特殊営繕、機器等整備を含む。）に対し、3,331百万円を執行した。 繰越理由については、吉備高原医療リハビリテーションセンターにおける工事着工前に国土交通省中国地方整備局からの意見を受け、工事計画の検証作業が生じたことによるものであるが、当初計画どおり令和２年度内には完了する見通しである。		

		３　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	３　中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。		**３　中期目標期間を超える債務負担** 労災病院の施設の整備については、その完成に複数年度を要するため、中期目標期間を超える債務負担を行った。		

４．その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

（単位：百万円、％）

	平成 26 年度末（初年度）	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	0	0	18	9	
目的積立金	0	0	0	0	
積立金	0	0	53,637	47,293	42,512
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等	0	0	0	0	
運営費交付金債務	474	668	1,273	1,060	0
当期の運営費交付金交付額(a)	7,111	7,186	9,896	9,726	9,647
うち年度末残高 (b)	497	404	274	329	0
当期運営費交付金残存率　(b÷a)	7.0	5.6	2.8	3.4	0

（注）最終年度における「積立金」には、「前期中（長）期目標期間繰越積立金」を振り替えた後の金額を記載している。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４－１	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
研修の有益度（計画値）	有益度調査において全研修平均で 80%以上	―	80.0%	80.0%	80.0%	85.0%	85.0%	
研修の有益度（実績値）	―	86.9%	88.3%	88.0%	88.8%	89.0%	89.5%	
達成度	―	―	110.4%	110.0%	111.0%	104.7%	105.3%	
労災看護専門学校生の国家試験合格率（計画値）	全国平均以上の看護師国家試験合格率	―	90.0%	89.4%	88.5%	91.0%	89.3%	
労災看護専門学校生の国家試験合格率（実績値）	―	98.6%	99.4%	98.9%	98.0%	99.7%	98.9%	
達成度	―	―	110.4%	110.6%	110.7%	109.6%	110.8%	
正常債権の回収額（百万円）（計画値）	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額	―	104	62	29	―	―	
正常債権の回収額（百万円）（実績値）	―	242	179	99	102	―	―	
達成度	―	―	172.1%	159.7%	351.7%	―	―	
破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（計画値）	弁済計画に基づいた年度回収目標額	―	―	―	―	25	12	
破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（実績値）	―	―	―	―	―	47	16	
達成度	―	―	―	―	―	188.0%	133.3%	

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第５　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 （２）優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。	第９　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア　研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員	第９　その他業務運営に関する重要事項 １　人事に関する事項 （１）能動的な人事管理 質の高い業務運営を行うため、優秀な人材の確保に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、職務の特性に応じた業績評価等を適切に反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア　研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過	＜主な定量的指標＞ ○研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得る。 ○労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とする。 ○労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ＜その他の指標	**第９　その他業務運営に関する重要事項** **１　人事に関する事項** **（１）能動的な人事管理** 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員 、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を５月に表彰。 **（２）優秀な研究員の確保・育成** **ア　研究員の採用** ・研究開発力強化法に基づき、平成 23 年１月１日付けで策定した「人材活用等に関する方針」を安衛研のホームページに引き続き公表して当該方針に基づく取組を推進している。 ・研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行っている。 ・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、原則、３年間の任期付研究員として採用し、３年後、それまでの研究成果等を評価した上で、任期を付さない研究職員として採用している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 以下のとおり、年度計画を達成している。 （１）人事に関する事項における研修の有益度については、研修終了後のアンケート調査等を元に研修カリキュラムの見直しを図った結果、有益度は、平成 30 年度の全ての研修の平均で 89.5%となり、計画値 85%のところ 105.3%の達成度であった。 また、労災看護専門学校生の国家試験合格率については、全国平均を上回る合格者を輩出し、労災病院の看護師確保に貢献した。 （２）労働安全衛生融資については、積極的な債権回収に努めたところ、目標額を上回る 16 百万円を回収した（達成度 133.3%）。	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

		として登用する。	後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。	＞ なし ＜評価の視点＞ ○人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進しているか。 ○「独立行政法人整理合理化計画等」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止に計画的に取り組んでいるか。 ○内部統制機能の充実強化を図るため、コンプライアンス委員会を中心として、適切にリスクの評価と対応に取り組んでいるか。 ○政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。		（３）内部統制の充実・強化等、公正で適切な業務運営に向けた取組、決算検査報告指摘事項への対応、適切な情報セキュリティ対策の推進については、年度計画を達成している。 ＜課題と対応＞ －	
	また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。	また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。	また、任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用する。		・任期を付さない研究職員を採用する場合は、研究経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。		
			イ　新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。		**イ　若手研究員等の自立と資質向上の促進** ・新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援している。		
	機構においては、女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努めることはもとより、	イ　女性や障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。	ウ　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各		**ウ　研究環境の整備** ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児・介護と仕事の両立ができるような環境整備に努めている。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子の職員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、環境の整備に努めている。		

			種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。				
	研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を	ウ　研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労働災害防止団体、業界団体、さらには、労災病院の臨床研	エ　研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した柔軟な配置、計画的な研究の実施、若手研究員による科研費等の外部資金の獲得の促進、在外研究員派遣制度の活用促進、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。 さらに研究員の能力開発を図るため、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うよう、労働災害防止団体、業界団体、さらには、労災病院を含		**エ　研究職員の海外派遣制度の活用等** ・安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループにとらわれない柔軟な配置を行っている。 ・プロジェクト研究等について、年度計画に定める研究を計画的に行っている。 ・新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援し、外部資金の獲得方法等を指導している。 ・研究職員の資質・能力の向上等を図るため、研究職員を外国の大学又は試験研究機関等に派遣する制度について検討し、在外研究員派遣規程を制定（平成 27 年１月）しており、研究職員の海外派遣制度を導入し、活用している。 ・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行っている。		

	促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施すること。	究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。	めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリア・アップを戦略的に実施する。				
	（３）医療従事者の確保 ア　労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その専門性を高めること。	（３）医療従事者の確保 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。 ア　優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取	（３）医療従事者の確保 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成及び労災病院グループ内の連携について充実・強化を図るとともに、ＯＪＴ等により、その資質の向上に努める。 ア　優秀な医師の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを実施する。 労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力す		**（３）優秀な人材の確保等の充実・強化** 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努めている。 **ア　優秀な医師の育成等** 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」及び「初期臨床研修医研修」における研修プログラムにおいて、勤労者医療の内容を盛り込んだ研修を実施することで、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる優秀な医師の育成に取り組んだ。 全国労災病院臨床研修指導医講習会は、他職種との連携強化を目的として医師58人以外に各病院で初期臨床研修医の評価を担当している看護職14人及び薬剤師５人が受講した。 平成30年度は６月と１月に開催し、開催に当たっては、受講生の理解度をより高めるとともにより魅力ある講義内容とするべく、講習会の世話人である労災病院医師21人が事前の打合会において研修医の指導方法、チーム医療など、講習会プログラムについて検討した。加えて、新たな外部講師を招聘して「EBM型抄読会：エビデンスを利用した研修医フィードバック」を取り入れた。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れている。 これらの結果、引き続き高い理解度を達成することができた。 機構、労災病院及び勤労者医療に関する理解の向上を目的とした「初期臨床研修医研修」については、11月に開催し、国立病院機構からの４人を含む88人の医師が受講した。		

り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

る医師）を選任し、勤労者医療に関する内容を盛り込んだプログラムによる機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。

また、臨床研修指導医講習会については、多職種との連携強化のため、初期臨床研修医の評価を担当している看護職も参加させる。

臨床研修指導医講習会受講者数推移

	26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
医師	65人	65人	63人	66 人	58 人
医師以外	0人	0人	0人	10 人	19 人

初期臨床研修医研修受講者数推移

26年度	27年度	28年度	29 年度	30 年度
72人	76人	88人	90 人	88 人

受講者理解度（アンケート結果）

	28年度		29年度		30年度
臨床研修指導医講習会	95.0%	→	95.9%	→	97.3%
初期臨床研修医研修	93.5%	→	96.4%	→	95.4%

イ　臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のＰＲを行い、臨床研修医及び専攻医

イ　臨床研修医及び専攻医の確保

若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のＰＲを行い、臨床研修医及び専

イ　臨床研修医の確保

将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、医学生・研修医の総合情報サイトで人気がある「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」（全国４都市で開催）に参加し、各労災病院個々の特色等について PR を行い、優秀な研修医の確保に努めた。

上記取組の結果、当該説明会参加者から、32 人の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。（全採用者数 113 人）

初期臨床研修採用者数（各年度４月１日）

27 年度 (26 年 10 月 マッチング)	28 年度 (27 年 10 月 マッチング)	29 年度 (28 年 10 月 マッチング)	30 年度 (29 年 10 月 マッチング)	元年度 (30 年 10 月 マッチング)
121 人	120 人	117 人	133 人	113 人

平成 30 年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医 117 人のうち、平成 31 年４月

		（後期研修医）の確保に努める。	攻医（後期研修医）の確保に努める。		以降も引き続き自院に勤務した医師は 35 人、他の労災病院に勤務した医師は２人となった。 新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、７領域で 14 施設が基幹施設となり、専攻医募集の活動を行い、41 人の専攻医を確保することができた。		
		ウ　医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。	ウ　医師等の働きやすい環境の整備 本部においては、院内保育所の設置・利用状況等について定期的に調査を行うとともに、労災病院に対しては、個別の事情も踏まえつつ、新設等に向けた検討等を指導する。		**ウ　医師等の働きやすい環境の整備** 院内保育所は 23 施設に設置している。 また、女性医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、医師短時間勤務制度の勤務時間をこれまでの１日６時間以上から週 20 時間以上へ見直し、平成 31 年４月から実施することとした。 このほか、医師の業務負担軽減のため、平日時間内での患者説明の実施や検査機器の増設などによる業務効率化の取組に加え、医師事務作業補助者を活用したタスクシフティングを進めるため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、労災病院全体で 722 人を配置した。 これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与している。 院内保育所数推移 26年度：21施設 27年度：21施設 28年度：22施設 29年度：23施設 30年度：23施設		
	また、機構内の人材交流のみならず、 他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。	エ　人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、 国病機構との人材交流等について計画的に実施する。	エ　人材交流の推進等 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用に努め、施設間の人事交流を推進する。 また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。		**エ　人材交流の推進等** ①　施設間の人事交流の推進等 柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図っている。 ②　他法人の事例を参考とした取組等 平成 30 年度　における両機構研修制度への相互参加については、当機構が主催する９研修について国立病院機構から 79 人、国立病院機構が主催する 11 研修に当機構から 34 人が参加した。これにより、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。		

オ　専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。

カ　各職種の研修プログラムの検証

高度・専門医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員

オ　専門看護師・認定看護師等の育成

チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

カ　各職種の研修プログラムの検証

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度

オ　専門看護師・認定看護師等の育成

医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められている。

そこで、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の育成に努めた。

その結果、専門看護師　７分野20人、認定看護師　20分野332人の有資格者を確保することができた。

有資格者数の推移（各年度４月１日時点）　（人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
専門看護師	8	14	16	19	20
認定看護師	264	297	314	324	332

（参考）
特定行為研修修了者　14人
なお、平成31年２月21日付けで特定行為研修機関（特定行為区分：８区分）として指定されており、今後、さらに特定行為研修修了者の育成に努める（令和元年度は42人受講予定）。

カ　各職種の研修プログラムの検証

平成 30 年度の本部集合研修は、29 研修を実施し、1,528 人が受講した。

本部主催各種職員研修の実施状況（30年度）
（実施研修数：29研修、参加者数：1,528人）

職　種	実施研修数	研修名
医　師	３研修	臨床研修指導医（２回実施）、初期臨床研修医
事務職	５研修	事務局長、新規採用者、採用後３年目ほか
看護職	７研修	管理者Ⅰ、中堅看護師(３回実施)、継続教育担当者ほか
医療職	７研修	中央検査部長、栄養管理室長、薬剤師ほか
共　通	７研修	新任管理職、医療安全対策、管理職２年目ほか

毎年度、研修終了後のアンケート調査等を基に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画(85%)を超える高い有益度（89.5%）となっている。

有益度調査の推移

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
88.3%	88.0%	88.8%	89.0%	89.5%

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>の資質の向上を図る。</td>
<td>を得る。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。
さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者は受講後に伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。</td>
<td></td>
<td>・平成 30 年度は、研修内容及び研修プログラムの充実を図るため、次のとおり実施した。
（ア）「労務管理について」の講義で働き方改革の内容を追加した。
（イ）管理職対象研修の「職員のメンタルヘルスについて」の講義で、管理者自身のメンタルヘルスケアに加えて、部下のメンタルヘルスケアへの対応について盛り込んだ。
（ウ）薬剤師研修において経営管理に関する内容の講義を加え、医療職の経営意識強化を図った。
（エ）「障害者雇用を円滑に進めるために」と「コンプライアンスについて」の講義は引き続き実施した。
（オ）全国労災病院臨床研修指導医講習会では、他職種との連携強化を目的として、看護師に加えて、薬剤師５人が受講した。
（カ）情報セキュリティ対策の更なる徹底のため、医療職主任・事務職係長研修等に「情報セキュリティ対策」の講義を新設した。
（キ）検査部門の更なるチーム医療の推進のため、中央検査部長研修においてグループディスカッション「今後の中央検査部の在り方と人材育成について」を、臨床検査技師研修において「今後の中央検査部の在り方」の講義等をそれぞれ実施した。
また、各研修における勤労者医療に関するプログラムに関しては、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明した。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を研修受講報告書に記載するよう義務付けており、受講者以外の施設職員への波及が図られている。

伝達研修実施状況調における推移（実施人数／受講人数）
<table><tr><td>26年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr><tr><td>93.7%</td><td>93.8%</td><td>93.8%</td><td>93.9%</td><td>93.7%</td></tr></table></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>イ　労災看護専門学校においては、労災病院</td>
<td>キ　専門性を有する看護師の養成</td>
<td>キ　専門性を有する看護師の養成</td>
<td></td>
<td>キ　勤労者医療の専門的知識を有する看護師の養成</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上（※）とすること。 【※：平成22年度から平成26年度の全国平均　90%】	勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。	労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため以下の取組みの充実を図る。 （ア）労災病院が推進する勤労者医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。 （イ）勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。		労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率の推移 区分 / 26年度 / 27年度 / 28年度 / 29年度 / 30年度 労災看学 / 99.4% / 98.9% / 98.0% / 99.7% / 98.9% 全国平均※ / 90.0% / 89.4% / 88.5% / 91.0% / 89.3% ※出典：平成31年３月22日厚生労働省発表「国家試験合格発表」 その上で、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。 （ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 ・勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業の実施。 ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 ・治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 （イ）平成30年度においても、近接する13の労災病院において、延べ約35,700日の臨地実習を継続的に実施した。 また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結びつけて理解できるよう、以下のとおり、勤労者医療カリキュラムの充実を図った。 ・平成28年度に全校に配布した勤労者看護ハンドブックによって、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。 ・勤労者医療概論テキストの内容を刷新し、平成29年４月から各校において新テキストによる授業を開始した。		
	ウ　医師確保が	ク　労災病院間	ク　労災病院間		**ク　労災病院間における医師の派遣**		

	特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。	における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。	における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。		労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、地区ブロック会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整すべき問題があるが、取組の結果、平成 30 年度は、８件の労災病院間の医師派遣（計 39 人）が行われ、地方の医師不足が深刻な労災病院を支援した。 【平成 30 年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） 東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科） 千葉労災病院→鹿島労災病院（形成外科） 関東労災病院→新潟労災病院（内科） 横浜労災病院→鹿島労災病院（内科） 横浜労災病院→鹿島労災病院（産業医） 横浜労災病院→新潟労災病院（内科） 中部労災病院→旭労災病院　（麻酔科） ※派遣医師数計　39 人		
	（４）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。	（４）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図	（４）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。		**（４）産業医等の育成支援体制の充実** 産業医科大学医学部卒業生を対象に、産業医学振興財団が修学資金貸付制度に係る返済免除要件として課している産業医活動２年義務に対応するため、同大学や関係機関と情報交換や打合せを行うとともに、機構内においては各種全国会議などにおいて、制度や体制整備等に関する周知・注意喚起を行い、産業医育成体制の充実に努めた。 なお、平成 30 年度は、３施設の勤労者医療総合センターにおいて、対象となる卒業生が同センターに配置され、産業医活動が行われた。		

		りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。					
	（５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、	（５）障害者雇用の着実な実施 ア　障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。	（５）障害者雇用の着実な実施 ア　障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。		**（５）障害者雇用に係る取組** ・本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用の状況について理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等に当たっている。 ・平成 31 年３月１日現在の障害者雇用率は 2.94%と、法定雇用率（2.5%）を上回る状況を継続している。		
	雇用した障害者の定着を図ること。	イ　障害者の募集、採用から配置、定着に至るまでに実施するマニュアルを作成し、円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。また、当該マニュアルについては障害者雇用の実情に応じた内容改訂を行うとともに、成果の普及を行う。	イ　障害者雇用に係る外部専門家の意見及び評価を踏まえ、障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルの必要な改訂を行うとともに、当該マニュアルに基づく研修の実施、情報紙の発行等により円滑な障害者雇用の促進、定着を図る。		・これまでの取組について、外部有識者によるチェックを実施し、着実に取組が行われている旨の評価を得た。 ・管理職等を対象とした集合研修において、引き続き関係法令や障害者に対する合理的な配慮等に係る理解の向上を図った。 ・また、施設の事務局幹部職員に個別にヒアリングを行い施設の取組状況について聴取し、昨今の障害者雇用状況を踏まえた取組を改めて要請した。 ・これらの結果を受けて、「障害者雇用サポートマニュアル」の改訂作業を行い、令和元年度に「障害者雇用サポートマニュアル【改訂版】」を新たに作成し、各施設に対してその有効活用を指示した。		
	２　労災リハビ	２　労災リハビ					

<table>
<tr>
<td></td>
<td>リテーション作業所の完全廃止
在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止すること。
※　27 年度末までに全施設廃止済み</td>
<td>リテーション作業所の完全廃止
在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（※）の廃止に取り組み、平成 27 年度末までに全施設を廃止する。
※　27 年度末までに全施設廃止済み</td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>３　労働安全衛生融資貸付債権の管理
労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。</td>
<td>３　労働安全衛生融資貸付債権の管理
労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。</td>
<td>２　労働安全衛生融資貸付債権の管理
労働安全衛生融資貸付債権について、平成 29 年度は目標額 25 百万円を上回る額を回収したところであるが、平成 30 年度は破産更生債権を除いた債権について弁済計画に基づいた年度回収目標額 12 百万円を回収する。</td>
<td></td>
<td>**２　労働安全衛生融資貸付債権の適切な管理・回収**

労働安全衛生融資については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく回収計画を策定し、その実施状況について評価を行った。また、繰上償還等により約定償還の回収計画に変更が生じるため、回収計画の見直しを行っている。財政投融資については平成21年度償還期限が到来したことから、償還を完了した。
なお、平成30年度は、破産更生債権を除いた債権について16百万円を回収した。

破産更生債権を除いた債権の回収額（単位：百万円）
<table><tr><th>区　分</th><th>30年度</th></tr><tr><td>回収目標額</td><td>12</td></tr><tr><td>回収実績額</td><td>16</td></tr></table>
債権区分別回収状況（平成 30 年度）　（単位：百万円）
<table><tr><th>区　分</th><th>期首債権額</th><th>回収額</th><th>償却額</th><th>期末残債権額</th></tr><tr><td>正常債権</td><td>18</td><td>11</td><td>－</td><td>7</td></tr><tr><td>貸倒懸念債権</td><td>40</td><td>6</td><td>－</td><td>34</td></tr><tr><td>破産更生債権</td><td>207</td><td>21</td><td>63</td><td>124</td></tr><tr><td>合計</td><td>264</td><td>37</td><td>63</td><td>165</td></tr></table></td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>４　内部統制の充実・強化等</td>
<td>４　内部統制の充実・強化等
（１）内部統制の充実・強化</td>
<td>３　内部統制の充実・強化等
（１）内部統制の充実・強化</td>
<td></td>
<td>**３　内部統制の充実・強化等**

（１）内部統制の確立
内部統制の充実・強化については、以下のとおり取り組んでいる。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働ＷＧ等において通知、指摘等された事項に基づき、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図ること。	内部統制については、総務省の「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26年11月28日行政管理局長通知）及び総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議、労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検・検証、点検結果を踏まえた必要な見直しを行うなど充実・強化等を図る。 また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則３年に１度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査	内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションの遂行の適正を確保するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。 上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。 ア　業務の有効性及び効率性 中期目標の遂行において、業務の進捗状況を理事会に報告するとともに、内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組む。 また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリス		平成30年度は本部及び33施設の内部監査を実施。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、内部監査結果報告書により理事長及び監事への報告を行った。 （参考）平成30年度実施内訳 本部、労災病院等11か所、労災看護専門学校３か所、治療就労両立支援センター１か所、産業保健総合支援センター18か所 **ア　業務の有効性及び効率性** 業務の実施状況等については、理事会等において進捗管理を行うとともに、外部有識者により構成される業績評価委員会に諮っている。 機構に課せられたミッションの遂行の適性を確保するため内部統制委員会を開催し、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んだ。		

		報告書等を通じて監事の監査を受ける。	クに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。 なお、病院運営等については、業務の有効性及び効率性を向上させるため、機構本部と病院とで協議を行う。 イ　法令の遵守 今後、規程についての必要な見直しを検討し、内部統制の充実・強化等を図る。また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて継続的な研究を行うとともに、その成果を踏まえ各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。 ウ　資産の保全 機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。		**イ　法令の遵守** 職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合会）等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。 また、平成 26 年度から実施しているコンプライアンス強化週間においては、個人情報の取扱い、交通法規順守、ハラスメント防止等をテーマとして、各施設において研修会の実施等の取組を行うとともに、全職員に対する指導を徹底するため、各施設が取り組みやすいテーマにより短時間で研修を行うことができる研修資料を作成し、配布したほか、本部においても全役職員に対して関係規程や留意事項について改めて周知、徹底を図った。 **ウ　資産の保全** 固定資産等の適正な管理について、平成 30 年度は会議において周知・徹底するとともに、各施設に対して物品管理調査を実施、さらに、契約及び管財業務マニュアルに基づいて業務指導を実施した。 ＜会議＞ ・「全国労災病院事務局長会議」（平成 30 年４月） ・「全国労災病院会計・用度・管理課長会議」（平成 30 年９月） ・「会計業務打合会」（平成 30 年 10 月） ＜業務指導＞		

					・「経理部会計業務指導」（平成 30 年９月～平成 30 年 12 月）		
			エ　財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。		**エ　財務報告等の信頼性** 平成 29 事業年度財務諸表に対しては、監事及び会計監査人の監査を受けた上で、その意見を附して記載内容が適正であることを確認した。		
		（２）業績評価の実施	（２）業績評価の実施 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。		**（２）業績評価の実施** ア　各事業においてバランス・スコアカード（以下「BSC」という。）を用いて、５つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から平成30年度の目標を定めるとともに、平成29年度BSC年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図り、平成30年度の業務に役立てた。また、平成30年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた更なる業務改善を促した。 イ　BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、新任管理職研修においてBSCの運用方法等についての講義を行った。		
		外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。	また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。		ウ　業績評価委員会の実施と評価結果等の公表 学識経験者４人、経営者団体代表者２人、労働者団体代表者２人からなる業績評価委員会を６月と 12 月に開催し、外部有識者の意見・提言を踏まえ、業務運営に反映させた。 【第１回業績評価委員会】（平成 30 年６月 26 日開催） ・平成 29 年度の業務実績について 【第２回業績評価委員会】（平成 30 年 12 月 26 日開催） ・厚生労働大臣による平成 29 年度業務実績評価について ・平成 30 年度上半期業務実績について ・第１回業績評価委員会における提言、意見への対応状況について 業績評価委員会における主な提言・意見については、「機構が実施している労働者の健康管理等に関する事業主セミナーは、過労死、過労自死の発生の抑制に非常に有効であると考えられるため、今後は各事業者団体との連携の下、研修内容については産業特性に応じた内容や時宜に応じた内容を取り入れるよう検討いただきたい。」との提言を受けたことから、引き続き、厚生労働省、各種事業者団体等からの情報収集に努め、その年の特定のトピック		

					等についても柔軟に研修内容に取り入れるなど改善を図っており、平成30年度においては、働き方改革関連法の成立を受けた産業医、事業主向け研修等を実施している。 　また、業績評価委員会による業績評価の結果及び上記含む委員会における提言のあった事項に係る改善策についてホームページで公表した。		
		（３）事業実績の公表等 　毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。	（３）事業実績の公表等 　決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。		**（３）事業実績の公表** 　各事業の業務実績をホームページで公表するとともに、当該サイト内の「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページにおいて、国民等から広く意見を聴取するよう取り組んでいる。		
		５　公正で適切な業務運営に向けた取組 　諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。	４　公正で適切な業務運営に向けた取組 　諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキ		**４　公正で適切な業務の運営** 〇情報の公開 ・平成30年度における情報公開開示請求は158件であった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。		

			ュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。				
		とりわけ、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。	特に、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施する。		○　研究不正の防止 ・「研究活動における不正行為の取扱いに関する規程」及び「科研費補助金等取扱規程」等に基づき研究不正の防止に取り組んでいる。 ○　研究倫理審査 ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員７人及び内部委員 10 人からなる研究倫理審査委員会を５回開催し、31 件の研究計画について厳正な審査を行った。同委員会の議事要旨を、安衛研ホームページで公開した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、利益相反審査・管理委員会において科学研究費補助金及び厚生労働科学研究費補助金などの外部資金による研究について審査を実施している。 ・公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団により「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」に適合していると認定されている動物実験委員会を開催し、厳正な審査を行った。		
	５　決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	６　決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告(会計検査院)で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。	５　決算検査報告指摘事項への対応 土地の処分 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された７労災病院の有効に利用されていない土地の中で、処分することとした土地について、測量、登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却手続きを進める。		**５　決算検査報告指摘事項への対応** **ア　平成 24 年度決算検査報告における改善処置要求への対応** ・有効に利用されていない土地の利用計画等 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された７労災病院の有効に利用されていない土地については、平成 26 年６月 30 日付け会計検査院報告に基づき、処分する土地は不動産鑑定評価及び入札手続を実施し、順次売却に係る作業を進めた。 九州労災病院門司メディカルセンター駐車場敷地の一部については、一般競争入札を公告したところ、不動産売買契約の締結に繋がった。 和歌山労災病院移転後跡地については、敷地内を通る市道の建設計画について和歌山市と協議を進め売却範囲を特定した後、不動産鑑定評価を実施し、処分認可申請のため厚生労働省と調整を行った。 **イ　施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理**		

					平成 26 年度決算検査報告において不当事項とされた施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理については、各施設から入札に関する公告の官報掲載依頼を受けた場合に必ず当該調達の予算財源が確保されているかについて確認する等、再発防止のため、本部におけるチェック体制を強化した。 また、各種会議や研修において、適正な経理処理等について周知･徹底を行っている。 **ウ　少額随意契約による契約手続** 平成 27 年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については、契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うとともに、内部監査時にはその状況を確認するなど再発防止のための内部けん制体制を強化した。 また、各種会議等において適正な経理処理等について周知・徹底した。		
	６　情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じること。	７　情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する診療情報等の個人情報については､外部に流出することがないよう､個人情報保護の重要性を周知徹底する等の対策を講じる。	６　適切な情報セキュリティ対策の推進 個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。		**６　適切な情報セキュリティ対策の推進** **ア　個人情報保護の周知徹底** ・個人情報保護の重要性について、全国労災病院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。		
	また、政府の方針（平成 27 年７月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット	また､政府の方針（平成 27 年７月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示等）を踏まえ､情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに､適切な情報セキュリティ対策(保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分	また、政府の方針に応じて、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時見直すとともに、所有する診療情報等の個人情報については、継続して、外部に流出することのないよう、保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等、確固たる情報		**イ　情報セキュリティポリシーの周知徹底及び適切な情報セキュリティ対策の推進** 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（平成 30 年度：257 回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合会において、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。 また、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、引き続き基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。 さらに、平成 31 年１月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。		

	環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。	離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。	セキュリティ対策を推進する。 また、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、標的型メール攻撃対応訓練等を実施する。				
	また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じること。	また、対策の実施状況を毎年度把握し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。	なお、労災病院等においては、厚生労働省が策定した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策の着実な推進のために、システムの運用に係る指導を行うとともに、指導結果にて判明した問題点を把握・分析し、ＰＤＣＡサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。		**ウ　情報セキュリティ指導及び情報セキュリティ対策の改善** 本部において、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成 29 年５月第５版）」を遵守した情報セキュリティ対策に関する指導を３病院に対して実施するとともに、国等が実施する監査に準じたシステムの運用等に係る情報セキュリティ監査及び指導を 13 施設に対して実施した。 なお、平成 30 年度においては、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成 27 年７月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査及びペネトレーション（疑似侵入）テスト）を８施設に実施した。 また、これらの指導結果について、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。 上記の取組により、平成 30 年度においては重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。		
	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施すること。	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。	さらに、国の監査に準じたマネジメント監査を実施する。				

	７　既往の閣議決定等の着実な実施 　既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	８　既往の閣議決定等の着実な実施 　既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。					

４．その他参考情報
特になし